

行政革命戦略

5つの宣言

— 改訂第2版 —
(平成21年度版)

平成21年3月
三浦市

はじめに

平成21年3月で「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版」（以下「第1版」という。）の計画期間が終了し、このたび、計画期間を平成24年3月までとした「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第2版（平成21年度版）」（以下「本改訂版」という。）を策定しました。

行政改革ではなく、行政の文化そのものを変える行政革命であると宣言し、行政革命を戦略として示してから、5年7ヶ月を経過しました。

この間、多くの取組を行い、様々な結果を残して参りましたが、平成20年度には、平成21年度から実施する学校給食業務と学校校務員業務の委託契約を締結することができました。また、土地開発公社の資産処理が全国的な大きな課題ですが、未来にツケを残さないことが今を生きる我々の責任であり、迅速な対応こそが、市民みなさまにもご理解をいただける手法であるという認識に立ち、平成21年度から、解散を視野に入れた土地開発公社の資産処理という、極めて重要かつ困難な事業に着手する決断をいたしました。

このことは、まさに行政文化の革命そのものと言って過言ではないと認識しているところです。

一方、アウトソーシングの取組については、ごみ処理業務の民間委託など、今後取り組むべき大きな課題を残しており、学校給食業務と学校校務員業務の民間委託をリーディングケースとして、行政革命の手を緩めることなく、強く進めて参ります。

徹底した品質管理による信用の獲得と利潤を追求するためのコスト管理のノウハウについて、公と民の格差は歴然としていると思います。これは、公と民の役割の違いを規定する法体系などの構造的問題に起因するゆるぎない事実だと認識しており、その意味で、私にとって「民でできることは民で」という理念は不変です。

「民でできることは民で」という理念は、市民みなさまが受けるサービスの品質向上と社会コストの低減に繋がると信じています。

この理念に基づき、高効率・高性能の財政体質を持つ市役所の実現を図るため、ここにあらためて本改訂版をお示しし、「株式会社 三浦市」の企業経営における基本姿勢であるシンプル、スピード、サービスという「3つのS」の徹底を図り、職員一丸となって、市民に信頼される市役所を目指して参ります。

平成21年3月

三浦市長 吉田 英男

本改訂版の構成

本改訂版は、3編で構成します。

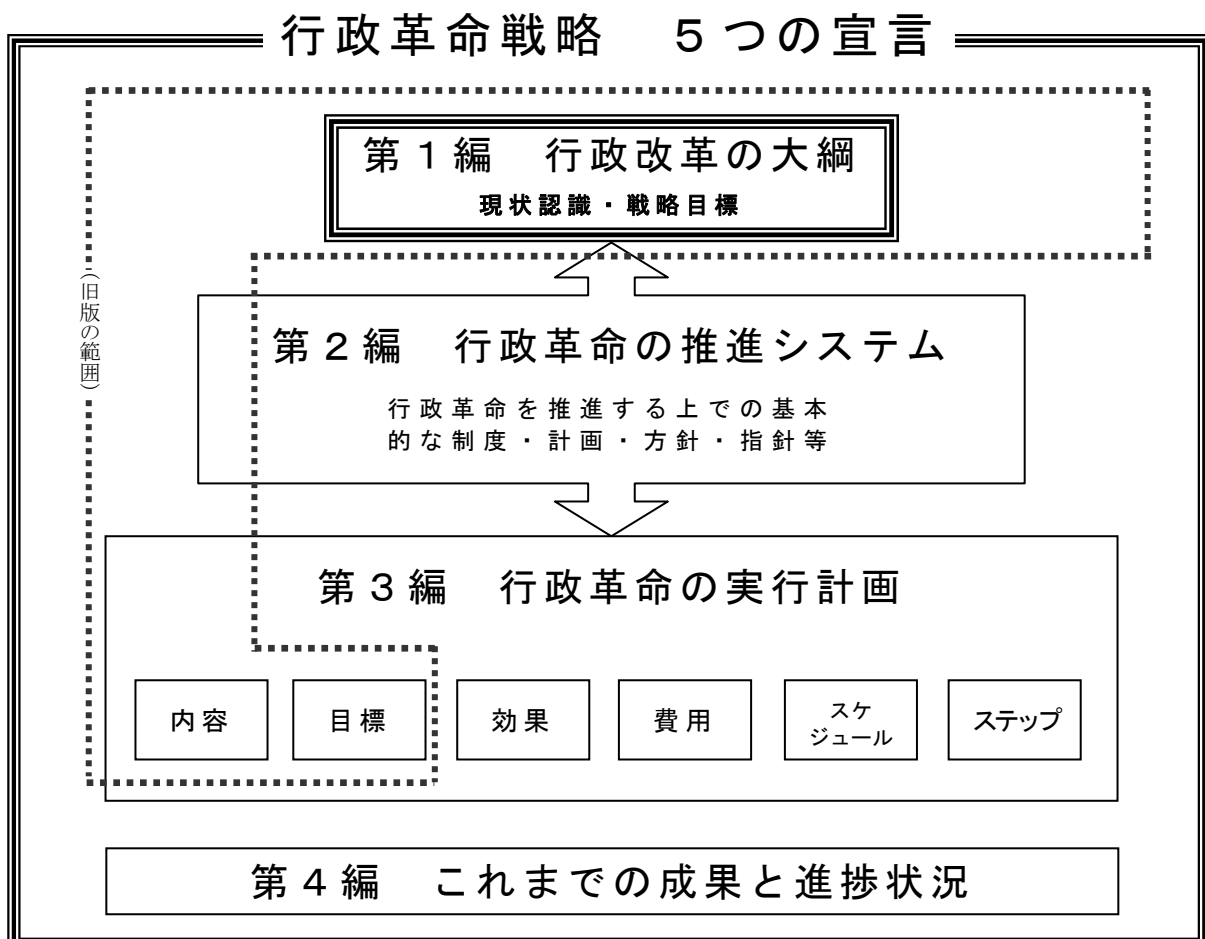
第1編では、行政革命に向けた本市の現状認識とそれに基づく戦略目標と、戦略目標達成のためのツールである「行政革命の推進システム」の基本方針を明記します。これをもって「行政革命の大綱」とします。これは、第1版を踏襲しています。

戦略目標達成のためのツールである「行政革命の推進システム」については第1版では第2編として独立させていましたが、その基本的な制度・方針等を第1編に、取組内容を第2編にそれぞれ盛り込み、基本的な制度・方針等が「行政革命の大綱」と、取組内容が「行政革命の実行計画」と一体とし、「大綱」と「実行計画」というシンプルな関係において、より一層実行計画に特化した戦略といたしました。

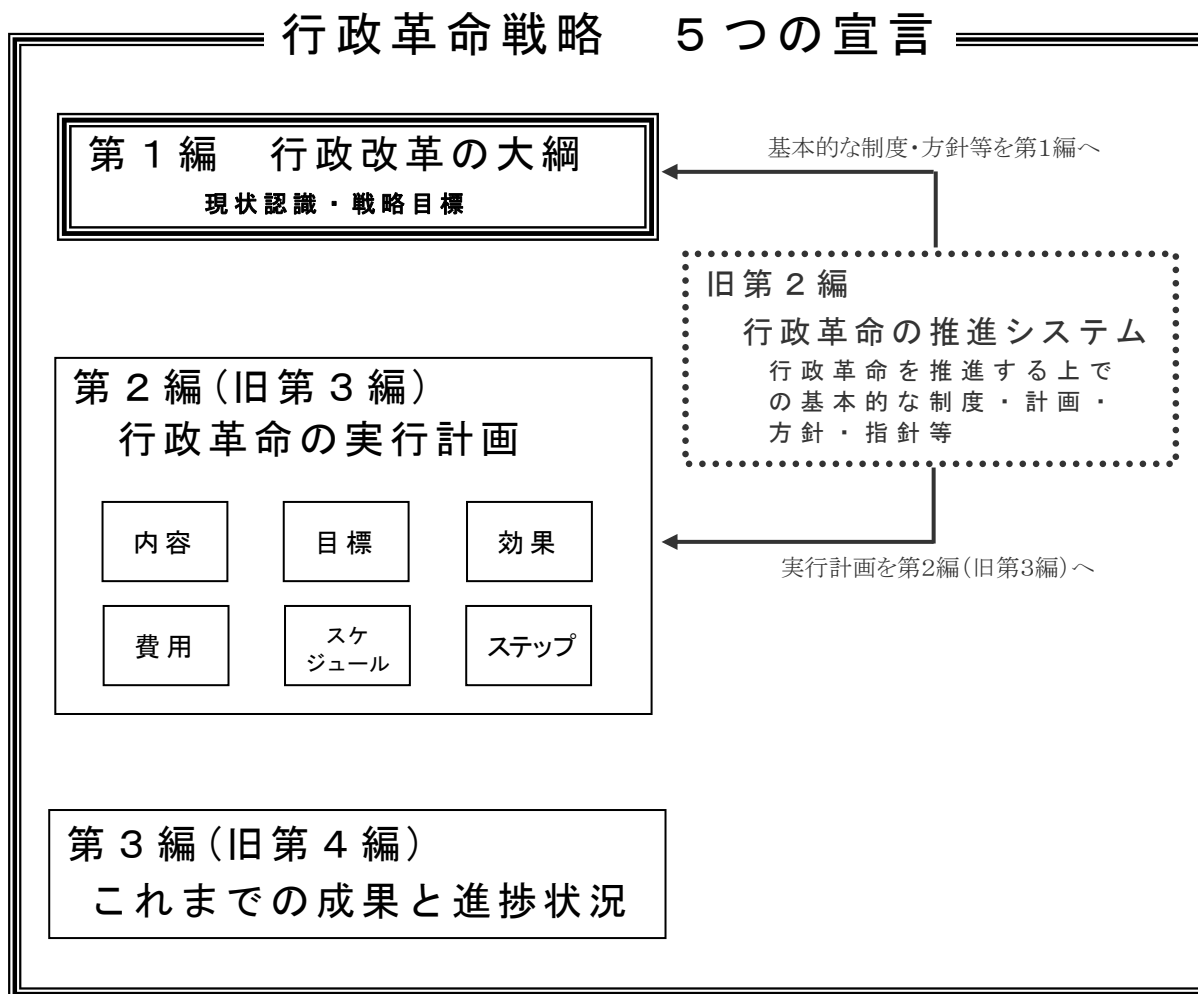
第2編は、第1項において行政革命の推進システムの基本的な制度・計画・方針・指針等の確立に向けた取組内容を明記します。これをもって「推進システムの実行計画」とします。第2項において行政革命の基本戦略の達成に向けた個別具体的な取組事項とその内容、目標、効果、費用、スケジュール、ステップを示します。これをもって「戦略の実行計画」とします。そして、

第1版の第4編を本改訂版では第3編とし、「旧版平成19年5月」（以下「旧版」という。）及び「第1版（平成20年度版）」の計画期間中における取組状況を「これまでの成果と進捗状況」として整理しています。

図「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版」の構成



図「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第2版(平成21年度版)」の構成



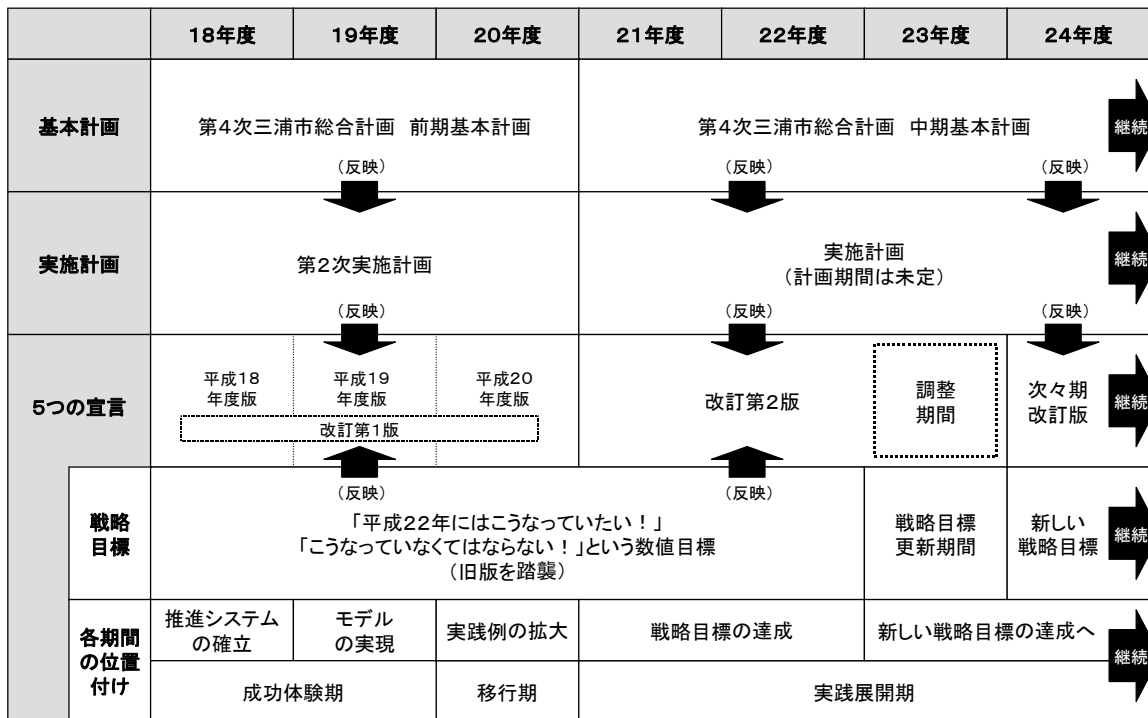
改訂版の計画期間

本改訂版の計画期間は平成21年4月から平成24年3月までの3年間とします。

「第1編 行政革命の大綱」で掲げる戦略目標の達成目標年次は、これまでのまま平成22年度とします。この戦略目標について旧版の「はじめに」では、『平成22年にはこうなっていたい!』『こうなっていないなくてはならない!』という強い思いで、あえて大胆な数値目標を掲げました。あらかじめ、100%達成できそうな低い目標を掲げるのではなく、到達すべき高い目標を掲げた上で、それを80%でも、90%でも達成するために挑戦していこう、という積極姿勢が必要だからです」と明記しています。本改訂版においても、このような旧版からの積極姿勢を引き継ぎ、戦略目標の内容及び達成年次の見直しは行わないことにしました。

なお、本改訂版の計画期間の最終年度である平成23年度に、平成22年度までの実績を総括し、さらに国と地方の関係の見直しなどの地方分権改革の動向も見据えた上で、新しい戦略目標を掲げた次期改訂版（改訂第3版）を作成し、平成24年度から新しい戦略目標の達成に向けた取組を始めます。

図 行政革命の年次別スケジュール



改訂版の進行管理

本改訂版で掲げた「行政革命の実行計画」の個別事項については、「第4次三浦市総合計画（三浦みらいプラン21）」（以下「三浦みらいプラン21」という。）の実施計画事業と合わせ、業績目標の設定と実績の公表など、1年サイクルの進行管理を行います。

なお、「第3編 これまでの成果と進捗状況」に記載された内容のうち成果が確認されていないものについては、本改訂版第1編から第2編に個別の記載がない場合でも引き続き進行管理の対象とします。

「集中改革プラン」との関係について

平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月29日に、総務省において「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（以下「指針」という。）が策定され、同日付けで総務事務次官から「地方公共団体におかれましては、この指針を参考として、より一層積極的な行政改革の推進に努められますよう、命により通知いたします。なお、都道府県におかれましては、各都道府県内の市区町村に対しても本通知について周知されますようお願いいたします（抜粋）」との内容が各都道府県知事及び各政令指定都市長あてに通知されました。これを受けて、同年4月8日に神奈川県知事から横浜市、川崎市を除く県内各市町村長あてに同内容の通知がされました。

本市が集中改革プランを策定するのはこの総務事務次官通知によるものです。

この指針の中で、地方公共団体及び地方公営企業は、①事務・事業の再編・整理、廃止・統合、②民間委託等の推進、③定員管理の適正化、④手当の総点検をはじめとする給与の適正化、⑤第三セクターの見直し、⑥経費節減等の財政効果などの事項について、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を住民に分かりやすく明示した計画を策定し、平成17年度中に公表することとされており、この計画を「集中改革プラン」と称しています。

本市では、「行政革命戦略 5つの宣言」がこの「集中改革プラン」に相当するものと位置付け、「平成18年度版」の策定を、総務省が求めている「集中改革プラン」の策定に代えました。

このため、「第2編 行政革命の実行計画」では、各取組事項において「集中改革プラン」の区分欄を設け、当該欄に下記の項目のいずれに該当する取組であるかを示しました。

なお、地方公営企業（病院事業会計、水道事業会計）に関する取組については特に⑦を設け、集約しました。

- | | |
|---------------------|--------------|
| ① 事務・事業の再編・整理、廃止・統合 | ⑤ 第三セクターの見直し |
| ② 民間委託等の推進 | ⑥ 経費節減等の財政効果 |
| ③ 定員管理の適正化 | ⑦ 地方公営企業の取組 |
| ④ 給与の適正化 | |

目次

第1編 行政革命の大綱	1
I 行政革命とは何か	3
II 三浦市における行政革命の目的	6
III 行政革命の基本戦略 ～ 5つの宣言	8
IV 現状認識と戦略目標	9
V 行政革命の推進システム	20
VI 行政革命の責任分担	24
第2編 行政革命の実行計画	27
第1項 推進システムの実行計画	
I アウトソーシング促進システム	31
II 人財育成・活用・管理システム	34
III 行政評価システム	44
IV 税外収入増加システム	46
V 市民協働システム	50
VI 情報化推進システム	56
VII 品質向上システム	60
VIII 特別会計等繰出金適正化システム	63
第2項 戦略の実行計画	
I 財政戦略	69
II 人財戦略	84
III 情報戦略	87
IV 組織戦略	89
V サービス・事業戦略	90
第3編 これまでの成果と進捗状況	113
I 「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成20年度版)」における成果と進捗状況	115
II 「行政革命戦略 5つの宣言(旧版)」における2年10ヶ月の成果と進捗状況	136
資料1 「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成20年度版)」の「はじめに」	143
資料2 「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成19年度版)」の「はじめに」	144
資料3 「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成18年度版)」の「はじめに」	145
資料4 「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第2版(平成21年度版)」ができるまで	146

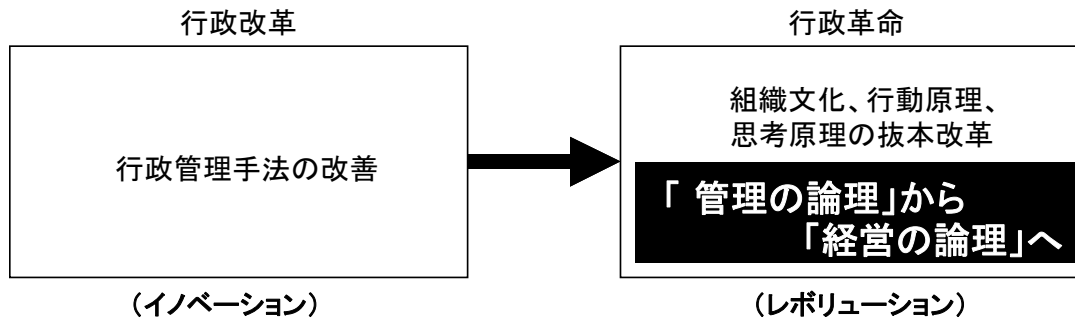
第1編 行政革命の大綱

I 行政革命とは何か

行政革命とは、行政運営を「管理の論理」から「経営の論理」へと転換する運動です。

いわゆる「行政改革」が行政管理手法の改善、つまりイノベーションを意味するものだとすると、「行政革命」は、明治維新以降の約130年間、現在の地方自治の仕組みが確立されて以降の約60年間に、国、地方自治体などの行政が共通に依拠してきた行政の組織文化、行動原理、思考原理の抜本改革、つまりレボリューションを意味するものです。そして、その抜本改革の内容は、「管理の論理」から「経営の論理」への転換であるということが出来ます。

図表1 行政革命の意味



1. 「管理の論理」に基づく行政運営

第一の論理 ●執行主義 ●形式主義 ●横並び主義

取り締まることを意味する「管理の論理」は、第一に、法令・制度を守り、間違いや落ち度がないこと、あらかじめ立案した計画に従って遅滞なく正確に執行することを重視します。行政は間違いさえ犯さなければよいという価値観であり、市民の暮らしに対する行政活動の効果は重視されません。成果よりも過程、手続などの形式的な正当性を重視します。行政過程はどの自治体でも概ね同じようなものですから、いきおい個性のない“金太郎飴”的な地方行政となってしまいます。

第二の論理 ●ばらまき主義 ●公共独占

第二の論理として、市民からの批判や苦情も行政の落ち度であるとみなされるため、市民のあらゆる欲求を常に満たすことを重視します。行政は、これらの欲求の社会的必要性や緊要性、税で賄うことの必然性などを吟味することなく、無計画に、対症療法的な対応をしてきました。これにより「公共サービス＝行政サービス」という図式が成立し、結果的に「公共」という領域を行政だけが言い、独占するという社会構造を定着させてきました。この社会構造のもとで、市民の多種多様な欲求はそ

のまま“行政需要”の増加につながり、その結果として未曾有^{みぞう}の財政危機をもたらしました。同時に、民間における「公共」的な領域における事業機会を奪うという結果をもたらしてきました。

第三の論理 ●内部合理性重視

第三の論理として、行政活動の対象となる市民や地域社会にとっての合理性（わかりやすさ、満足感、納得感）以上に、行政組織内部での合理性を重視します。行政内部にしか通用しえないような意識・価値観・慣習が形作られ、行政特有の文化として定着し、市民にとって分かりにくい閉鎖的な組織となってきました。

行政特有の文化の一つは、上司の命令と部下の受命の関係における秩序の曖昧さにも現れています。行政職員といえども、「上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない（地方公務員法第32条抜粋）」ことは言うまでもありません。しかし、実際にはそれが曖昧にされています。これには大きく2つの原因があるのではないかと考えられます。

一つは、地方公務員法第30条による「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し（後略）」との規定が、あたかも一人ひとりの職員が自ら考える「公共の利益」に即して業務を遂行すべきことを奨励しているかのように曲解されているということです。まるで「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ（憲法第76条第3項抜粋）」という規定と同じような解釈がなされているかのようです。

いま一つは、閉鎖的な行政組織には、上司の命令を忠実かつ迅速に対応処理しなかった場合であっても、部下を叱責、叱咤し、改善を求めることをあまりしないという“馴れ合い”文化が定着しているということです。その結果として、侃々諤々^{かんかんがくがく}の議論を嫌い、評価し、評価されることを嫌い、ただ時間ばかりが過ぎていくのを看過することになっているようです。

第四の論理 ●中央集権主義

第四の論理として、管理を効果的に行うことのできる中央集権的・ピラミッド型の組織体制と強力な行政管理システムを重視します。このようなシステムは、危機対応業務や定常的業務には有効に作用する場合がありますが、職員一人ひとりの創意工夫が大いに必要とされる時代にあっては、負の方向に作用することも多くなります。執行部門における裁量権限は小さく、管理者にとって職員とは、仕事を「やらせる」対象であり、「任せる」対象ではないと考えられます。一方、職員も指示どおりに「やらされる立場」であることに安住し、「任される立場」で自ら考え、行動することを放棄する傾向が現れます。

当然のことながら、行政管理は必要不可欠な行為です。しかし、それが何のための管理であるか、管理システムが形骸化していないか、管理することそれ自体が自己目的化してはいないか、といった問いかけが常になされていなければ、管理の負の側面ばかりが、組織文化を支配することになってしまいます。

このように「管理の論理」を紐解いてみれば、今日の行政が抱える構造的な問題を、物の見事に浮き彫りにすることができます。

2. 「経営の論理」に基づく行政運営

これに対して、「経営の論理」とは、規模を定め創意工夫をしながら臨機応変に物事を行うことです。①達成すべき成果目標を定め（計画立案）、②その達成に向けた行動を起こし（実行）、③行動の結果を測定し（評価）、④測定された結果を踏まえて成果達成のために軌道修正を図る（改善）、という一連の過程（これをPDCA、経営循環と言います）を循環させながら、成果を高めていく行為が「経営」です。

第一の論理 ●成果主義 ●改革志向 ●個性重視

「経営の論理」は、第一に、あらかじめ定めた成果目標の達成を重視します。過程よりも成果を重視します。既存の手続からみた正当性よりも、成果を獲得するために必要な手続・制度を考案することを重視します。成果は地域社会のニーズ（社会的不足状況）を満たすことですから、その内容と水準は地域の特性を反映したものとなります。つまり、自治体の政策に個性が現れるということです。

第二の論理 ●戦略志向 ●市場志向

第二の論理として、行政は最小の費用で最大の市民満足を得ることを要請されていますので、達成すべき成果の内容と水準を慎重に精査した上で経営資源（人、物、金、情報）を配分し、執行することになります。「本当に税によって達成すべき目標、満たすべきニーズなのか」、「本当に行政がそのサービスを提供するのが効率的なのか」を常に問いただしながら、戦略的な観点からの優先順位をつけることになります。行政責任の範囲外にあるとみなされた公共サービスや、費用に比べて効果が少ないサービスについては、民間主体の責任で供給することも要請します。つまり「公共サービス＝行政サービス」という枠組みを壊して、市場メカニズムも活用します。

第三の論理 ●協働志向 ●納税者への説明責任（経営責任） ●顧客志向（品質説明責任）

第三の論理として、地域社会のニーズを行政だけでは満たすことができない状況である以上、公共の担い手は行政だけではないという認識を持つことになります。行政と業務提携して、共に活動してくれる企業やNPO、地域コミュニティといった提携相手（協働相手・パートナー）が必要です。

また、市民には財政基盤を担う主体として経営を監視し、時には応援し、時には戒めてくれる責任ある納税者（出資者・株主）としての「顔」があります。そのため、経営状況に関する説明責任が必要不可欠となります。それに加えて、行政が提供するサービス・事業の受益者としての「顔」もあります。受益者たる市民にはサービスに対する品質評価をしてもらい、絶えず品質の向上を図る必要があります。市民にはこうした多面性があることを十分にわきまえ、行政は、それぞれの側面に対して

適切な対応をすることが求められます。

そして、そのためにはまず行政組織におけるシンプル、スピード、サービスの3つのSを徹底し、市民に信頼され、組織内秩序を確立した「株式会社 三浦市」へと進化することが必要です。

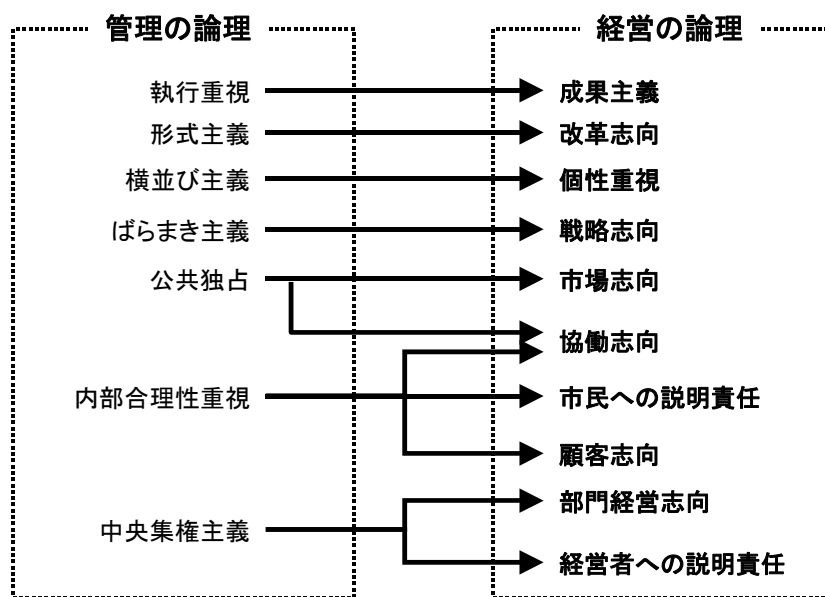
第四の論理 ●部門経営志向(庁内分権) ●経営者への説明責任(内部説明責任)

第四の論理として、執行現場の創造性及び機動性を重視します。経営管理部門は成果管理と市政全体としての基本的な目標の設定に専念し、成果の産出過程は事業部門の裁量に任せます。その一方で、総務室を筆頭とする事業部門は管理部門に対して任された業務に関する業績報告の義務を負います。ひとことで言えば、庁内分権を重視するということです。

3. 管理の論理から経営の論理へ

図表2 「管理の論理」から「経営の論理」へ

このように、「行政革命」は行政の組織文化、行動原理、思考原理を支配してきた「管理の論理」を「経営の論理」に転換する運動です。これはD・オズボーンらの著書である「脱・官僚主義」において「政府のDNAを変える」との表現で提言されている問題意識とも一致します。また、札幌市の「行政経営戦略」(平成14年5月)でも、『変革型市役所』を目指してとの副題のもとで、人(職員)と組織が持つ文化の改革を全面に打ち出しています。福岡市の「DN



A2002計画」もまた同様の発想に立脚しています。「行政改革」と「行政革命」は同じように“変わる”を意味していますが、実は本質的に似て非なる概念なのです。

II 三浦市における行政革命の目的

本市における行政革命の目的を以下のとおり定めます。

あらゆる変化に対応し、いかなる難局にあっても「人・まち・自然の鼓動」を感じ続けることのできる三浦市の実現

この意図するところは以下のとおりです。

【持続的な歳入増加を期待することはできない】

我が国全体の経済情勢を直視すれば、今後の政策展開によって歳入が一時的に増加する年度があったとしても、持続的な増加傾向に入ることは望めません。

【公的なサービス・事業への要望・期待は高まる一方】

長引く地域経済の低迷により市民生活、地域経済は大きな痛手を負っており、公的なサービス・事業により回復することへの要望と期待は高まる一方です。

【すべての公的なサービス・事業への要望・期待に市役所が応えることは不可能】

歳入増加が望めない状況下で、高まる市民の要望と期待に行政だけで対応することはもはや不可能であり、これからは優先順位をつけながら必要性や効果の低いサービス・事業から切り落としていかざるを得ません。しかし、優先順位が低いサービス・事業であっても、市民生活、地域経済にとっては決して無用なものというわけではありません。これらのサービスは市民（住民、事業者、市民活動団体等を含む）が持つ知恵と力と協働して対応していく必要があります。

また、これまでの借入金の返済や市が出資・出捐^{しゅつえん}している第三セクター等の経営再建、土地開発公社が抱える不良資産などを考慮すると、市全体としての財政状況が好転するということは考えられない中でも将来不安を解消するための財政調整基金等の積立金や、戦略的な投資に回すべき金額規模も考慮しなくてはなりません。

【先行き不透明感が高まる一方】

地域経済に限らず、国際的な地域間経済競争、環境、エネルギー、災害、教育、高齢化（少子・長寿化）、地方分権等の構造改革など、さらに現在世界は100年に一度の金融危機に陥っていると言われるなど、様々な局面で先行き不透明感が高まる一方です。

【私たちには「人・まち・自然の鼓動を感じる都市 みうら」を実現する責務がある】

こうした悲観的な見通し、更にどんな難局が襲ってくるかさえ容易には想像できない不透明感があるなかで、私たちは本気になって「人・まち・自然の鼓動を感じる都市 みうら」を実感できるまちづくりを進めていかなければなりません。都市の将来像として掲げた「人・まち・自然の鼓動を感じる都市 みうら」はお飾りのスローガンではないのです。「株式会社 三浦市」には、あらゆる変化に対応し、いかなる難局にあっても「人・まち・自然の鼓動」を感じ続けることのできる三浦市を実現する責務があります。

Ⅲ 行政革命の基本戦略 ～ 5つの宣言

「株式会社 三浦市」は「財政」、「人財」、「情報」、「組織」、「サービス・事業」という5つの経営資源ごとに次のことを市民に向けて宣言します。あくまでも明るく積極的に前進する私たちの行政革命に向けた宣言です。

財政戦略

身の丈メリハリ宣言!! ~ 脱・アレもコレも

市の財政は長年の「アレも、コレも」の発想でどんどん膨らんでしまいました。将来への備えや戦略的な投資のことも踏まえて、「アレか、コレか」とメリハリのある事業選択をすることによって財政規模を縮小し、身の丈に合わせます。

人財戦略

実力派仕事人宣言!! ~ 脱・年功序列人事

何よりも採用年次や年齢を重んじ、みんな仲良く昇給昇格する年功序列人事をやめます。また、成果を出せる可能性に着目して人を雇い、その人の長所を伸ばすべく育て、成果を挙げれば重用する実力志向の仕組みに変えます。

情報戦略

まるはだか宣言!! ~ 脱・閉鎖的ムラ社会

市の信用力を高めるため、そして三浦に来て、知って、買って、住んでもらえるまちになるために、「求められれば公開する」のではなく「是非全部見てください」とまるはだかになって市民の中に、日本中に、そして世界中に飛び出す情報発信と意思疎通のための仕組みをつくります。

組織戦略

庁内分権宣言!! ~ 脱・あなた任せ体質

「この仕事はうちの仕事じゃない」、「この仕事の責任は誰が持つのか決めてくれ」というような職員、とりわけ管理職の言葉を耳にすることが決してない、自ら権限と責任を買って出る管理職が政策の執行を主導する分権型、事業部門中心の庁内体制をつくります。

サービス・事業戦略

協働のまち宣言!! ~ 脱・官製まちづくり

公共とは行政(官)だけが設計し役割を担うのではなく、広く住民、事業者、市民活動団体等の市民も一緒になって担うものであるというまちづくりの原点に立ち返り、各種の地域課題に対する行政責任のあり方と公的なサービス・事業の提供手法のあり方を、行政と市民の役割分担という観点から見直します。

IV 現状認識と戦略目標

「財政」、「人財」、「情報」、「組織」、「サービス・事業」という5つの経営資源に関する「株式会社

三浦市」の現状認識とそれを踏まえた戦略目標を掲げます。

現状認識では、「管理の論理」によるこれまでの行政運営を振り返り、今日的にみて反省すべきことを明らかにした上で、「経営の論理」に立脚した方向性を示しました。

戦略目標では、5つの行政革命に向けた宣言が意味する内容を十分に踏まえ、それぞれの戦略において達成すべき目標を示し、それぞれの目標ごとに、より具体的な達成像や数値目標を示しました。

なお、100%達成できなければ失敗であるということではなく、大いにチャレンジ精神を持つべきという考え方ののっとなって、80%でも、90%でも確実に達成することを目指して取り組みます。

図表3 5つの宣言と達成すべき目標



1. 財政戦略 身の丈メリハリ宣言 ～脱・アレもコレも

(1) 基本認識

本市における財政危機を招いた原因の多くが、長引く不況や国家財政の逼迫ひっぴくといった外部要因であ

ることは間違いありません。しかし、結果的には市の責任も大きいと言わざるを得ません。産業構造の転換を積極的に政策誘導してこなかったこと、必要性・必然性を十分に考慮せずに「せっかくだから」の感覚で、国・県の補助金に飛びついて事業を行い、その成果を検証しないうえに、いくつかの公社等の第三セクターに対しては、その業務効果や経営見通しがあいまいなまま投資をしてきたこと、市民の要望に対し庁内合意が不十分なまま事業化してきたことなどが市の責任として挙げられます。市税・交付税といった自由に使える一般財源の範囲内で歳出予算を編成すべきという基本を守りきれず、中期的な展望もなく「アレも、コレも」と施策・事業を採用、継続してきたことが大きな誤りでした。身の丈を超えた財政規模をいつまでも続けることができないのは当然です。そこで大切なのが選択と集中、つまりメリハリのある財政運営です。「アレか、コレか」という発想で優先順位を付けながら予算編成をし、将来不安を解消するための積立金や戦略的な投資にしかるべき金額を回すことのできる財政が、今の私たちにとっての健全財政の姿です。

市が行っているサービス・事業はもともと何らかの必要性があることを認められて予算化されているのですから、必要性だけを基準にして優先順位を決めることは困難です。そこで、歳出に関して本市は「他に比べて明らかに効果が大きいもの」、「休廃止することによって、明確に大きな社会問題を引き起こしかねないもの」を優先順位の大きな基準とします。今はプラスアルファを求めるだけの財政的余裕はないのです。また、事業の効果・目的が重複しているものが多くあります。そのため、平成19年度から本格稼働させた行政評価システム等によりサービス・事業の廃止、統合をどんどん進めていきます。結果として継続実施することになったサービス・事業であっても、人件費を含めた費用管理を徹底し、1円でも少ない経費でより高い効果を出せるように工夫します。

一方で、地域経済を支える民間事業や市民活動の活性化と、それによる社会コストの削減や市税の増額に向けた戦略的投資を積極的に実行していきます。未利用の市有地（行政財産、土地開発公社所有土地を含む。）の有効活用・処分、受益者負担の原則を厳格に適用するとともに市民負担を十分に考慮した使用料・手数料の適正化、補助金・負担金の抜本的な見直し、民間資金・能力の活用、公社等の第三セクターの不良債権処理を含む経営再建などに、引き続き重点的に取り組みます。

平成16年度当初予算の編成時に導入した「分権編成方式（総額管理・部門編成型）」は、三浦市の身の丈に合った財政規模を実現することに一定の効果を上げることが分かりました。平成17年度の第2次実施計画策定作業と併行して取り組んだ平成18年度当初予算の編成時には、「義務的経費」、「その他経常的経費」、「実施計画事業費」の経費区分を明確にした上で、「その他経常的経費」を対象として分権編成方式を採用しました。これによって、市役所中枢を担う経営管理部門と各政策部門の役割分担を明確に区分することができました。庁内分権宣言との関係においても、今後より一層、各政策部門の責任と権限を強化し三浦みらいプラン21に即して、毎年度ゼロベースで事業費を見直していきたいと考えています。

また、将来への備えを万全なものとするため、できる限り多くの財政調整基金を積み立て続けることのできる財政を目指します。

(2) 平成22年度における達成目標

目標1 一般財源規模に見合った財政規模へと緊縮化が進んでいる

- 平成22年度における一般会計予算規模及び主要財政指標の数値目標を公表します。この数値目標は、今回公表した三浦みらいプラン21の財政推計結果を踏まえた上で、財政健全化に向けて設定したものです。

	H22 決算(目標)	H19 決算
一般会計予算規模(千円)	14,475,227	17,278,529
経常収支比率(%)	98.0	98.8
実質公債費比率(%)	9.2	8.4
財政力指数(単年度)	0.800	0.790
実質収支比率(%)	0.4	0.9

目標2 将来不安を解消できる財政調整基金の積み立てが順調に進んでいる

- 平成21年度～23年度決算における財政調整基金現在高の数値目標を公表します。この数値目標は、今回公表した三浦みらいプラン21の財政推計結果を踏まえた上で、財政健全化に向けて設定したものです。

	H21 末	H22 末	H23 末
財政調整基金現在高(目標値)	327,621	129,675	108,953
財政調整基金現在高(財政推計結果)	312,020	108,642	83,733

目標3 市有財産及び土地開発公社保有資産が適正に利活用されている

- 第1版において、「平成21年度～平成23年度における保有資産の現在価値の数値目標については、その表示方法も含めて、平成21年度にスタートする中期基本計画および次期の実施計画にあわせて公表します。」としていましたが、平成20年度に国から示された新地方公会計モデルにおける資産評価手法と三浦市財産評価基準との調整に時間を要したため、その目標を達成することができませんでした。国のモデルに基づき評価方法の見直しを行い、平成21年度に普通財産について再評価し公表するとともに、平成22年度以降、市有財産全体に拡大していきます。なお、未利用等の市有地の処分について、平成21年度は1箇所、平成22年度～23年度は3箇所を処分する方針です。また、土地開発公社については、解散処理に向け、平成21年度中に「経済財政改革の基本方針2008」等に基づく改革プランを策定して取り組みます。

目標4 財源の使い方とその効果に対する市民の納得度が高い水準で維持されている

- 財源の使い方とその効果に対する市民の納得度を高めるために行政評価を実施し、その結果を「行政サービス品質説明書」^(注1)として公表し、市民の60%以上^(注2)が納得する施策を展開します。

(注1) マーケティング理論で一般的に言われているマーケティング手段の4分類(4P)である「製品(Product)」、「価格(Price)」、「チャネル(Place)」、「プロモーション(Promotion)」を参考に、「サービス(事業目標)水準」、「費用」、「説明責任」、「提供方法」という4つの要素を「品質」と定義し、各事業担当課の責任で、それぞれの実態を説明した文書を作成します。

(注2) 平成11年10月に実施した「まちづくりアンケート」では、43.2%の市民が「市内に住み続けたい」と回答していました。この結果から推察すると、税金の使い方とその効果への納得度を調査した場合、ほぼ同水準の結果が出るものと予想されます。そこで、これを大きく上回る60%以上を目指すことにしました。

2. 人財戦略 実力派仕事人宣言 ～脱・年功序列

(1) 基本認識

これまでの長い間、市役所は全く競争のない社会でした。一所懸命頑張っても頑張らなくても、成果を出しても出さなくても給料は同じ、昇給昇格もほぼ横並びでした。これは本当は不平等なことです。職員も、そんな不平等に対して心の中では憤慨していました。しかし、あえて波風を立てようとしない馴れ合いや事無かれ主義、改革に対する諦め感が庁内にまん延していることが、こうした問題を放置する温床となっていました。しかし、市民が汗水を流して納めてくれた大切な税の信託を受けた市職員として、よい仕事をするためには職員同士の摩擦も辞さず、改革を諦めない強いプロ意識が必要です。幸いなことに、今の三浦市役所にもプロ意識を持った仕事人が少なからずいます。

健全な競争の中で頑張らない人、成果を出せない人は、淘汰されていくのが自然の摂理です。市民のために役に立つことができない職員は必要ありません。プロとしてふさわしくない行為・態度が目には余る事態に対しては、分限処分及び懲戒処分を含めた厳正な対応を厭いません。「悪貨は良貨を駆逐する」という言葉のとおり、そのような職員は今すでにプロ意識を持って仕事に当たっている職員や、プロとして成長しつつある若い職員に対して、悪影響を与えるおそれすらあるからです。費用削減のためにむやみに人員削減をするのは良いことではありませんが、市民の役に立つ最小限の仕事人(正規職員)で市役所を運営していくことが、何よりも市民にとっての利益につながります。

平成17年度に非管理職を対象に実施した「職員給与と職責のバランスに対する職員納得度調査」の結果によれば、管理職になることを望まない職員が8割以上であることがわかりました。「議会対応が大変そうだから」、「部下の管理監督責任が大変そうだから」、「所掌範囲が広すぎて知識が追いついていけなくなるから」などが理由として挙げられていますが、総じて言えば“やりがいのある管理職像”を示すことができていないことが大きな原因であろうと考えられます。下位の等級にある職員が上位の等級にある職員の給料を上回る逆転現象に対しては、職員の不満が極めて大きいということもわかりました。市役所も一つの企業です。企業には強い上昇志向を持つ士気の高い社員が不可欠です。進んで管理職になりたいと思えるような職場にするための仕組みを築いていかなければなりません。

これからの三浦市役所は、実力派の仕事人集団となることを目指します。平成18年度に策定した「三浦市人財育成・活用基本プラン」に基づいて、みんな仲良く昇給昇格する年功序列人事を止め、

成果を出せる可能性に着目して人を雇い、その人の長所を伸ばすべく育て、成果を挙げれば重用する実力志向の仕組みに変えます。失敗を恐れて現状にとどまろうとする職員よりも、チャレンジ精神旺盛な職員を重んじます。チャレンジした上での失敗に対しては、人事考課上減点するようなことはしません。職員の成果・能力・努力を適正に評価します。市役所内部だけにとどまらず、民間や市外で活躍しているプロの仕事人との人脈を使って、よりよい成果を挙げようとする行動、都市間競争を勝ち抜いていこうとする行動を高く評価します。そのような評価体系を持つ人事考課制度を平成19年度には管理職を対象として本格稼働させました。

この仕事人集団では、性別も年齢も学歴も職歴の長さも関係ありません。男性にとっても、女性にとっても、安穩と安住できる場所の一つもありません。一人ひとりの職員が日常的に競い合い、切磋琢磨しながら応援・協力し合う仕事人集団こそが、私たちが目指す市役所の姿です。

(2) 平成22年度における達成目標

目標1 自治体職員としての基礎的・基本的な知識・モラル・マナーが身についている

- 基礎・基本検定^(注3)に合格する職員（行政職対象）の割合を80%以上にします。
- モラル・マナーチェック^(注4)に合格する職員（全職員対象）の割合を80%以上にします。

(注3) 地方自治法、地方公務員法などの法的知識、行政経営等に関する基礎的知識を検定する試験。平成20年度に手法開発を終えました。

(注4) 日常の勤務態度等を点検する検査。平成21年度末までに実施します。

目標2 必要最小限の正規職員で業務を進めている

- 平成18年度～22年度の正規職員数を本改訂版で示した職員数計画に基づいて削減するため、退職者不補充と新規採用の抑制を徹底します。

目標3 職員の成果・能力・努力が評価され、昇給、昇格、異動、処遇に反映されている

- 昇任資格試験^(注5)により昇任した主査級職員の割合を80%以上にします。
- すべての部長級職員、課長級職員が人事考課^(注6)において良好（標準）以上と判定された状態を維持します。
- 所属部長・課長の80%以上が、主査級職員以下の配置について納得している状態にします。
- 部長級職員の平均年齢を55歳未満、課長級職員の平均年齢を50歳未満にします^(注7)。
- 管理職の仕事ぶりや給与のバランスに対する非管理職の納得度を80%以上にします。
- 異動・昇任に際して、仕事人としての進路設計^(注8)が考慮されたと納得できる異動対象職員の

割合を50%以上にします。

- 管理職としての仕事に魅力を感じる職員の割合を80%以上にします。

(注5) 人事考課の結果と昇任教養試験、論文試験及び面接試験の結果の総合評価によって昇任資格の可否を決定する試験制度を、平成19年度から実施しています。

(注6) 業績考課を加味した新たな人事考課制度を再設計して、平成18年10月から試行しました。なお、平成19年度からは管理職を対象に本格稼働しています。

(注7) 年功序列による人事ではなく、能力重視の登用により、結果として平均年齢が下がることを目指すという意味です。管理職登用にあって、年齢制限を設けるものではありません。

(注8) 個々の職員の進路を職場の上司との相談を経て設計したもの。キャリアデザイン、キャリアプラン。

目標4 市役所の外部で実力とモラルを高く評価される職員が大勢いる

- 平成17年度～22年度の各年度に、学会誌、専門誌、新聞・雑誌などにおいて業務に係わる意見発表をした職員（個人・グループ）を毎年延べ5名（グループ）以上にします。
- 平成17年度～22年度の各年度に、学会、研修会、講演会、シンポジウム等で講師、パネリストを経験した職員を毎年延べ5名以上にします。
- 平成17年度～22年度の各年度に、他自治体に対して指導的立場で人事交流することのできる職員を毎年延べ3名以上にします。
- 平成17年度～22年度の期間に、市内で公益活動を行う職員出資の営利法人を少なくとも1法人設立します。

3. 情報戦略 まるはだか宣言 ～ 脱・閉鎖的ムラ社会

(1) 基本認識

よい仕事をするためには、仕事人同士、仕事人と顧客、仕事人と株主、仕事人と提携相手（協働相手、パートナー）などの信頼関係が必要です。それは、お互いに隠しごとをせず、胸を開いて意思疎通をすることで確立します。

かつて市役所内で問題視されていた政策決定過程の不透明さについては、政策会議、経営戦略会議、部門経営会議等の庁議システムを平成15年度から平成17年度にかけて確立し、庁議記録を発言者名を明らかにした上で庁内公表することによって、ほぼ解消されてきたと言えます。平成20年度には庁議マニュアルを作成し運用することにより、さらなる透明化を進めました。また、平成16年度には三浦市公式ホームページを改訂し、市民にとっての利便情報がそれまでに比べればとても多く提供されるようになりました。平成19年度には使いやすいホームページにするための見直しを行いました。市役所の業績目標やその達成状況や予算編成過程の公表、市民対話集会「みうらトーク&トーク」、営業開発課による積極的な三浦市の売り込み活動等もすっかり定着してきました。マスコミ等への取材対応、情報の投稿も活発になってきました。さらに、市の広報紙「三浦市民」が市民にとってより身近で便利な情報源として活用されるように、平成19年度より市民特派員（ボランティア）を

導入しました。

改善すべき点もまだまだたくさんあります。市民からの苦情、要望、問い合わせとそれらへの回答については、平成20年度に「インターネット目安箱等に寄席られた意見等の取扱いに関する要領」や「陳情等事務処理要領」を整備しました。しかし、特に市役所内の人事、組織、文書等に関する記録や、市民サービス、公共事業等の進行状況、といった経営管理情報のデータベース化がまだまだ遅れています。このような経営管理情報についても、「求められれば説明する」という姿勢ではなく、「是非知ってください」という積極的で謙虚な姿勢で、広く市民に公表すべきことは言うまでもありませんが、元になる情報そのものを分かりやすいかたちで整理しデータベース化することが急務です。平成15年度から始めた「地域密着型研修」は、職員が日常の業務の中で市民とともに汗をかき、本音で会話をする機会を頻繁に作ることによって信頼関係を確立することを目指すものです。この研修の受講者については、行政職職員の5割が受講しましたが、引き続き達成目標である行政職員8割の受講に向け受講者を広げていく必要があります。

これらすべてのことは、私たちが勇気を持って“まるはだか”になる意識を持つことで解消できます。“まるはだか”になるということは、個人のプライバシーを侵害したり、公正な市場競争を妨げることにつながるようなことを除くすべての情報を、包み隠さずつまびらかにすることです。すなわち、行政を“超透明化”することです。すべての情報を自ら積極的に発信し続け、まちの声、市民の声に謙虚に耳を傾け続けることです。そうすることによって、市役所は外部に閉じられたムラ社会から市民に開かれたマチ社会に変わることができます。これからは、どこまで公表できるかといったことに頭を悩ませる必要はありません。すべてを情報提供し、進んで公表すればよいのです。事実上「やらない」意思を「善処します」という言葉でごまかす必要もないのです。できないことはできないと正直に答え、できない理由をきちんと共有し、それを克服するために職員と市民が協力しあうことに注力する方がよほど建設的です。情報公開や説明責任という言葉を持ち出すまでもなく、日頃から当たり前の基本動作として常に“まるはだか”になって、市民の中に、日本中に、そして世界中に飛び出す情報受発信と意思疎通に取り組むことが必要なのです。もちろん、情報の取り扱いには細心の注意が必要です。市民の個人情報は何よりも大切に扱い、公務員としての守秘義務を常に意識する一方で、市からの情報を効果的に伝える巧みな演出ノウハウを身につけ、外部の情報に対する高感度のアンテナを張り巡らせておくことが必要です。このように、情報に対する鋭敏な感性を持つ市役所の文化を育てていかなければなりません。

(2) 平成22年度における達成目標

目標1 市民と職員、議会と職員との信頼関係ができています

- 個人・法人事業主等と常時コミュニケーションできる関係にある職員を80%以上にします。
- 各部が開催する市民懇談会など市民と行政の対話の場に参加する市民の総数（実数。延べ数ではない。）を人口の約5%に相当する2,500人以上、リピート率を70%以上にします。
- 各区の区長あるいは役員と仕事上の意見交換をしたことがある職員（業務上関連する職員対象）

を80%以上にします。

- 議場外で、市議会議員と施策に関する意見交換をしたことがある職員を80%以上にします(注9)。
- 毎年出される市民要望に対し、毎年同じ「できない」という答えを出さないようにします。

(注9) 口利き等の不正行為を防止するため、意見交換の経過・結果については公開を前提とした記録を保存することを、職員に対して義務づけます。

目標2 来遊のリポートと物産のファン、短期滞在を含む居住者が増えている

- 来遊観光客数を年間600万人以上にします。(平成16年は約520万人、600万人を超えた最後の年は平成3年)
- 来遊観光客1人当たりの消費額を3,000円にします。(平成5年に初めて2,000円を超え2,095円、以降の最高額であった平成15年までも99円しか増えず2,194円、来遊観光客目標値の600万人を前提にすると、観光消費額は180億円となり、平成15年度(約105億円)よりも75億円の増加となる。)
- 市内への転入者数を2,500人以上にします。(平成15年が1,599人、平成5年に2,467人となって以降は2,000人台を下回っている。)

目標3 住民にとって有利・不利を判断できる客観的な情報が市内に流通している

- 平成22年には「行政サービス調査」の「透明度」ランキング(日本経済新聞社と日経産業消費研究所が実施)(注10)で全国第10位以内に入り、その後も維持します。
- 平成17年度は約13万ページ/月であった三浦市公式ホームページの閲覧ページ数を、平成18年度以降には14万ページ/月以上にし、その後も維持します。
- 情報公開の決定に対する不服申立件数0件を目指します。
- 市民からの提案・意見・苦情等に対する10日(開庁日)以内の対応徹底を維持します。

(注10) 日本経済新聞社と日経産業消費研究所が平成10年(1998年)から隔年で実施している行政革新度の調査。行政運営の改革度合いを探るため、①情報公開をはじめとする「透明度」、②「効率化・活性化度」、③市民が行政とともに地域づくりに参画できる体制づくりを中心とする「市民参加度」(=市民協働度)、④窓口サービス・公共施設サービスの利便性である「利便度」の4つの要素に分け、各都市ごとに各要素の改革度合いを評価しています。

目標4 個人情報をはじめ、^{ろうえい}守秘すべき情報の漏洩が皆無である

- 行政からの個人情報^{ろうえい}漏洩に関する苦情件数0件を維持します。

- 庁内LAN等の庁内情報ネットワークに対するクラッキング0件を維持します。

目標5 必要最小限の費用でIT化が進んでいる

- 平成15年度以降平成17年度までは毎年2%しか減らすことができなかった紙の使用量を、平成18年度以降、電子決裁、回覧の電子化等により毎年7%ずつ減らします。
- IT化によるコスト削減又は省力効果を毎年度公表します。

4. 組織戦略 庁内分権宣言 ～脱・あなた任せ体質

(1) 基本認識

本市は「政策目標別施策体系」に基づいて行政経営を推進しています。これは従来の「省庁分野別施策体系」に代わる新しい政策の枠組みです。これまで「省庁分野別施策体系」が採用され続けてきた背景には、何をどれくらい実施したかに価値を置く「執行管理主義」の発想がありました。モノの豊かさを追求してきた時代には、何かモノを作ればそれが国民の豊かさに直結していました。とりたてて何の役に立つのかということの問題視しなくても、成長の流れに乗るかぎりその効果は推して知るべし、という態度が許容されてきたわけです。まして従来のように国庫補助等の特定財源のウェイトが高ければ高いほど、省庁の縦割り構造に即した管理をする方が何かと便利だったといえます。つまり、省庁分野別施策体系とその枠組みに基づく組織体制は、国・県から市へ、また市のトップから原局への上意下達型の政策運営によく合ったものだったということが言えます。

しかし、今時代は大きく変化し、何が本当の豊かさなのかもよくわからない不透明な時代に入りました。何をどれくらい実施したかということに価値を置いていても、それがどのような効果に結びつくかが不明確な時代に入ったということです。このような時代に上意下達型の政策運営は向いていません。その都市固有の政策目標をしっかりと見極め、現場に接しながら実際にサービス・事業を営む事業部門がその目標達成に向けて日常的に創意工夫をしながら、臨機応変に活動を進める分権型の政策運営が重要となっています。本市が「政策目標別施策体系」を採用した背景にはそうした時代認識があります。

本市では平成16年度の機構改革により「政策目標別施策体系」に即した組織体系を構築し、政策目標である「一体感のある都市」、「もてなしの心をもつ都市」、「住み心地のよい都市（「生活支援政策」と「都市政策」の2部門に分化）」に即した事業部門を組成しました。その上で、各部門における各年度の業績目標とその達成状況を公表する試みを平成16年度から行っています。また、分権型の政策運営の徹底を目指して、平成17年度から部門経営会議を新たに庁議システムに組み込み、各事業部門における自律的な意思決定ができる仕組みを導入しました。現在では、事業執行レベルでの方針決定や各事業部門が所掌する経常的経費の予算編成を、この部門経営会議の意思決定に委ねる方式を採

用しています。

平成20年度からは、各部門に総務室を新設しました。今後の部門経営は、部門長とその官房組織である総務室が執り行います。この新体制により、部門経営会議、部門内の予算編成及び決算、部門内の人事配置及び人材育成、部門内の組織運営、部門内の情報発信及び共有化、部門の施策及び事業の企画立案及び総合調整等を統括することになります。また、総務室長会議を新たな庁議に位置づけ、各部門共通の部門経営の執行方法や部門を横断するプロジェクトチームの設置等に関する審議を行なうほか、各部門の事務事業、行財政改革、業務改善等の進行管理に関する事項等を報告し合うことにします。

このような新たな仕組みによって、従来は経営管理部門が主導的に担ってきた役割の一部を各部門が担う分権が進み、自ら権限と責任を買って出るプロの仕事人である管理職が政策の執行を主導する分権型、事業部門中心の庁内体制にするという私たちの目標が実現に近づきます。

(2) 平成22年度における達成目標

目標1 サービス・事業の品質を市民に説明できる自己責任体制が確立している

- 部長級としての仕事にやりがいを感じている部長級職員の割合を100%にします。
- すべての部長級職員、課長級職員が人事考課^(注6)において良好(標準)以上と判定された状態を維持します。
- 部長級職員の仕事ぶりや給与のバランスに対する非管理職職員の納得度を80%以上にします。
- 基礎・基本検定^(注3)に合格する部長級職員の割合を100%にします。
- モラル・マナーチェック^(注4)に合格する部長級職員の割合を100%にします。

目標2 現在よりも少ない職員で、市民の生活環境を維持・向上することができている

- 平成22年度までの正規職員数を本改訂版で示した職員数計画に基づいて削減するため、退職者不補充と新規採用の抑制を徹底します。
- 施策評価における成果(アウトカム)測定結果を維持又は高めます。
- 財源の使い方とその効果を示した「(仮称)サービス・事業の品質説明書」^(注1)について、市民の60%以上^(注2)が納得する内容とします。

目標3 一人ひとりの職員が、所属部署の目標設定・実践・評価・改善を主体的に行っている

- 職員全員での話し合いのもとで各部署が年度当初に設定した、担当施策・事務事業や業務改善に関する年度目標を100%達成します。

5. サービス・事業戦略 協働のまち宣言 ～ 脱・官製まちづくり

(1) 基本認識

「一人ひとりの暮らしの中には、『私』だけの問題からみんなの問題へと、『公共』の領域へ拡（ひろ）がっていくものがあります。そのような問題を、私たちは長い間、行政だけに委（ゆだ）ねてきました。（中略）行政により担われていた『公共』に、市民や市民団体、そして事業者も参加する時代が来ています。（中略）市民、市民団体、事業者それぞれが所有する時間や知恵、資金、場所、情報などを出しあい、社会に開けば、それはみんなのもの『社会資源』になります。行政も自ら資源を開き、『社会資源』の形成に参加することが求められます。」

これは平成14年6月に施行された「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」の前文の一節です。この条例は、これからの公共経営、行政経営のあり方を規定する画期的な条例であると評価されています。

「すべての生活ニーズや事業ニーズを、市役所の力だけで満たすことはできません。また、市役所は施策・事業の優先順位付けを明確にするよう強く求められています。したがって、優先順位の低い施策・事業へのニーズについては、市民の地域活動による自主的な対応が望まれます。生涯学習への取組など、多様なテーマの地域活動が活発に行われることが大いに期待されます。」

これは大和市の条例よりも15ヶ月前の平成13年3月に策定された「第4次三浦市総合計画」（三浦ニュープラン21）基本構想第2章の一節です。

いずれにも共通しているのは、もはや公共的なサービス・事業を行政だけが独占し、市民を「顧客」としてしか見ずに、もっぱら官製のまちづくりを進める時代ではなく、市民（住民・市民団体・事業者）も行政の提携相手（パートナー）として大いに力を発揮すべきと考え、公共を担う責任ある納税者としては財政基盤を支え、監視し、戒めてくれる存在であるべきと考える時代、つまり“協働の時代”に至ったという基本認識です。本市は、こうした基本認識に基づき、市民活動や地域への移譲、企業、団体等への委託や民営化を通じて公共サービス・事業の市場形成に取り組むことによって、財政が逼迫^{ひっばく}しても市民ニーズを満たすことのできる公共サービス・事業が提供されている地域社会を創ります。同時に、行政にかかっている費用の削減も実現します。

平成21年度から学校給食業務と学校校務員業務の委託を開始することを決定しました。職員の雇用問題を避けることなく検討・準備に取り組んできた経験と実績は、委託や民営化を聖域なく進めていく上での大きな財産となりました。当面は、平成18年度以来、市場化可能性調査の対象としてきた業務に照準を絞って、アウトソーシングを実行することが私たちの使命です。

公共サービス・事業の民間市場形成が進んだとしても、公共経営者である市行政には包括的な危機管理責任が残ります。例えば、公共サービス・事業を担う企業等が倒産した場合に同種のサービス・事業の供給が完全に停止してしまうことのないようにすること、民間市場で供給されるサービス・事

業の品質管理の状態を監督・指導すること、外部環境の急速な変化によってその担い手である企業等の経営環境が悪化した場合の対策などについての責任です。サービス・事業の供給主体としての役割から離れても、こうした危機管理責任は残ることを十分認識し、危機管理のための体制・仕組みを整えることが必要です。協働の時代においてなお一層強く求められる新しい行政の役割です。

(2) 平成22年度における達成目標

目標1 多くの公共サービスが民の力と官民協働によって提供されている

- 平成22年度末までに、市内で公益的な住民サービス活動を行うNPO^(注11)を6団体増やします。
- 平成22年度末までに、市内で公益的な住民サービス活動を行う営利法人(株式会社等)の事業所を6件以上(市外からの事業所誘致を含む。)増やします。
- 平成22年度末までに、現在市が直営で実施・提供している行政サービス・事業のうち5事業以上を、「協働事業支援金」の該当事業となる市民協働型事業へ移行します。
- 平成18年度以降平成22年度末までに、平成18年度当初時点で市が直営で実施・提供している行政サービス・事業又は庁内管理事務のうち10事業(事務)以上を、委託又は民営化し、費用を30%以上削減します。

(注11) ここでいうNPOは必ずしも法人に限らず、任意の市民グループ・団体を含みます。

目標2 公共サービスの品質維持、継続的な供給についての危機管理が万全である

- 委託や市民協働型で実施・提供する行政サービス・事業について、その品質に対する市民の満足度を60%以上にします。
- 民営化した公共サービス・事業について、その品質に対する利用者の満足度を、民営化以前の水準以上にします。

V 行政革命の推進システム

1. アウトソーシング促進システム

三浦みらいプラン21において、経営力のある市役所づくりの達成のための施策として、行財政改革の一層の推進が位置づけられています。その施策のものの展開方針として、より効果的・効率的に業務を遂行するためアウトソーシングなど企業型経営システムをさらに積極的に導入し、市役所のスリム化を図ることとしています。この展開方針を踏まえ、今後もアウトソーシングの方策を検討を決

定するために必要な基礎情報の収集に努め、民間業者等からの枠に縛られない自由なアウトソーシング方策の提案を得るために「市場化可能性調査」を実施し、実現可能なアウトソーシング方策を継続して検討し、実行します。

2. 人財育成・活用・管理システム

「人財戦略 実力派仕事人宣言」に従い、年功序列や悪平等を排し、職員の志気を高め、命令と受命の関係における秩序が維持された機動的な組織とすることを目指して、人財の育成・活用・管理を推進します。

そのためには、平成19年3月に策定された「三浦市人財育成・活用基本プラン」の個別プランにより取り組んだ「意向申告制度（複線型人事管理のコース選択を含む）（参照 図表7 37 ページ）」、「人財育成ローテーションの実施」、「職場研修への支援」、「人事考課制度の考課項目に対応した職場研修の実施」、「新人事・任用制度（参照 図表7 37 ページ）」、「人事考課制度」、「行政職における主任から主査への昇任資格試験制度（参照 図表7 37 ページ）」、「行政職職員の仕事体験研修“地域密着型研修”」、「市議会とのコミュニケーション」を充実させることが重要です。そのためには、平成21年2月に実施した「人事諸制度に関する職員意識調査」を参考に見直しを進めていきます。組織改革や職員数計画（参照 図表8 39 ページ）による人員削減については、その成果を元に「三浦市職員定数条例」を平成21年度中に改正し、増加する業務を少数で推進する少数精鋭による組織体制とします。また、近年増加傾向にあるメンタルヘルス不全のケアとして「三浦市職員心の健康づくり計画」を策定します。

これまでに掲げた取組のほかに、平成22年度以降の取組として下記事項の具体化に向けた検討を進めます。これらのほとんどは経営管理部門（政策経営部・行政管理部）が担当すべき事項です。なお、改訂第1版で今後取り組む事項として掲げていた「民間・大学・他自治体からの人材交流・登用」は、昨今の社会・経済情勢の変化により、他機関の人材を活用し市の人財戦力とすることが難しいこと、「各派勉強会から全員協議会への移行」は、「市議会とのコミュニケーション」を充実させるためには、最小単位である各派との勉強会を開催し、より深く議論を進めることが必要であるため、本改訂版からは掲載しないこととしました。

- 異動等の際の面談・説明・納得状況調査の実施
- 議員と職員の意見交換会の実施
- 人財データベースによる人財活用
- 職員職能データベースの作成及び公開

3. 行政評価システム

従来の財政運営は行政サービスの受益者の視点ばかりに偏^{かたよ}って行われ、ともすれば納税者の意思が十分に反映されてこなかったのではないかと疑問があります。「財政戦略 身の丈メリハリ宣言」では、市財政の膨張を防ぐために「脱・アレもコレも」を目指していますが、その中で、地方自治の主権者である市民の意思が反映されるガバナンスを追求することが必要です。一般財源の多くをなす貴

重なる市税を負担している納税者が、税金の使い道に納得しているかどうかという点にもっと敬意を払うことが必要です。そのような視点から、従来実施してきた実施計画事業の予算化に当たっての事前評価による事業採択、進行管理、事後評価のルールに加えて、本市は納税者が納得できる合理的な税の使い方を導けるような仕組みとして、施策に係る総費用（人件費を含む）と成果（アウトカム）、当該施策を構成する代表的なサービス・事業（事務事業）の執行量（アウトプット）等を示した上で、費用のかけ方と成果の大きさを評価してもらう市民納得度調査（図表1-1参照）を反映する施策評価を行政評価システムとして確立し、システムを活用した実施計画の進行管理を通して予算編成に反映させる仕組みを作ります。また、行政評価の結果を「行政サービスの品質証明書」として三浦市公式ホームページ等に公表します。

4. 税外収入増加システム

本市の一般会計における歳入は平成19年度決算ベースで約173億円であり、そのうちの約71億8千万円、構成比にして41.5%を市税が占めています。平成18年度の市税決算額の約66億4千万円、構成比にして38.6%に比べれば増加傾向にあるといえますが、この増加は三位一体の改革に伴う税源委譲によるものです。平成9年度の市税決算額約77億8千万円と比較すれば、大幅に減少していますし、人口の減少や超高齢化などの本市を取り巻く環境を考慮すれば、その額と構成比は今後も減少傾向にあるといえます。このような歳入の状況を踏まえると、主要な財源である市税を増やすことが最も重要であることは当然ですが、その一方で、市税以外の収入、すなわち税外収入を少しずつ増やすこともまた重要なことです。

そこで、市有地や市有施設等の不動産を収益資産化するための「公有資産の収益資産化に関する方針」を策定するとともに、市民や事業者へ提供する各種図書・文書等を受益者負担の原則に立って実費ベースで有償化するための「有償頒布方針」を策定します。また、その他の市民サービスについても、経費と料金のバランス、利用実態などを把握・整理し、受益者負担の原則、市民間の公平性の確保の観点から、使用料・手数料の見直しを行い適正化に向けた取組を推進します。

5. 市民協働システム

広く市民の利益に資する市民活動を支援し、市民と市役所との信頼関係を深めることにより、市民協働によるサービス・事業の提供活動やその他の市民活動が活発になることを目指します。

納税者としての立場、受益者としての立場、あるいは市政のパートナーとしての立場などからの、市民の皆様の多種多様な生の声を聴き、意見交換をする市民対話集会「みうらトーク&トーク」を開催いたします。また、市役所へ寄せられた要望、陳情、提案、意見、苦情などは市民意見・要望として市政への反映をしていきます。

有用な情報を容易に取り出し、より活用できる市報「三浦市民」を目指し、その編集の一部を公募によるボランティアの方々が担当する体制を継続します。

市民協働のひとつの方法として実施している補助金制度については、補助決定に際して必要な情報

を把握することができ、事後の成果検証ができる要綱を必要に応じて策定するとともに、補助事業結果が予定した成果をもたらしたかどうかを基本的基準とした検証結果を公表し、市民意見を考慮した取扱をしていきます。

6. 情報化推進システム

職員1人1台のパソコンがほぼ行き渡り、今では庁内情報の多くがグループウェアを介して流通しています。市民への情報提供も市報「三浦市民」に加えて三浦市公式ホームページによって行われるのが当たり前のことになりました。このようなIT化は、国の掲げた「e-Japan戦略」の目標を大きくクリアしたとし、国が次のステップとして推進している「u-Japan政策」の流れの中にあります。しかし、更なる進化をしようとするこの流れに安易に乗るのではなく、限りある大切な財源を投じてIT化を進めるからには、三浦市民にとって本当に利用価値のあるものであるかどうかという、本市独自の判断基準をもたなければなりません。IT化についても「財政戦略 身の丈メハリ宣言」に基づいて、「アレもコレも」ではなく「アレかコレか」を追求していく必要があります。

また、IT化に伴い生じるIT操作能力（リテラシー）の格差や情報漏洩等の問題に関するリスクマネジメントについても万全の備えをしていく必要があります。このような内容を包括した「三浦市情報化推進計画」を策定して、本市の身の丈にあったIT化を推進し、その効果を最大限に引き出すことが必要です。

7. 品質向上システム

旧版では、行政サービスの品質は、マーケティング理論で一般的に言われているマーケティング手段の4分類（4P）である「製品（Product）」・「価格（Price）」・「チャネル（Place）」・「プロモーション（Promotion）」を参考に、「サービス（事業目標）水準」・「費用」・「説明責任」・「提供方法（業務の執行体制）」という4つの要素で構成されるものであると定義しています。4つの要素のうち「サービス（事業目標）水準」と人件費を除く「費用」については各担当部課が市民ニーズや市場動向を捉えながら設計をします。また「説明責任」については「Ⅲ 行政評価システム」で掲げた「行政サービス品質説明書」によってその責任を果たすことができます。残る「費用（人件費分）」と「提供方法（業務の執行体制）」については、それらの質を向上させる手段を別途講じる必要があります。

そこで、人件費の最適化と、より迅速で効果的なサービスの提供方法（業務の執行体制）として、業務量調査に基づく「経営改善指導業務委託報告書」により、各職場において標準化・マニュアル化が必要な業務を対象に「業務改善マニュアル」を作成・運用し、併せてその効果測定なども視野に入れた「業務量調査・事業別コスト測定手法」を確立して運用します。

8. 特別会計等繰出金適正化システム

三浦市には、6つの特別会計と2つの企業会計があります。このうち、平成20年度現在、一般会計から基準以上の金額を繰り出しているのは、国民健康保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計、病院事業会計の3つです。基準内の繰出金については、地方交付税が措置されるため、一般会計への影響は基本的に相殺されますが、基準外の繰出金についてはその措置がないため、その金額分だけ一般会計を圧迫することになります。したがって、特別会計等への繰出金を低減させることが財政運営の大きな課題のひとつとなっています。

特別会計等への繰出金を低減させる方法は大きく2つあります。ひとつは特別会計等における歳出の引下げです。人件費、維持管理費、事務経費等の経費削減、サービスの対象範囲や内容、需要等の見直しなどがこれに当たります。いまひとつは歳入の引上げです。公共下水道事業特別会計における接続率の向上、保険税・使用料、病院事業会計における医療費収入等の適正化と収納率の向上などがこれに当たります。特に保険税・使用料等の適正化については、市民生活に大きな影響を与えることから、これらの判断に当たっては慎重な検討が必要となります。

そこで、この「特別会計等繰出金適正化システム」によって、短期、中期にわたる各会計の財政推計（参照図表9 65 ページ）に基づいた歳出の引下げ幅や歳入の引上げ幅の数値目標をもった上で、各特別会計等がサービス対象とする市民負担の状況等を総合的に判断するための情報を整理し、その分析を踏まえた対策を講じることとします。

なお、病院会計については、総務省の要請に基づき平成20年度に策定した「三浦市病院改革プラン」により、平成23年度の経常黒字化を目指します。

VI 行政革命の責任分担

行政革命における様々な取組は2つに大別できます。そして、それぞれの取組を経営管理部門（政策経営部、行政管理部）と各政策部門（事業執行部門）とで責任分担して取り組みます。

1. 行政革命の推進システム

行政革命の推進システムとは、行政革命に向けた具体的な取組を支える仕組みを意味します。そのほとんどは、政策経営部と行政管理部で構成する経営管理部門の責任において確立することになります。5つの戦略テーマのうち、「人財戦略」、「情報戦略」、「組織戦略」の3つについては、その内容のほとんどが推進システムに相当するものです。

ここでの取組の成果は、推進システムの確立（アウトプット）そのものとなります。職員数削減による支出削減効果や情報化や組織効率化による業務時間の削減効果などのアウトカムも達成目標としては想定しますが、それらは、各政策部門（事業執行部門）における「財政戦略」や「サービス・事業戦略」などに対応した個別具体の取組があって初めて達成されます。

2. 行政革命の実行計画

行政革命の実行計画とは、特定のサービス・事業を対象とした見直しの取組事項を意味します。実行計画の責任主体は各政策部門（事業執行部門）です。なお、実行計画はそのほとんどが5つの戦略テーマのうち、「財政戦略」と「サービス・事業戦略」に相当するものです。

ここでの取組の成果は、取組によって削減される時間や費用、人員等の具体的な数値によって表される効果（アウトカム）となります。

図表4 行政革命の取組の分類とそれぞれの責任分担

	経営管理部門	各政策部門 (行政管理部の一部を含む)	
取り組みの分類	システム実現の実行計画	戦略の実行計画	
評価のレベル	(注12) インプット 一部、アウトカム目標設定	(注13) アウトプット	(注14) アウトカム
戦略テーマごとの役割分担	財政戦略	[横線]	
	人財戦略	[横線]	[横線]
	情報戦略	[横線]	[横線]
	組織戦略	[横線]	[横線]
	サービス・事業戦略	[横線]	[横線]

(注12) 「インプット」とは「具体的な取組のために何をしたか」という内容を意味します。ここでは主に「計画を作ったこと」、「仕組みを作ったこと」を意味します。

(注13) 「アウトプット」は「取組の結果」そのものを意味します。例えば「イベントを統廃合した」、「指定管理者制度を導入した」ことなどを意味します。

(注14) 「アウトカム」とは取組によって時間や費用、人員等が削減されるなどの具体的な効果を意味します。

第2編 行政革命の実行計画

図表5 実行計画の記載フォーマットの説明

取組事項	(実行計画として取り組む事項の名称)																										
取組内容	(平成21年度に取り組む内容を簡潔に記載)																										
担当課	(三浦市役所内での担当課)								集中改革プラン区分		※1																
最終到達目標	(取組事項の最終的な到達点を原則数量効果を含めて簡潔に記載)																										
到達目標 (平成21年度)	(取組によって平成21年度に到達すべき状態を原則数量効果を含めて簡潔に記載)																										
数量効果公表時期	(上記目標に係る数量効果を現時点で明示できないものはその公表時期を明示) ※2																										
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																		
	(検討、準備、実施等の段階を年次別に記載)																										
取組期間	(取組開始年度) ~ (取組終了予定年度)						H21取組費用			(取組に係る予算を記載)																	
	H 2 1 ス ケ ジ ュ ー ル	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
		(作業項目ごとのスケジュールを○印で記載)																									
達成までのステップ (作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																											
<p>(取組事項の最終的な到達点までの作業をフローチャートで記載)</p> <p>*取組が終了している項目は、<input type="checkbox"/> のように記載しています。</p> <p>ただし、毎年度、取組を繰り返していく項目には <input type="checkbox"/> の記載はしていません。</p>																											

※1 「集中改革プラン区分」欄では、総務省が地方公共団体に作成を求めている「集中改革プラン」に掲載すべき取組項目に対応する番号を記載しています。その対応関係は下表のとおりです。

図表6 集中改革プランの区分番号

区分番号	項目
①	事務・事業の再編・整理、廃止・統合
②	民間委託等の推進
③	定員管理の適正化
④	給与の適正化
⑤	第三セクターの見直し
⑥	経費節減等の財政効果
⑦	地方公営企業の取組

※2 到達目標に対しての実績に係る数量効果は、第3編に記載します。

第1項 推進システムの実行計画

I アウトソーシング促進システム

(取組事項一覧)

推進システム	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載			予算措置			スケジュール			※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ	
				数量効果明示	H22数量効果改訂追加	H23数量効果改訂追加	H21予算対応済	H22予算対応	H23予算対応	H21	H22	H23			
アウトソーシング促進システム	②	1 市場化可能性調査	政策経営課	●			●								32
	②	2 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(いわゆる市場化テスト法)への改正提案	政策経営課	●											33

(個別実行計画)

取組事項	市場化可能性調査																									
取組内容	平成18・19年度に実施した調査結果や平成20年度中の検討結果を踏まえ、着実にアウトソーシングを進めるための手法等について実施を視野にいたした研究及び検討を行います。具体的には、20年度に調査した新たな市場化可能性のある業務や、平成21年度に方針決定を予定している市場・水産施設（6施設）や図書館（3施設）について、提案数が増えるような効果的な募集方法を、過去に提案いただいた業者等に聴取するなどして構築して実施します。																									
担当課	政策経営課						集中改革プラン区分			②																
最終到達目標	アウトソーシング手続き着手 効果的な調査手法の確立																									
到達目標 (平成21年度)	市場化可能性調査の実施																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				検討				実施																	
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			4千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	アウトソーシング推進のための進行管理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	関係部署、団体等との協議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	調査手法等の検討・確立	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
	市場化可能性調査の実施													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[アウトソーシング推進のための進行管理] --> B[アウトソーシング着手] C[市場化可能性調査に係る関係部署、団体等との協議] --> D[調査手法等の検討・確立] D --> E[市場化可能性調査の実施] E --> F[提案によるアウトソーシング方策の検討・決定] F --> A </pre>																										

取組事項	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（いわゆる市場化テスト法）への改正提案																										
取組内容	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に規定されている特定公共サービスの範囲拡大をはじめとした規制改革について研究し、内閣府に対して提案を行います。																										
担当課	政策経営課	集中改革プラン区分						②																			
最終到達目標	内閣府に対する提案																										
到達目標 (平成21年度)	規制改革に関する提案1件以上																										
数量効果公表時期	-																										
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																		
	実施				→				→																		
取組期間	平成18年度 ~ 以後毎年継続						H21取組費用			0千円																	
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
	規制改革に関する調査研究	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	規制改革提案							○							○												
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																											
<pre> graph TD A[内閣府] --> B[規制改革提案募集] B --> C[関係部署へ提案の照会] C --> D[関係部署からの提案] E[規制改革に関する調査研究] --> D D --> F[提案内容の確認・検討] F --> G[応募提案作成] G --> H[提案応募] H --> A </pre>																											

Ⅱ 人財育成・活用・管理システム

(取組事項一覧)

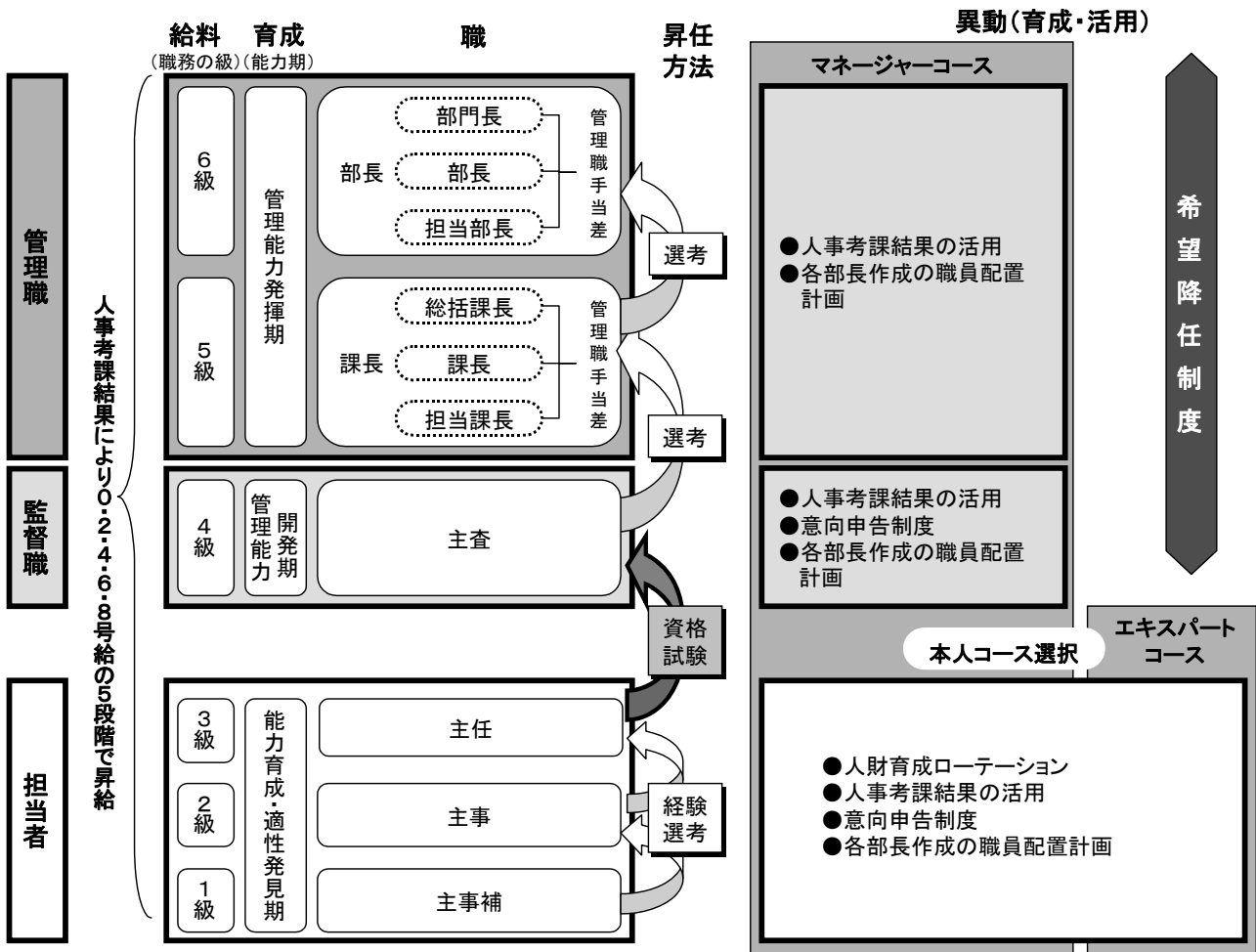
推進システム	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載			予算措置			スケジュール			※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ	
				数量効果明示	H22数量効果改訂追加	H23数量効果改訂追加	H21予算対応済	H22予算対応	H23予算対応	H21	H22	H23			
人財育成・活用・管理システム	④	3 三浦市人財育成・活用基本プラン	人事課	●										35	
	④	4 新人事・任用制度<三浦市人財育成・活用基本プラン>	人事課	●										36	
	③	5 職員数計画/三浦市職員定数条例<三浦市人財育成・活用基本プラン>	人事課	●										38	
	④	6 人事考課制度<三浦市人財育成・活用基本プラン>	人事課	●										40	
	-	7 行政職職員の仕事体験研修「地域密着型研修」<三浦市人財育成・活用基本プラン>	人事課	○										研修のあり方の見直しと、今後の実施については、平成22年4月に公表	41
	-	8 基礎・基本検定試験	人事課	●										42	
	-	9 モラール・マナーチェック	人事課	●										43	

(個別実行計画)

取組事項	三浦市人財育成・活用基本プラン																									
取組内容	三浦市人財育成・活用基本プランに掲げた個別プランのうち、個別に項目立てをしていない、意向申告制度（複線型人事管理のコース選択を含む。）、人財育成ローテーションの実施、職場研修への支援、人事考課制度の考課項目に対応した職場外研修の継続実施及び「三浦市職員心の健康づくり計画」の策定を行います。また、その進捗状況等を踏まえながら、適宜、同プランの見直し作業を行っていきます。																									
担当課	人事課						集中改革プラン区分			④																
最終到達目標	「三浦市職員心の健康づくり計画」の策定 三浦市人財育成・活用基本プランの見直し																									
到達目標 (平成21年度)	人財育成ローテーションの実施 職場研修の支援及び職場外研修の継続実施 「三浦市職員心の健康づくり計画」の策定 三浦市人財育成・活用基本プランの見直し																									
実施年度	H. 2 1				H. 2 2				H. 2 3																	
	実施				→				→																	
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	意向申告制度実施																	○	○							
	人財育成ローテーションの実施																									○
	職場研修への支援の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	職場外研修の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	「三浦市職員心の健康づくり計画」の策定 三浦市人財育成・活用基本プランの見直し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										

取組事項	新人事・任用制度<三浦市人財育成・活用基本プラン>																									
取組内容	複線型人事管理の人事異動への反映方法等具体的事項及び異動に際して各部長作成職員配置計画を反映する仕組みを決定し、実施し、その結果を平成22年4月1日の人事異動に反映します。																									
担当課	人事課						集中改革プラン区分			④																
最終到達目標	複線型人事管理に関する具体的事項を決定して実施 異動に際して各部長作成職員配置計画を反映する仕組みを決定して実施																									
到達目標 (平成21年度)	複線型人事管理の人事異動への反映方法等具体的事項及び異動に際して各部長作成職員配置計画を反映する仕組みの決定と実施 その結果を人事異動へ反映																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	職員配置見直し方針の検討と作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
	庁議による職員配置見直し方針の決定																○	○								
	各部長による職員配置計画作成																	○	○	○	○	○				
	各部長ヒアリング																						○	○	○	
	人事異動検討																						○	○	○	○
人事異動実施																									○	
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[部門経営会議・政策会議] --> B[職員配置見直し方針の決定] C[職員配置見直し方針(案)の作成] --> B B --> D[各部長ヒアリング実施] E[各部長による職員配置計画(案)作成] --> D D --> F[人事異動(案)作成] G[人事異動の実施] --> F </pre>																										

図表7 三浦市人財育成・活用基本プランにおける新人事・任用にかかわる制度の概要図



取組事項	職員数計画/三浦市職員定数条例<三浦市人財育成・活用基本プラン>																									
取組内容	平成22年度までの職員数計画を達成することを見込み、庁内各部課のコンセンサスを得た適正配置人数を決定し、三浦市職員定数条例を改正します。																									
担当課	人事課						集中改革プラン区分			③																
最終到達目標	「平成22年度までの職員数計画」の達成を踏まえた「三浦市職員定数条例」の改正																									
到達目標(平成21年度)	「平成22年度までの職員数計画」の達成を踏まえた「三浦市職員定数条例」の改正																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				-				-																	
取組期間	平成18年度～				平成21年度				H21取組費用			0千円														
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	各総務室にて職員数計画部門(案)決定	○	○	○	○	○	○	○	○	○																
	人事課にて部門(案)の検討										○	○	○	○	○											
	人事課(案)の決定														○	○	○									
	総務室長会議での検討と人事課にて最終案決定																	○	○	○	○	○	○			
	職員数計画策定																						○	○		
三浦市職員定数条例の改正																									○	○
達成までのステップ(作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[各総務室にて職員数計画部門(案)決定] --> B[人事課にて部門(案)の検討] B --> C[人事課(案)の決定] C --> D[総務室長会議での検討と人事課にて最終案決定] D --> E[職員数計画策定] E --> F[三浦市職員定数条例の改正] G[部門経営会議・政策会議] --> E H[議会の議決] --> F </pre>																										

図表8 平成22年度までの職員数計画(注15)

会計等区分	区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	合計
一般会計(消防除く)・特別会計	増減数		△ 9	△ 3	△ 12	△ 11	△ 23	△ 11	△ 69
	職員数	424	415	412	400	389	366	355	355
	増減割合						△13.7%	△16.3%	
水道事業会計	増減数		0	△ 1	0	1	△ 1	0	△ 1
	職員数	24	24	23	23	24	23	23	23
	増減割合						△4.2%	△4.2%	
小 計	増減数		△ 9	△ 4	△ 12	△ 10	△ 24	△ 11	△ 70
	職員数	448	439	435	423	413	389	378	378
	増減割合						△13.2%	△15.6%	
病院事業会計	増減数		4	0	0	0	0	0	4
	職員数	152	156	156	156	156	156	156	156
	増減割合						2.6%	2.6%	
消 防	増減数		2	0	0	0	0	0	2
	職員数	80	82	82	82	82	82	82	82
	増減割合						2.5%	2.5%	
合 計	増減数		△ 3	△ 4	△ 12	△ 10	△ 24	△ 11	△ 64
	職員数	680	677	673	661	651	627	616	616
	増減割合						△7.8%	△9.4%	

※職員数は、各年度の4月1日現在の職員数です。

※増減割合は、平成17年4月1日現在の職員数に対する割合です。

(注15) 本計画は、平成18年3月1日に作成しました。

取組事項	人事考課制度<三浦市人財育成・活用基本プラン>																									
取組内容	行政職に対する人事考課制度を実施し、管理職員には勤勉手当の成績率による支給を継続実施します。 非管理職員への給与処遇等経済処遇への反映に向け、職員団体と継続して協議を行い実施します。																									
担当課	人事課	集中改革プラン区分						④																		
最終到達目標	人事考課制度の完全実施																									
到達目標 (平成21年度)	人事考課制度の実施 平成20年度実施の人事諸制度に関する職員意識調査の結果を踏まえ、非管理職に対する給与処遇等経済処遇への反映について職員団体と交渉する。																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	人事考課制度の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	人事考課制度の見直し作業					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							
	改正人事考課制度の決定																		○	○	○					
	改正人事考課制度マニュアルの作成																					○	○	○	○	○
職員団体との協議	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[人事考課制度継続実施] --> B[改正人事考課制度の決定] C[・考課者訓練の実施] --> A D[人事考課制度の見直し作業] --> B E[職員意識調査を反映した非管理職の勤勉手当への成績率導入方法の確立] --> F[職員団体との協議] F --> G[職員団体との同意] G --> D H[改正人事考課マニュアルの作成] --> I[行政職全職員への人事考課の勤勉手当率反映] J[職員周知] --> H </pre>																										

取組事項	行政職職員の仕事体験研修「地域密着型研修」＜三浦市人財育成・活用基本プラン＞																									
取組内容	平成22年度までに行政職職員の80%が仕事体験研修「地域密着型研修」を受講できるよう研修を実施します。 また、研修のあり方を見直し、今後の実施について検討します。																									
担当課	人事課						集中改革プラン区分			－																
最終到達目標	平成22年度までに行政職全職員の80%が受講																									
到達目標 (平成21年度)	本年度までの受講者数累計を行政職職員数の65%とする。(目標受講人数53名) 研修のあり方を見直しと今後の実施について検討する。																									
数量効果公表時期	研修のあり方を見直しと今後の実施については、平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	研修受入先交渉				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
	研修実施					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	あり方見直しと検討																	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">各総務室にて研修受入先との交渉</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・総務室長会議 各部門研修人数の決定 </div> </div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">研修実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・各総務室 事業所との調整 報告書の作成 ・人事課 報告書のまとめ </div> </div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">あり方見直しと検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・人事課 職員意識調査の意見まとめ 研修報告書の意見まとめ ・総務室長会議 あり方見直しと検討 </div> </div> </div>																										

取組事項	基礎・基本検定試験																									
取組内容	平成20年度に問題を作成した基礎・基本検定を実施し、問題の見直しをします。																									
担当課	人事課						集中改革プラン区分			—																
最終到達目標	基礎・基本検定試験の実施																									
到達目標 (平成21年度)	基礎・基本検定試験の実施																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成19年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	検定試験実施				○																					
	検定問題見直し							○	○	○	○	○	○	○	○	○										
	検定問題の取りまとめ・決定																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto 10px auto;">検定試験実施</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">検定問題見直し</div> <div style="margin: 0 10px;">←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ・各課からの提案 (人事課からの依頼による) </div> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">検定問題の取りまとめ・決定</div> </div>																										

取組事項	モラル・マナーチェック																									
取組内容	平成20年度に検討した内容をもとに、制度設計を行い、モラル・マナーチェックを実施します。																									
担当課	人事課						集中改革プラン区分			—																
最終到達目標	モラル・マナーをチェックする制度の確立と実施																									
到達目標 (平成21年度)	モラル・マナーチェックを11月に実施する																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成19年度 ~ 以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	制度設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
	モラル・マナー チェックの実施																○	○	○							
	達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																									
	<pre> graph TD A[制度設計] --> B[モラル・マナーチェックの実施] B --- C["・モラルマナーチェック配布 ・実施 ・解説配布 ・セルフチェックによる自己診断"] </pre>																									

Ⅲ 行政評価システム

(取組事項一覧)

推進システム	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載	予算措置	スケジュール	※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 …… は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ
				数量効果明示	H22 数量効果改訂追加	H23 数量効果改訂追加		
行政評価システム	①	10 行政評価システム	政策経営課	○	●		外部評価の導入と、市民納得度の向上については、平成22年4月に公表	45

(個別実行計画)

取組事項	行政評価システム																									
取組内容	施策の充実を図り事業を効率的に執行することを目的に、行政評価システムを継続実施し、より効率的な予算を編成し、市民納得度の向上を目指します。 決算ベースでの行政評価においては、市民納得度調査を継続し、新たに外部評価員を加えた評価を実施したうえで、9月末までに品質説明書を作成し、公表します。																									
担当課	政策経営課						集中改革プラン区分			①																
最終到達目標	実施計画事業に対する行政評価の実施 市民納得度調査の実施 外部評価の導入 市民納得度の向上																									
到達目標 (平成21年度)	実施計画事業に対する行政評価の実施：100% 市民納得度調査の実施：1回 外部評価の導入 市民納得度の向上																									
数量効果公表時期	外部評価の導入、市民納得度の向上については、平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成17年度～以後毎年継続						H21取組費用			1,899千円																
H21 スケジュール 評価 算 ル	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	の前年度外部評価員(行政評価市民委員)の評価				○			○	○	○		○	○													
	決算ベースでの行政評価						○	○	○	○	○	○	○													
	市民納得度調査実施									○	○															
	品質説明書公表													○												
	今年度決算見込みの行政評価																	○	○	○	○					
補正予算の事前評価					○						○						○						○			
達成までのステップ(作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<p>※ 今年度決算見込みの行政評価は、【事務事業評価】のうち1次評価と2次評価の手法で外部評価員を含まずに行う。 ※ 補正予算の行政評価は、査定員による事前評価を集計して行う。</p>																										

IV 税外収入増加システム

(取組事項一覧)

推進システム	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載		予算措置		スケジュール			※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ
				数量効果明示	H22数量効果改訂追加 H23数量効果改訂追加	H21予算対応済	H22予算対応	H23予算対応	H21	H22		
税外収入増加システム	⑥	11 公有資産の収益資産化方針	財産管理課	●						→		47
	⑥	12 図書等の有償頒布方針	財政課	●		●				→		48
	⑥	13 使用料・手数料の適正化方針	財政課	●		●				→		49

(個別実行計画)

取組事項	公有資産の収益資産化方針																									
取組内容	公有資産の収益資産化に関する方針を策定し、方針に基づく資産の総点検を行います。																									
担当課	財産管理課					集中改革プラン区分				⑥																
最終到達目標	公有資産の収益資産化に関する方針等の策定及び同方針等に基づく取組の実施																									
到達目標 (平成21年度)	点検票により公有資産の管理状態を把握																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成18年度 ~					以後毎年継続				H21取組費用				0千円												
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	公有資産の収益資産化に関する方針策定	○	○	○	○	○																				
	財産利用検討委員会の開催						○																○			
	方針の庁内周知							○	○	○																
	資産の状況把握								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
資産の貸付け・広告収入(継続分)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
達成までのステップ(作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[公有資産の収益資産化の検討] --> B[公有資産の収益資産化に関する方針の策定] C[財産利用検討委員会] --> B D[部門経営会議、政策会議] --> B B --> E[方針の庁内周知] E --> F[個々の資産の方向付け] G[精査・実地調査・ヒアリング] --> F F --> H[方針に基づいた取り組みの実施] I[資産の状況把握] --> J[点検票の回収] J --> G H --> K[財産利用検討委員会] K --> L[資産の売却] K --> M[資産の貸付け] K --> N[広告等収入] </pre>																										

取組事項	図書等の有償頒布方針																									
取組内容	平成20年度に策定した有償図書等取扱要領に基づき、新規有償頒布対象の有無について、庁内各課を対象に調査を実施します。その結果を整理したうえで、平成22年度予算に反映していきます。																									
担当課	財政課						集中改革プラン区分			⑥																
最終到達目標	有償頒布方針の作成 方針に基づき予算に反映																									
到達目標 (平成21年度)	有償図書等取扱要領に基づき新規作成物の平成22年度予算への反映																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	検討・実施				→				→																	
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	新規有償頒布の調査、協議				○	○	○	○	○																	
	予算要求													○	○	○										
	ヒアリング																○	○	○							
	平成22年度予算への反映																						○			
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[新規有償頒布の調査、協議] -- 内容確認 --> B[有償図書等取扱要領] A --> C[予算要求] C --> D[ヒアリング] D --> E[平成22年度予算への反映] </pre>																										

取組事項	使用料・手数料の適正化方針																									
取組内容	使用料・手数料の適正化については、平成21年度上半期に、平成21年度予算編成時に実施した、使用料・手数料の見直し調査を基に、再度人件費を含めたサービス原価、利用者数・利用日数などの利用実態の調査を実施し、その結果使用料等の改正が必要な場合には、条例を改正し、平成22年度予算に反映していきます。																									
担当課	財政課						集中改革プラン区分			⑥																
最終到達目標	使用料・手数料の見直し見直しに基づき予算に反映																									
到達目標(平成21年度)	平成22年度予算への反映																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	検討・実施				→				→																	
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	利用実態調査				○	○	○	○	○	○	○															
	予算編成方針反映										○	○	○	○												
	ヒアリング													○	○											
	条例改正																		○							
平成22年度予算への反映																					○					
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[利用実態調査] --> B[予算編成方針反映] B --> C[ヒアリング] C --> D[条例改正] D --> E[平成22年度予算への反映] </pre>																										

V 市民協働システム

(取組事項一覧)

推進システム	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載	予算措置	スケジュール	※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ
				H22数量効果改訂追加 数量効果明示	H23数量効果改訂追加	H21予算対応済		
市民協働システム	-	14 市民対話集会「みうらトーク&トーク」	協働推進課	●			→	51
	-	15 市への要望・提言への公平な回答及び市民意見・要望の市政への反映	秘書課	●			→	52
	①	16 市報「三浦市民」の協働編集	協働推進課	●			→	53
	①⑥	17 団体事業助成金・協働事業支援金への移行	財政課	●			→	54
	⑥	18 市民が納得する補助金の契約志向化	財政課	●			→	55

(個別実行計画)

取組事項	市民対話集会「みうらトーク&トーク」																													
取組内容	市民協働によるまちづくりの実現を目指すため、行政と市民が直接対話できる集会を開催します。市民からの求めに応じて開催する出前型と、市が主導で開催する待合型により実施し、市民の意見を行政運営に反映します。																													
担当課	協働推進課						集中改革プラン区分			-																				
最終到達目標	市民対話集会を出前型と待合型で実施し、市民の意見を行政運営に反映する																													
到達目標 (平成21年度)	年12回以上の開催																													
数量効果公表時期	-																													
実施年度	H. 21						H. 22			H. 23																				
	実施						→			→																				
取組期間	平成17年度～						以後毎年継続			H21取組費用			0千円																	
H 2 1 ス ケ ジ ュ ー ル	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月					
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	三浦市民掲載		○												○															
	三浦市ホームページ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	申込み・開催		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																													
	<p style="text-align: center;">【出前型】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">参加申込み</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">開催申込み</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: center; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">参加申込み</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">開催申込み</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: center; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">市長・関係部署との調整</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">開催決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">開催周知・参加申込み</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: center; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">みうらトーク&トーク開催</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">ホームページにて内容公表</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; text-align: center;">行政運営に反映</div> </div>																													

取組事項	市への要望・提言への公平な回答と市民意見・要望の市政への反映																									
取組内容	<p>「インターネット目安箱」、「教えてボックス」、「お気づきボックス」、その他各部等に寄せられた市民、市民団体、経済団体等からの要望、陳情、提案、意見、苦情などは、公表基準に基づき、原則として投稿者等の意向に沿って、回答の翌月までに市からの回答又は対応を、三浦市公式ホームページで公表します。</p> <p>更に、意見等への処理が完了した時点で、市政に反映した内容等もホームページ上で公表します。</p> <p>なお、「市長への手紙」はインターネット目安箱等の公表基準策定に伴い、同様に取り扱うこととします。</p>																									
担当課	秘書課				集中改革プラン区分				-																	
最終到達目標	公表基準の作成 市政に反映した内容を毎月ホームページ上で公表																									
到達目標 (平成21年度)	<p>「インターネット目安箱」、「教えてボックス」、「お気づきボックス」においては14日以内の回答期限に対して平均10日以内に回答</p> <p>質問等を除く市が対応すべき意見等のうち、処理が完了したもので市政に反映できた割合を50%以上</p>																									
数量効果公表時期	-																									
実施年度	H. 21 実施				H. 22 →				H. 23 →																	
取組期間	平成20年度～				以後毎年継続				H21取組費用				0千円													
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	インターネット目安箱等による意見・要望の受理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	回答を希望する投稿者へ回答	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	公表を希望する意見等をホームページで公表	○			○			○			○			○			○			○			○			○
意見等への市政に反映した内容等をホームページで公表	○			○			○			○			○			○			○			○			○	
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										

取組事項	市報「三浦市民」の協働編集																															
取組内容	市報「三浦市民」の一部に、公募により選考した「市民特派員」から地域情報等のレポートを提供していただき、掲載します。また、公募により選考した「市民編集員」による協働編集を行います。																															
担当課	協働推進課						集中改革プラン区分			-																						
最終到達目標	市民特派員のレポート掲載 市民編集員による協働編集の実施																															
到達目標 (平成21年度)	市民特派員からのレポート掲載 市民編集員との協働編集の実施																															
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																															
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																							
	実施				→				→																							
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																						
H21スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月							
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
	特派員・編集員募集																							○	○	○	○	○				
	特派員の説明会																													○	○	
	編集員の研修会																													○	○	○
	特派員の記事掲載		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
編集員との協働編集		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																																
<pre> graph TD A[市民特派員・市民編集員の募集] --> B[市民特派員の決定] A --> C[市民編集員の決定] B --> D[取材] C --> E[市報の協働編集] F[説明会の開催] --> D D --> G[レポート入稿] G --> E H[研修会の開催] --> E E --> I[市報の校正] I --> J[市報「三浦市民」の完成] </pre>																																

取組事項	団体事業助成金・協働事業支援金への移行																									
取組内容	平成21年度予算編成時に作成した「補助金見直し状況一覧表」を参考にし、平成22年度予算編成に向けて、平成21年度上半期に補助要綱の制定等に係る調査を実施し、単独要綱を必要とするものの区分けを整理し、必要なものについては、平成21年度内に補助決定に際して必要な情報を把握することができ、事後の成果検証ができる要綱策定を進めます。 併せて、補助の必要性を中心にヒアリングを行い、「団体運営補助金」から「団体事業助成金」及び「協働事業支援金」への移行を図ります。																									
担当課	財政課				集中改革プラン区分				①・⑥																	
最終到達目標	単独要綱を必要とするものの区分けの整理 単独要綱を必要とするものの補助要綱の策定 団体運営補助金の廃止																									
到達目標 (平成21年度)	単独要綱を必要とするものの区分けの整理 単独要綱を必要とするものの補助要綱の制定 平成22年度予算編成方針における「補助金見直し方針」の周知 団体運営補助金の廃止																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	検討・実施				→				→																	
取組期間	平成18年度～				以後毎年継続				H21取組費用				0千円													
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	補助金の検証、整理、単独要綱の制定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															
	補助金の見直し方針の周知(予算編成方針)													○	○											
	ヒアリング																									
平成22年度予算への反映																										
達成までのステップ(作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[補助金の検証、整理、単独要綱の制定] <--> B[補助金見直し状況一覧表] A --> C[補助金の見直し方針の周知(予算編成方針)] C --> D[ヒアリング] D --> E[平成22年度予算への反映] </pre>																										

取組事項	市民が納得する補助金の契約志向化																									
取組内容	利用者が過少な補助金、100万円以上の補助金、時勢にふさわしくない補助金等を対象として、予定した成果がもたらされたかどうかを基本的基準として補助事業結果を検証した上で、施策ごとに市民に公表し、「市民納得度調査」等を通じて把握した市民意見等を考慮して、廃止、減額、増額等を決定します。																									
担当課	財政課						集中改革プラン区分			⑥																
最終到達目標	契約志向に基づく補助金の廃止、減額、増額等の決定																									
到達目標 (平成21年度)	市民公表の実施 補助金の廃止、減額、増額等の決定																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	検討・実施				→				→																	
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	補助事業結果の検証							○	○	○	○	○	○													
	検証結果の公表														○											
	平成22年度予算への反映																					○				
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[補助事業結果の検証] --> B[検証結果の公表] B --> C[平成22年度予算への反映] </pre>																										

VI 情報化推進システム

(取組事項一覧)

推進システム	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載			予算措置			スケジュール			※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ
				数量効果明示	H22数量効果改訂追加	H23数量効果改訂追加	H21予算対応済	H22予算対応	H23予算対応	H21	H22	H23		
情報化推進システム	①	19 三浦市情報化推進計画	統計情報課	●										57
	-	20 三浦市情報セキュリティポリシー	統計情報課	●										58
	-	21 市議会本会議のインターネット中継(オンデマンドを含む。)等の実施	議会事務局	●										59

(個別実行計画)

取組事項	三浦市情報化推進計画																									
取組内容	平成20年度に作成した計画案をベースに、内容再検討及び庁内協議を実施後、三浦市情報化推進計画を平成21年度第一四半期内に策定します。																									
担当課	統計情報課						集中改革プラン区分			①																
最終到達目標	三浦市情報化推進計画の策定																									
到達目標 (平成21年度)	三浦市情報化推進計画の策定																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	策定				-				-																	
取組期間	平成17年度 ~				平成21年度				H21取組費用			0千円														
H 2 1 ス ケ ジ ュ ー ル	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	計画案再検討作業・案作成	○	○	○	○																					
	庁議・策定				○	○																				
	推進計画公表・運用						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[情報化推進計画案再検討作業] --> B[情報化推進計画案作成] B --> C[庁議] C --> D[情報化推進計画策定] D --> E[公表・運用] F[庁内調整（政策経営課・業務主管課）] --> A G[部門経営会議] --> H[政策会議] H --> C </pre>																										

取組事項	三浦市情報セキュリティポリシー																								
取組内容	平成21年3月に改定した「三浦市情報セキュリティポリシー」をもとに、庁内向け情報セキュリティ職員研修を実施しますが、新たに非常勤職員・臨時職員を研修受講対象者に加えます。 また平成20年度に確定した手法に基づき、「三浦市情報セキュリティポリシー」が遵守されていることを確認するための庁内情報セキュリティ内部監査を実施します。 なお必要に応じて「三浦市情報セキュリティポリシー」改定します。																								
担当課	統計情報課						集中改革プラン区分			—															
最終到達目標	「三浦市情報セキュリティポリシー」の遵守確認のための内部監査の実施																								
到達目標 (平成21年度)	職員研修受講率アップ(平成20年度実績78.6%) 内部監査の実施																								
数量効果公表時期	—																								
実施年度	H. 21 実施				H. 22 →				H. 23 →																
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円															
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	庁内職員研修										○														
	内部監査実施																								
	セキュリティポリシー改定のため関連情報収集	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	セキュリティポリシー改定案作成																								
セキュリティポリシー改定のため決裁・公表																									
達成までのステップ(作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																									
<pre> graph TD A[セキュリティポリシー改定のため関連情報収集] --> B[庁内職員研修] C[前年度改定内容・最新情報周知] --> B B --> D[内部監査告知] D --> E[内部監査実施] E --> F[内部監査結果報告] F --> G[内部監査結果反映] G --> H[セキュリティポリシー改定案作成] A --> H H --> I[セキュリティポリシー改定案決裁・公表] </pre>																									

取組事項	市議会本会議のインターネット中継（オンデマンドを含む。）等の実施																										
取組内容	議会の公開については、モニターテレビによる本会議のライブ放映やインターネットによる動画の配信などが、多くの自治体で導入されています。 三浦市にとって有効な手段を検討し、コストパフォーマンスや実効性のある手法が確定した場合には、必要に応じて予算措置を行います。																										
担当課	議会庶務課						集中改革プラン区分			－																	
最終到達目標	市議会本会議のインターネット中継等の実施																										
到達目標 (平成21年度)	議会中継システムの実施に向けた検討																										
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																										
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																		
	検討				→				→																		
取組期間	平成17年度～達成次第終了						H21取組費用			0千円																	
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
	情報収集	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	手法の検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
	<pre> graph TD A[情報収集] --> B[手法の検討] B --> C[議会での方針決定] C --> D[予算措置] D --> E[導入に向けた準備] E --> F[実施] A --- A1[・他市の状況調査 ・業者とのヒアリング ・参考資料の収集] B --- B1[・内容の吟味 ・コスト比較 ・契約方式の検討] C --- C1[・議会運営検討会 ・各派代表者会議] E --- E1[・契約事務 ・工事 ・動作環境のテスト ・操作研修] </pre>																										

Ⅶ 品質向上システム

(取組事項一覧)

推進システム	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載			予算措置			スケジュール			※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 …………… は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ
				数量効果明示	H22数量効果改訂追加	H23数量効果改訂追加	H21予算対応済	H22予算対応	H23予算対応	H21	H22	H23		
品質向上システム	①⑥	22 業務改善マニュアル	政策経営課	●								→	61	
	①③	23 業務量調査・事業別コスト測定手法の確立	政策経営課	●								→	62	

(個別実行計画)

取組事項	業務改善マニュアル																									
取組内容	各職場において標準化・マニュアル化が必要な業務を洗い出し、業務マニュアルを作成、運用するほか、業務の効率化に係る取組を各職場で実施します。																									
担当課	政策経営課						集中改革プラン区分			①・⑥																
最終到達目標	業務マニュアルの作成・運用 各職場における業務の効率化にかかる取組の実施																									
到達目標 (平成21年度)	各部署での業務マニュアルの作成、運用 業務の効率化に係る取組の実施																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	マニュアル化が必要な業務の洗い出し	○	○	○	○																					
	業務マニュアルの作成・運用				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他業務効率化に係る取組の実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">各職場において業務効率化に係る取組の実施</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">業務効率化の達成</div>													<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">マニュアル化対象業務の洗い出し・決定</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">業務マニュアルの作成</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">業務マニュアルの運用</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">マニュアル化対象業務の標準化・マニュアル化の達成</div>													

取組事項	業務量調査・事業別コスト測定手法の確立																										
取組内容	各課の所掌事業に係る業務量を正しく把握して事業別の人件費を計算できる仕組みを踏まえた新たな業務量の把握方法について検討し、実施します。																										
担当課	政策経営課						集中改革プラン区分			①・③																	
最終到達目標	新たな業務量の把握方法の確定・実施																										
到達目標 (平成21年度)	新たな業務量の把握方法の確定・実施																										
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																										
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																		
	実施				→				→																		
取組期間	平成18年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																	
H21 スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
	新たな業務量把握方法の検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○														
	業務量調査実施													○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
	<pre> graph TD A[新たな業務量把握方法の検討・確定] --> B[業務量調査の実施] B --> C[事業別コスト測定手法の確立] </pre>																										

Ⅷ 特別会計等繰出金適正化システム

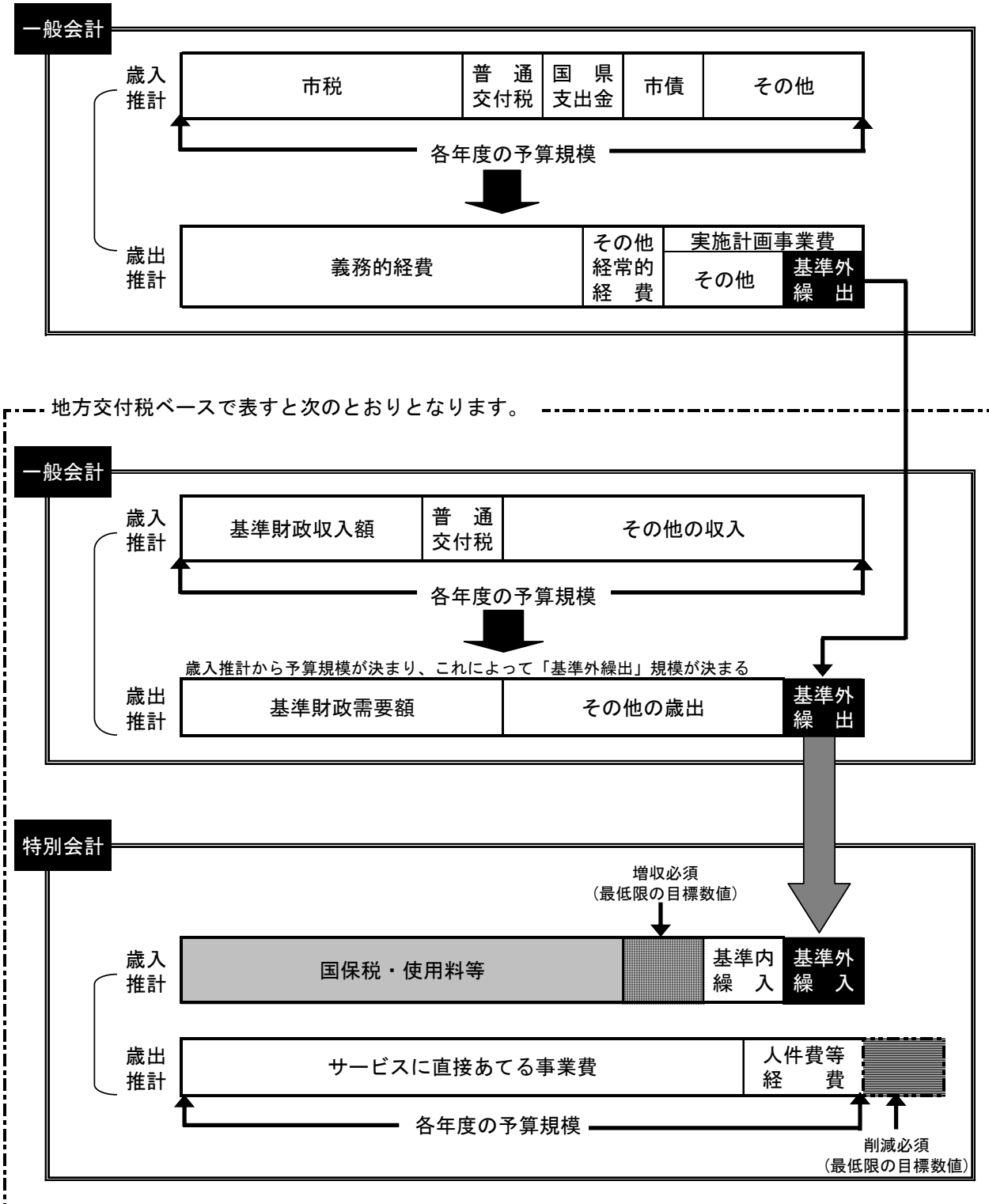
(取組事項一覧)

推進システム	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載	予算措置	スケジュール	※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ
				H22数量効果改訂追加 数量効果明示	H23数量効果改訂追加	H21予算対応済		
特別会計繰出金等適正化システム	⑥	24 特別会計等の見直し目標明確化のための財政推計	財政課	●	●	→		64

(個別実行計画)

取組事項	特別会計等の見直し目標明確化のための財政推計																													
取組内容	公営企業経営健全化計画に基づいて基準外繰出金を設定している病院事業会計を除き、一般会計から基準外の繰出しをしている2つの特別会計（国民健康保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計）について、将来にわたる歳入・歳出の見直し数値目標を明確にできる推計を行います。また、特別会計等の見直し数値目標の設定にあたっては、基準外の繰出金を解消することを基本としますが、市民の負担状況を考慮した上で、その解消の時期や解消するまでの期間に一般会計が負担する割合などを決定します。																													
担当課	財政課	集中改革プラン区分						⑥																						
最終到達目標	基準外繰出金の解消 市民負担を考慮した、一般会計が負担する割合の決定																													
到達目標 (平成21年度)	国民健康保険事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の将来にわたる歳入・歳出の見直し数値の設定 負担割合の決定に向けた各課との協議、決定 平成22年度予算への反映																													
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																													
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																					
	検討・実施				→				→																					
取組期間	平成19年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																				
H21スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月					
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	保険税・使用料で賄うべき範囲の検討				○	○	○																							
	市民負担状況の検討				○	○	○	○	○																					
	一般会計の負担割合決定																													
	財政推計の作成																													
平成22年度予算への反映																														
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																														
<pre> graph TD A[保険税・使用料で賄うべき範囲の検討] --> C[一般会計の負担割合決定] B[市民負担状況の検討] --> C C --> D[財政推計の作成] D --> E[平成22年度予算への反映] </pre>																														

図表9 特別会計等の見直し目標明確化のための財政推計の基本的枠組み



第2項 戦略の実行計画

I 財政戦略

財政戦略に該当する取組は、支出削減、収入増加及び生産性向上による業務時間の縮減又は人員削減などの効果をもたらす重要な取組です。サービス・事業戦略に該当する取組と合わせて、各政策部門(事業執行部門)が最も積極的に取り組むべき事項として位置付けます。

(取組事項一覧)

戦略区分	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載			予算措置			スケジュール			※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 ……… は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ
				数量効果明示	H22数量効果改訂追加	H23数量効果改訂追加	H21予算対応済	H22予算対応	H23予算対応	H21	H22	H23		
財政	①	1 イベントの統廃合による経費の削減	協働推進課	○									統廃合による数量効果は、平成22年4月に公表	70
財政	⑤	2 土地開発公社経営健全化及び解散対策	財産管理課	○			●						改革プランの策定については、平成22年4月に公表	71
財政	⑥	3 市報「三浦市民」における広告料収入の増加	協働推進課	○			●						広告料の改定については、平成22年4月に公表	72
財政	⑥	4 三浦市公式ホームページにおける広告料収入の増加	統計情報課	●			●							73
財政	⑥	5 公用封筒への広告掲載による経費の削減又は収入の増加	契約課	●			●							74
財政	⑥	6 徴収体制の強化による収納率の維持及び向上	税制課	●			●							75
財政	⑦	7 水道料金福祉減免の廃止又は減免率の引き下げ	営業課	●			●							76
財政	⑦	8 広告料収入の新規開拓	営業課	●			●							77
財政	⑦	9 工事設計図書の有償頒布	給水課	○			●						工事設計図書については、平成22年4月に公表	78
財政	⑦	10 公共施設(壁面、公用車等ネーミングライツ)を利用した広告料収入の増加又は経費の削減	財産管理課	●			●							79
財政	⑥	11 国民健康保険事業特別会計繰入金の適正化	保険年金課	●	●		●							80
財政	⑥	12 公共下水道接続率の向上	下水道課	●			●							81
財政	⑥	13 時差出勤制度導入による経費抑制	下水道課	●			●							82
財政	⑥	14 東部浄化センター維持管理費のコスト縮減	東部浄化センター			●		●						83

※ は、平成21年度からの新規取組事項です。

(個別実行計画)

取組事項	イベントの統廃合による経費の削減																												
取組内容	市民の一体感を培うため、自然環境の再生に向けた市民活動の促進、地域が誇れる文化づくり、愛郷心、公德心をもてる青少年の育成、豊かな共生社会をめざす支えあいの環境づくり、市民が活発に連携・交流し、地産地消を推進することを目的とした全市民参加型「みうら市民まつり」を実施します。この「みうら市民まつり」へのイベントの統廃合が可能かどうか、対象となるイベントを抽出の上確認をし、経費の節減を検討します。																												
担当課	協働推進課						集中改革プラン区分			①																			
最終到達目標	イベントの統廃合 参加企画団体70団体以上の確保																												
到達目標 (平成21年度)	参加企画団体70団体以上 来場者17,000人 他のイベントとの統合検討																												
数量効果公表時期	統廃合による数量効果は、平成22年4月に公表																												
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																				
	実施				→				→																				
取組期間	平成18年度 ~						以後毎年継続			H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	【みうら市民まつり】																												
	庁内担当者会議					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
	参加企画団体募集							○	○	○																			
	実行委員会協議											○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	市民まつり実施																			○									
	【統廃合検討分】																												
	統合イベント対象抽出					○	○	○	○	○																			
	対象イベント確認									○	○	○	○																
統廃合事務担当合意											○	○	○	○															
統廃合庁内合意														○	○	○													
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																													
<p>【みうら市民まつり実施】</p> <pre> graph TD A[庁内担当者会議] --> B[参加企画団体] C[公募] --> B B --> D[実行委員会協議] E[実行委員会] --> D D --> F[市民まつり実施] </pre>														<p>【H21年度統廃合検討分】</p> <pre> graph TD G[対象抽出] --> H[庁内事務局意向打診] I[全イベント] --> G J[ヒアリング] --> H H --> K[対象イベント確認] L[運営会議] --> K K --> M[事務レベル庁内合意] N[事務局全体] --> M M --> O[庁内合意] P[政策会議] --> O O --> Q[統廃合] </pre>															

取組事項	土地開発公社経営健全化及び解散対策																									
取組内容	土地開発公社保有土地の簿価上昇を抑制するために、平成16年度から実施している無利子貸付を継続して実施します。 また、外部委員を入れた土地開発公社経営検討委員会での検討を踏まえ、「改革プラン」を策定します。 策定した「改革プラン」に基づき、土地開発公社の解散に向けて、取組みを行います。																									
担当課	財産管理課	集中改革プラン区分						⑤																		
最終到達目標	再取得・処分による保有地の簿価減少 金利負担額の軽減 改革プランに基づく公社の解散																									
到達目標 (平成21年度)	改革プランの策定 貸付金額20億円に相当する金利負担額の軽減																									
数量効果公表時期	改革プランの策定については、平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成16年度～達成次第終了						H21取組費用			2,000,048千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	【経営健全化対策】																									
	土地開発公社への無利子貸付	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	【解散対策】																									
	改革プランの策定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										
解散処理に向けた準備																	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<p>【経営健全化対策】</p> <p>土地開発公社経営健全化対策プロジェクトチームの設置</p> <p>↓</p> <p>経営健全化対策の取組方針決定 ← 経営戦略会議</p> <p>↓</p> <p>方針に基づいた取組みの実施</p> <p>事業用地の計画的な再取得</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)三浦バイオマスセンター用地の再取得 ・(仮称)赤坂歴史公園用地の再取得に向けた諸手続き <p>公社が行う保有土地の処分に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)三浦バイオマスセンター及び三浦縦貫道路の代替地としての処分支援 <p>無利子貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公社の経営資金の利息負担を軽減し簿価の上昇を抑制 <p>職員派遣</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人等への職員の派遣等に関する条例による継続 													<p>【解散対策】</p> <p>土地開発公社経営検討委員会の設置</p> <p>↓</p> <p>第三セクター等改革推進債の情報収集及び活用</p> <p>↓</p> <p>改革プランの策定</p> <p>↓</p> <p>解散処理</p> <p>↓</p> <p>土地開発公社の解散</p>													

取組事項	市報「三浦市民」における広告料収入の増加																												
取組内容	市報「三浦市民」において実施している広告掲載を充実して、広告料収入を増加させます。広告料収入の目標額に向け、営業活動等を行います。また、広告料の改定に向け検討会議を設けます。																												
担当課	協働推進課						集中改革プラン区分			⑥																			
最終到達目標	広告料改定 広告料収入の増加																												
到達目標 (平成21年度)	広告料収入の維持または増加（平成20年度実績1,421,500円） 広告料の改定																												
数量効果公表時期	広告料の改定については、平成22年4月に公表																												
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																				
	実施				→				→																				
取組期間	平成18年度～						以後毎年継続			H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	広告依頼元調査（周年）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	広告掲載依頼（周年）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	広告確保、掲載（周年）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	広告料改定の検討									○	○	○	○	○	○	○													
広告料の決定															○	○	○	○											
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																													
【広告募集の継続・新規広告の開発】																													
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">広告依頼元調査（平成22年度以降の広告料改定を見据えた）</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">広告仕様の説明</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">広告掲載依頼</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">広告掲載募集</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> ・市報「三浦市民」 ・ホームページ </div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">広告確保、掲載</div> </div> </div> </div>																													
【広告料改定】																													
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">状況調査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">他市町状況・類似広告状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">検討会議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">比較検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">広告料決定</div> </div>																													
【広告掲載継続にかかる見直し検討会議】（平成23年度以降の取組）																													
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">検証</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">広告料改定後の状況</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">検討会議</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">紙面における広告掲載の割合等</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">見直し決定</div> </div>																													

取組事項	三浦市公式ホームページにおける広告料収入の増加																									
取組内容	ホームページバナー広告募集のお知らせ記事を掲載するとともに、市広報紙「三浦市民」などホームページ以外の媒体を利用した広告募集を行います。あわせて、ホームページ掲載記事の内容も充実させていきます。																									
担当課	統計情報課						集中改革プラン区分			⑥																
最終到達目標	新規広告の開発 広告料収入の増加																									
到達目標 (平成21年度)	ホームページ広告料収入の前年度比5%増加（平成20年度実績100万円・目標額105万円）																									
数量効果公表時期	-																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成18年度～						以後毎年継続			H21取組費用			0千円													
H21 スケ ジュー ル	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	広告の募集	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	業者のリサーチ				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	業者へ照会				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	広告依頼				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	広告掲載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<p>【広告募集の継続】</p> <p>市公式ホームページトップ画面での広告募集（通年） 市広報紙「三浦市民」等での広告募集</p> <p>【新規広告の開発】</p> <p>業者のリサーチ ← 営業開発課・商工観光課・協働推進課と連携</p> <p>業者へ照会 ← 電話等での照会 (営業開発課・商工観光課・協働推進課との連携)</p> <p>広告依頼 ← ホームページ掲載内容の充実、広告スペースのアピール</p> <p>広告掲載</p>																										

取組事項	公用封筒への広告掲載による経費の削減又は収入の増加																									
取組内容	広告掲載窓口封筒30,000枚及びその他の広告掲載公用封筒61,000枚の無償提供を受け、利用します。																									
担当課	契約課						集中改革プラン区分			⑥																
最終到達目標	広告掲載による経費の削減 広告掲載による収入の増加																									
到達目標 (平成21年度)	広告掲載封筒91,000枚の無償提供を受け、658,000円の経費削減																									
数量効果公表時期	-																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成18年度 ~						以後毎年継続			H21取組費用				0千円												
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	【窓口封筒】																									
	封筒レイアウト決定	○	○																							
	広告主及び内容決定			○	○	○	○	○																		
	封筒納品・窓口配架							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	【他の公用封筒】																									
	封筒レイアウト決定・募集要領検討・決定	○															○									
	広告主募集			○	○	○	○										○	○	○	○						
	広告主及び内容決定						○													○						
封筒納品・各課使用							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<p style="text-align: center;">【窓口封筒】</p> <pre> graph TD A[封筒レイアウト決定] --> B[広告主及び内容決定] B --> C[封筒納品・窓口配架] C --> D["【更新する場合】 確認書の更新"] C --> E["【更新しない場合】 他の広告利用"] F[業者との確認書による審査] --> A </pre>													<p style="text-align: center;">【他の公用封筒】</p> <pre> graph TD G[他の公用封筒の広告検討] --> H[要領の立案] H --> I[実施の決定] I --> J[封筒レイアウト決定・ 募集要領検討・決定] J --> K[広告主募集] K --> L[広告主及び内容決定] L --> M[封筒納品・各課使用] </pre>													

取組事項	徴収体制の強化による収納率の維持及び向上																												
取組内容	休日及び夜間の窓口開庁の実施、併せて口座振替の移行促進強化期間を設定し口座振替制度を推進するなど、引き続き滞納防止に取り組みます。																												
担当課	税制課						集中改革プラン区分			⑥																			
最終到達目標	収納率の維持及び向上																												
到達目標 (平成21年度)	収納率の維持及び向上 過去3年間(平成17～19年度)の現年度分収納率の平均である市税96.2%・国民健康保険税90.5%以上の確保																												
数量効果公表時期	-																												
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																				
	実施				→				→																				
取組期間	平成18年度～						以後毎年継続			H21取組費用			100千円																
H21スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
		休日窓口開庁・休日納税相談開催(毎月1回実施)			○			○			○			○			○			○			○			○			○
		夜間窓口開庁	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		休日訪問徴収						○												○									○
		口座振替移行促進強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
達成までのステップ(作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																													
<pre> graph TD A[公売実施] --> B[差押強化] B --> C[口座振替移行促進] D[金融機関窓口での申込受付] --> C E[休日訪問徴収] --> C F[休日窓口開庁・休日納税相談開催] --> C G[夜間窓口開庁] --> C C --> H[収納率の維持・向上] </pre>																													

取組事項	水道料金福祉減免の廃止又は減免率の引き下げ																												
取組内容	平成20年度実施した減免率の引き下げにより、引き続き増収を図ります。																												
担当課	営業課						集中改革プラン区分			⑦																			
最終到達目標	福祉減免の公平性見直し及び減免縮小による料金収入の増加																												
到達目標 (平成21年度)	福祉減免率引き下げによる料金収入増4,700千円																												
数量効果公表時期	-																												
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																				
	実施				→				→																				
取組期間	平成18年度 ~						以後毎年継続			H21取組費用				0千円															
H 2 1 ス ケ ジ ュ ー ル	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	減免率の引き下げ実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																												
	<pre> graph TD A[情報収集] --> B[水道部にて方針決定] C[他市状況の調査] --> A D[現状の減免対象を精査] --> B B --> E[関係部門との調整] B --> F[電算プログラム変更調整] E --> G[要領の変更] G --> H[対象者への周知] H --> I[減免廃止又は引き下げ実施] </pre>																												

取組事項	広告料収入の新規開拓																									
取組内容	前年度に引き続き広告料収入の継続、増収に取り組みます。																									
担当課	営業課					集中改革プラン区分					⑦															
最終到達目標	広告料収入の増加																									
到達目標 (平成21年度)	広告料収入増157千円																									
数量効果公表時期	-																									
実施年度	H. 2 1					H. 2 2					H. 2 3															
	実施					→					→															
取組期間	平成18年度 ~					以後毎年継続					H21取組費用 0千円															
H21 スケ ジュ ール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	広告掲載(水道使用量のお知らせ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	次年度分広告主選定・契約(水道使用量のお知らせ)																○	○	○	○	○	○	○			
達成までのステップ(作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[実施調査] --> B[水道部内にて価格等の調整] B --> C["(水道料金等徴収事務受託者との調整)"] C --> D[庁内調整] D --> E[要領の作成] E --> F[広告主選定・契約] F --> G[広告掲載] H[他市状況の調査・形態・価格] --> A I[広告の仕様及び価格検討] --> B J[電算システムのプログラム修正、印刷用紙の在庫調整等] --> C </pre>																										

取組事項	工事設計図書の有償頒布																									
取組内容	CADデータについては前年度に引き続き有償頒布を行います。 設計図書については全庁的な調整を行い、方針を決定します。																									
担当課	給水課						集中改革プラン区分			⑦																
最終到達目標	設計図書有償頒布による収益の増加																									
到達目標 (平成21年度)	CADデータ有償頒布による年間収益633千円																									
数量効果公表時期	工事設計図書については、方針決定後の改訂時（平成22年4月）に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成18年度 ~						以後毎年継続			H21取組費用			0千円													
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	CADデータ	有償頒布	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	設計図書	庁内調整	○	○	○	○	○	○	○	○																
		方針決定							○																	
		有償頒布									○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																									

取組事項	公共施設（壁面、公用車等ネーミングライツ）を利用した広告料収入の増加又は経費の削減																													
取組内容	公用車広告掲載要領に基づき、公用車に広告を掲載します。 また、公共施設の壁面への広告及びネーミングライツの導入について検討します。																													
担当課	財産管理課							集中改革プラン区分				⑥																		
最終到達目標	公共施設を利用した広告料収入の増加または経費の削減																													
到達目標 (平成21年度)	公用車広告掲載料61千円の収入																													
数量効果公表時期	-																													
実施年度	H. 21					H. 22					H. 23																			
	実施					→					→																			
取組期間	平成19年度 ~ 以後毎年継続							H21取組費用				0千円																		
H 2 1 ス ケ ジ ュ ー ル	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月					
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	公用車広告掲載募集・掲載		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	施設利用状況調査（壁面広告・ネーミングライツ）					○	○	○	○	○																				
	他市の状況調査（壁面広告・ネーミングライツ）								○	○	○	○	○	○																
	広告基準決定・要領作成（壁面広告・ネーミングライツ）														○	○	○	○	○	○										
	対象施設決定（壁面広告・ネーミングライツ）																			○	○	○								
	募集（壁面広告・ネーミングライツ）																													
決定・掲載等（壁面広告・ネーミングライツ）																														
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																														
<pre> graph TD Root[基本要綱の制定] --> B1[【公用車広告】] Root --> B2[【壁面広告】] Root --> B3[【ネーミングライツ】] B1 --> S1_1[対象車両調査] S1_1 --> S1_2[他市の状況調査] S1_2 --> S1_3[広告基準決定・要領作成] S1_3 --> S1_4[対象車両決定] S1_4 --> S1_5[広告募集] S1_5 --> S1_6[広告内容審査・決定] S1_6 --> S1_7[広告掲載] B2 --> S2_1[施設利用状況調査] S2_1 --> S2_2[他市の状況調査] S2_2 --> S2_3[広告基準決定・要領作成] S2_3 --> S2_4[対象施設決定] S2_4 --> S2_5[広告募集] S2_5 --> S2_6[広告内容審査・決定] S2_6 --> S2_7[広告掲載] B3 --> S3_1[施設利用状況調査] S3_1 --> S3_2[他市の状況調査] S3_2 --> S3_3[広告基準決定・要領作成] S3_3 --> S3_4[対象施設決定] S3_4 --> S3_5[オーナー募集] S3_5 --> S3_6[審査・決定] S3_6 --> S3_7[看板等設置] </pre>																														

取組事項	国民健康保険事業特別会計繰入金の適正化																									
取組内容	国民健康保険事業特別会計の事業安定化のため、繰入金の適正化に努めます。 なお、昨年度同様保険税の見直しを検討するとともに、特定健康診査等実施計画に基づき、保険給付費の抑制に努めるための事業を展開します。																									
担当課	保険年金課						集中改革プラン区分			⑥																
最終到達目標	保険税の見直しの検討及び保険給付費の抑制についての具体策の検討を踏まえた繰入金の適正化																									
到達目標 (平成21年度)	保険税の見直しの検討及び保険給付費の抑制についての具体策の検討を踏まえた繰入金の適正化																									
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	検討・実施				→				→																	
取組期間	平成17年度～以後毎年継続						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	繰入金の分析					○	○	○	○	○	○	○														
	特定健診等実施状況の管理																	○	○	○	○	○	○	○	○	
	保険税引上げ検討												○	○	○	○	○	○	○	○	○					
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[繰入金の分析] --> B[保険税引上げ検討] A --> C[特定健診等の実施計画策定・見直し] B <--> C B --> D[具体策の実施] C --> D E[・保険税収入の増 ・事業実施方法の見直し] --> D D --> F[繰入金の適正化] F --> A </pre>																										

取組事項	公共下水道接続率の向上																									
取組内容	公共下水道接続率の向上を図るため、普及啓発活動及び未接続世帯への戸別訪問を行います。また、緊急雇用創出事業交付金の活用により、個別訪問委託を導入し、取組を強化します。																									
担当課	下水道課						集中改革プラン区分			⑥																
最終到達目標	接続率の向上による下水道使用料収入の確保																									
到達目標 (平成21年度)	公共下水道接続率（前年度比0.2ポイントの増）の向上による1,786千円の下水道使用料収入の確保																									
数量効果公表時期	-																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	実施				→				→																	
取組期間	平成19年度～						以後毎年継続			H21取組費用			741千円													
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	未接続世帯リストアップ								○	○	○	○														
	戸別訪問												○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	市のホームページ掲載	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	三浦海岸駅前にてPR活動												○													
	市報「三浦市民」掲載											○											○			
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[普及啓発活動] --> D[接続率の向上] B[未接続世帯のリストアップ] --> C[戸別訪問] C --> D E[ホームページ掲載 三浦海岸駅前にてPR 市報「三浦市民」掲載] --> A F[公共下水道の役割 公共下水道の接続の必要性 利子補給制度の案内 指定工事店の案内 下水道使用料の説明] --> C </pre>																										

取組事項	時差出勤制度導入による経費抑制																												
取組内容	勤務時間外に行う未接続世帯への戸別訪問において、時差出勤制度にて行います。																												
担当課	下水道課						集中改革プラン区分			⑥																			
最終到達目標	時間外勤務手当の抑制																												
到達目標 (平成21年度)	時間外勤務手当26千円の抑制																												
数量効果公表時期	-																												
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																				
	実施				→				→																				
取組期間	平成19年度 ~						以後毎年継続			H21取組費用			0千円																
H 2 1 ス ケ ジ ュ ー ル	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	夜間訪問世帯リストアップ							○		○	○						○		○	○									
	夜間訪問の実施							○		○	○						○		○	○									
	達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																												
	<pre> graph TD A[課内状況の調査] --> B[課内検討・情報収集] B --> C[課内・部内方針決定] C --> D[庁内調整] D --> E[実施] F[夜間訪問世帯リストアップ] --> E </pre>																												

取組事項	東部浄化センター維持管理費のコスト縮減																												
取組内容	東部浄化センター維持管理事業についてコスト縮減に向けた、包括的民間委託を行うための検討を行う。																												
担当課	東部浄化センター						集中改革プラン区分			⑥																			
最終到達目標	契約方法の変更によるコスト縮減																												
到達目標 (平成21年度)	包括契約実施に向け、環境部内において包括的民間委託技術研究会を発足 包括的民間委託の仕様書案を作成 基本方針決定																												
数量効果公表時期	方針決定後、平成23年度予算に反映し、その後の改訂時（平成23年4月）に公表																												
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																				
	原案作成				準備				実施																				
取組期間	平成19年度～平成23年度						H21取組費用			0千円																			
H21スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	包括的民間委託手法検討・仕様書案の作成（担当課）		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															
	包括的民間委託技術研究会を発足（環境部内）														○														
	包括的民間委託技術研究会検討														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	包括的民間委託技術研究会決定																												
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																													
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">情報収集</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・問題点、課題等の抽出 ・他市状況の調査 </div> </div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">手法検討</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・メリット・デメリットの整理 ・コスト比較 ・契約方式の検討 ・仕様書（案）作成 </div> </div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">手法決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 包括的民間委託技術研究会（環境部内） </div> </div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 30%;">準備（契約事務）</div> <div style="margin: 10px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: 30%;">実施</div> </div>																													

Ⅱ 人財戦略

人財戦略に該当する取組は、三浦市人材育成・活用基本プランや人事・任用制度などの基本的制度に関することからや、公営企業会計を担う組織(市立病院・水道部)が個別に提示した人事管理面での事務見直しなどを、取り組むべき事項として位置づけています。

(取組事項一覧)

戦略区分	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載		予算措置		スケジュール			※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ	
				H22数量効果改訂追加 数量効果明示	H23数量効果改訂追加	H21予算対応済	H22予算対応	H23予算対応	H21	H22			H23
人財	⑦	15 三浦市立病院改革プランの実施	病院庶務課	●		●							85
人財	⑦	16 時差出勤制度導入による事務の効率化	給水課	●		●							86

※ は、平成 21 年度からの新規取組事項です。

(個別実行計画)

取組事項	三浦市立病院改革プランの実施																										
取組内容	三浦市立病院改革プランに従い、経営改善を進めるとともに、地方公営企業法の全部適用準備を行います。																										
担当課	病院庶務課						集中改革プラン区分			⑦																	
最終到達目標	病院経営の医業収支の均衡																										
到達目標 (平成21年度)	病院経営の医業収支の均衡																										
数量効果公表時期	-																										
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																		
	実施				→				→																		
取組期間	平成21年度 ~						平成25年度			H21取組費用			0千円														
H21 スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	地方公営企業法全部適用移行準備・検討		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	経営の健全化		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	改革プランの実施		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																											
<pre> graph TD A[部門経営会議] <--> B[三浦市立病院改革プラン] B <--> C[政策会議] B --> D[市の方針決定] D --> E[地方公営企業法全部適用移行準備] D --> F[経営健全化計画の推進] E --> G[病院事業管理者候補者選定] G --> H[全部適用 H22.4.1] F <--> I[市立病院PDCA幹部会] I --> J[病院経営健全化継続] </pre>																											

取組事項	時差出勤制度導入による事務の効率化																										
取組内容	前年度に引き続き、時差出勤制度を活用し、時間外勤務手当の削減を図ります。																										
担当課	給水課	集中改革プラン区分						⑦																			
最終到達目標	時間外勤務手当の削減																										
到達目標 (平成21年度)	時差出勤による時間外手当の削減額年間最大213千円																										
数量効果公表時期	-																										
実施年度	H. 2 1				H. 2 2				H. 2 3																		
	実施				→				→																		
取組期間	平成18年度 ~				以後毎年継続				H21取組費用				0千円														
H 2 1 ス ケ ジ ュ ー ル	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
	時差出勤実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
	<pre> graph TD A[他市状況の調査] --> B[実態調査] B --> C[部内想定検討] C --> D[夜間工事にて想定検証] D --> E[現状職員体制にて対応可能か否かの方針決定] E --> F["【対応可能】"] E --> G["【対応不可能】"] F --> H[庁内協議] H --> I[時差出勤実施] G --> J[事務効率化に向け改善・検討を進める] </pre>																										

Ⅲ 情報戦略

情報戦略に該当する取組は、情報化推進のための取組事項を実行計画として掲げています。

(取組事項一覧)

戦略区分	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載			予算措置		スケジュール			※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ
				数量効果明示	H22 数量効果改訂追加	H23 数量効果改訂追加	H21 予算対応済	H22 予算対応	H23 予算対応	H21	H22		
情報	①	17 誘客営業事業	営業開発課	●									88

(個別実行計画)

取組事項	誘客営業事業																									
取組内容	旅行者等への営業活動を実施し、協働して旅行商品の開発を行い、県や三浦半島観光連絡協議会等の近隣自治体と協働して誘客営業活動を実施します。 首都圏域からの誘客増を図るため、首都圏主要駅にて観光キャンペーンを実施します。																									
担当課	営業開発課							集中改革プラン区分				①														
最終到達目標	誘客の増加																									
到達目標 (平成21年度)	旅行企画 商品化本数 13本 観光キャンペーン実施回数 1回																									
数量効果公表時期	-																									
実施年度	H. 21					H. 22					H. 23															
	実施					→					→															
取組期間	平成21年度 ~							以後毎年継続				H21取組費用			0千円											
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	観光エージェントへの営業用資料作成(随時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	観光エージェントへの営業(随時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	観光セリ市場でPR													○												○
	旅行の商品化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	観光キャンペーンの実施													○												
達成までのステップ(作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[旅行資源開発] --> B[観光エージェントへの営業用資料作成] B --> C[観光エージェントへの営業] D[観光セリ市場でPR (広域的な連携)] --> C C --> E[旅行商品化(団体・個人)] E --> F[観光客等来市] G[首都圏主要駅において 観光キャンペーン実施 (観光資源・旅行商品PR)] --> F F --> H[検証] H --> A </pre>																										
<p>※平成21年度の取組費用が0千円ですが、平成21年度に予定していた取組について、地域活性化・生活対策臨時交付金を平成20年度補正予算で充当し、2,225千円の予算を繰越して平成21年度に実施します。</p>																										

IV 組織戦略

組織戦略に該当する取組は、全て「第1項推進システムの実行計画」に位置づけています。そのため、本項では該当する実行計画がありません。

V サービス・事業戦略

サービス・事業戦略に該当する取組は、支出削減と品質向上をねらいとしたアウトソーシングに関する重要な取組です。財政戦略に該当する取組と合わせて、各政策部門(事業執行部門)が最も積極的に取り組むべき事項として位置付けます。

(取組事項一覧)

戦略区分	集中改革プラン対応	取組事項	担当課	数量効果掲載			予算措置		スケジュール			※左各欄において、●は該当することを示し、○は条件付きで該当するものを示しています。それぞれの条件については本欄に記載のとおりです。 → は実施期間を示します。 は当該期間中に一部実施等があることを示します。	掲載ページ
				数量効果明示	H22数量効果改訂追加	H23数量効果改訂追加	H21予算対応済	H22予算対応	H23予算対応	H21	H22		
サ・事	①	18 学校再編と適正配置	学校教育課										91
サ・事	①	19 市営住宅の建替等と公有財産(土地)の有効活用	財産管理課	●									92
サ・事	②	20 老人福祉保健センターの運営方法の継続的検討	高齢介護課	●									93
サ・事	②	21 火葬場の運営方法の継続的検討	市民課			●							94
サ・事	②	22 体育館、総合体育館及び水泳プール運営への民間活力の導入	スポーツ課	●	●								95
サ・事	②	23 ごみ処理業務への民間活力の導入	清掃事業所外		●		●						96
サ・事	②	24 (仮称)三浦バイオマスセンター事業の推進によるし尿等処理経費の削減	もてなし総務室			●							97
サ・事	②	25 海業施設の譲渡(民営化)又は廃止の検討	水産課										98
サ・事	②	26 児童館の地域への譲渡(民営化)又は廃止の検討	青少年教育課			●							99
サ・事	②	27 市民ホールの運営方法の継続的検討	生涯学習課			●							100
サ・事	②	28 勤労市民センターの運営方法の継続的検討	商工観光課										101
サ・事	②	29 油壺駐車場の運営方法の継続的検討	商工観光課										102
サ・事	②	30 地域福祉センターの運営方法の継続的検討	福祉課										103
サ・事	②	31 高齢者ふれあいセンターの運営方法の継続的検討	高齢介護課										104
サ・事	②	32 自転車等駐車場の運営方法の継続的検討	土木課			●							105
サ・事	②	33 地域集会施設の地域への譲渡(民営化)又は廃止の検討	協働推進課			●							106
サ・事	②	34 農村婦人の家の地域への譲渡(民営化)又は廃止の検討	農産課			●	●						107
サ・事	②	35 漁村センターの譲渡(民営化)又は廃止の検討	水産課	●		●							108
サ・事	②	36 旧城ヶ島分校海の資料館運営への民間活力の導入	生涯学習課										109
サ・事	②	37 白秋記念館運営への民間活力の導入	生涯学習課										110
サ・事	②	38 市場施設及び水産施設等への民間活力の導入	市場管理事務所	●				●					111
サ・事	②	39 図書館業務への民間活力の導入	図書館	●				●					112

(個別実行計画)

取組事項	学校再編と適正配置																														
取組内容	各小中学校の児童・生徒数の推移を把握し、学校の適正規模・適正配置の基本方針に該当する学校が予測された場合、地区協議会の設置準備等、関係部課で適正化の取組に向けた検討を行います。																														
担当課	学校教育課						集中改革プラン区分			①																					
最終到達目標	基本方針に基づく適正化方針の決定と実施																														
到達目標 (平成21年度)	小中学校の児童・生徒数の推移の把握 適正化を進めている他市町の情報収集																														
数量効果公表時期	適正化方針決定後、その後の改訂時に公表																														
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																						
	検討・調査				検討				適正化方針決定																						
取組期間	平成18年度～						以後毎年継続			H21取組費用			0千円																		
H21 スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月						
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
	小中学校の児童・生徒数の推移の把握		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	基本方針の該当校のある場合、協議会メンバーの選考														○	○															
	他市の状況調査			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																														
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の児童・生徒数の推移の把握 ・適正化を進めている他市町の情報収集 <p style="text-align: center;">↓ 小中学校の適正規模、適正配置の基本方針に該当する学校がでた場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">地区協議会設置</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">・地区協議会設置準備（メンバー決定、内部的な方針の確立等）</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">教育委員会へ意見書提出</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">・地区協議会による検討</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">教育委員会での方針決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">・庁内検討組織による検討 ・教育委員会による検討</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">部門での方針決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">部門経営会議</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">市の方針決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">政策会議</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">保護者、地域住民、関係者等と合意形成</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 100%;">適正化方針に基づいた取り組みの実施</div> </div>																														

取組事項	市営住宅の建替等と公有財産（土地）の有効活用																												
取組内容	ストック活用計画に基づく入居者説明などを実施し、事業推進の合意形成を図ります。																												
担当課	財産管理課					集中改革プラン区分					①																		
最終到達目標	市営住宅ストック活用計画の策定と計画に基づく整備																												
到達目標 （平成21年度）	入居者説明会の実施 周辺住民との調整																												
数量効果公表時期	平成22年4月に公表																												
実施年度	H. 21					H. 22					H. 23																		
	実施					→					→																		
取組期間	平成18年度					～					平成25年度					H21取組費用					0千円								
H21 スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	市営住宅ストック活用計画の策定		○	○	○	○	○	○																					
	入居者説明								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建設計画地周辺住民との合意形成								○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																													
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">整備に関する手法の検討</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">市営住宅ストック活用計画（案）の作成</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">市営住宅ストック活用計画策定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">部門経営会議・政策会議</div> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">入居者及び建設計画地周辺住民との合意形成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">入居者説明会の開催</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">建設計画地周辺住民説明</div> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">測量、設計等、入居者の住環境整備</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 15%;">地域住宅交付金申請</div> </div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">入居</div> <div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">跡地の有効活用（利用・処分）</div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">※跡地が発生した場合</div>																													

取組事項	老人福祉保健センターの運営方法の継続的検討																									
取組内容	現在、指定管理者を導入している老人福祉保健センターについて、指定管理者を決定し指定管理者制度による施設運営を継続します。 また、引き続き指定管理者制度の継続、譲渡（民営化）又は廃止の運営方法について部内で検討します。																									
担当課	高齢介護課						集中改革プラン区分			②																
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）または廃止の管理運営方法の方針決定																									
到達目標（平成21年度）	平成22年7月以降の同センターの指定管理者の決定 部内での検討着手																									
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	指定管理者決定・部内検討				部内検討				部内方針決定																	
取組期間	平成18年度～平成25年度						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・他施設状況等調査 ・利用者、地元住民の意見聴取 ・老人クラブ等との調整 ・警察署、保健所との調整 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 協定書等の検討 </div> </div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: center; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 協定書等の締結 </div> </div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> 平成19年7月より労協センター事業団による管理運営の開始 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 指定管理者制度導入 </div> </div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 利用者アンケートの実施 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者・地元住民の意見聴取 ・管理運営方法の改善 </div> </div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 部内等での検討 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理業務の状況調査 ・他市事例調査 ・指定管理者との協議 ・コスト比較 </div> </div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 部門での方針決定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 部門経営会議 </div> </div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 市の方針決定 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 政策会議 </div> </div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 指定管理者制度継続の場合 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 譲渡（民営化）の場合 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> 廃止の場合 </div> </div> <div style="margin: 5px 0;">↓</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・民営化方式決定 ・対象者等検討 ・公募等の実施 ・契約等協議 ・施設廃止条例議案提出 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%; text-align: center;"> <ul style="list-style-type: none"> ・施設廃止条例議案提出 </div> </div> </div>																										

取組事項	火葬場の運営方法の継続的検討																									
取組内容	現在、指定管理者制度を導入している火葬場について、指定管理者を決定し指定管理者制度による施設運営を継続します。 また、指定管理者制度継続又は譲渡（民営化）の運営方法を部内で検討します。																									
担当課	市民課						集中改革プラン区分			②																
最終到達目標	指定管理者制度継続又は譲渡（民営化）の管理運営方法の方針決定																									
到達目標（平成21年度）	指定管理者の決定 部内で管理運営方法を継続的に検討																									
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	指定管理者決定・部内検討				部内検討				方針（案）作成																	
取組期間	平成18年度～平成25年度						H21取組費用			16千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	指定管理者選定委員会										○					○										
	指定管理者公募										○	○	○													
	指定管理者候補者の決定																○									
	指定管理者指定の議決																	○								
部内で管理運営方法を検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[指定管理者の選定] --> B[部内での管理運営方法の継続的検討] B --> C[方針案作成] C --> D[部門での方針決定] D --> E[市の方針決定] E --> F[譲渡（民営化）] E --> G[指定管理者制度継続] B --- B_in[・他市の状況調査 ・現状分析 ・指定管理者との調整 ・コスト比較] D --- D_in[部門経営会議] E --- E_in[政策会議] F --- F_in[・民営化方式決定 ・対象者等検討 ・公募等の実施 ・契約等協議 ・施設廃止条例議案提出] style B_in fill:none,stroke:none style D_in fill:none,stroke:none style E_in fill:none,stroke:none style F_in fill:none,stroke:none </pre>																										

取組事項	体育館、総合体育館及び水泳プール運営への民間活力の導入																									
取組内容	現在、直営としている体育館、総合体育館、水泳プールと平成22年度オープンする三浦スポーツ公園を一体的に管理し、指定管理者制度を導入するため、指定管理者を決定し、指定管理者制度による施設運営の準備を進めます。																									
担当課	スポーツ課						集中改革プラン区分			②																
最終到達目標	民間活力の導入																									
到達目標 (平成21年度)	指定管理者決定																									
数量効果公表時期	指定管理者決定後、平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	指定管理者決定				実施				-																	
取組期間	平成18年度 ~ 平成21年度						H21取組費用			32千円																
H 2 1 ス ケ ジ ユ ー ル	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	議会の議決(条例改正)									○																
	指定管理者選定委員会										○					○										
	指定管理者公募										○	○	○													
	指定管理者候補者の決定															○										
	議会の議決(指定管理者指定)																			○						
協定書等協議																					○	○	○	○	○	○
達成までのステップ(作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[市場化可能性調査 (政策経営課)] --> B[部内等での検討] C[関係団体の意見聴取 ・利用者の意見聴取 ・コスト比較 ・他市状況調査 ・スポーツ施設所管課との協議] --> B B --> D[部門での方針決定] E[部門経営会議] --> D D --> F[市の方針決定] G[政策会議] --> F F --> H[指定管理者制度導入の場合] F --> I[譲渡(民営化)の場合] F --> J[直営の場合] H -.-> I H --- K[・条例改正議案提出 ・公募実施 ・指定管理者候補決定 ・指定管理者指定議案提出 ・協定書等協議] I --- L[・民営化方式決定 ・対象者等検討 ・公募等の実施 ・契約等協議 ・施設廃止条例議案提出] J --- M[※ 他の方法と比べ、 明らかにコスト 削減が望める場合] </pre>																										

取組事項	ごみ処理業務への民間活力の導入																												
取組内容	ごみ処理業務について、民間活力の導入（委託化）に係る市の方針にしたがい、ごみ処理業務の一部について委託準備を行います。																												
担当課	清掃事業所					集中改革プラン区分					②																		
最終到達目標	民間活力の導入																												
到達目標 (平成21年度)	平成22年4月からのごみ処理業務の一部委託化に向けた準備																												
数量効果公表時期	平成22年度実施後、平成23年4月に公表																												
実施年度	H. 21					H. 22					H. 23																		
	準備					実施					→																		
取組期間	平成18年度					～					平成25年度					H21取組費用					0千円								
H21スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	委託化仕様・発注方法等の検討		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
	職員団体への提案		○	○	○																								
	委託準備（委託設計書仕様書の作成・業者選定等）														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																													
<pre> graph TD A[市場化可能性調査 (政策経営課)] --> B[委託化仕様・発注方法等の検討] B --> C[部門での方針決定] C --> D[市の方針決定] D --> E[職員団体への提案] E --> F[準備] F --> G[委託化] B --- B1[施設の現況調査 ・コスト比較 ・2市1町広域化事業との整合 ・施設整備計画との整合 ・関係部署との調整] C --- C1[部門経営会議] D --- D1[政策会議] E --- E1[労使交渉] F --- F1[委託設計書仕様書の作成 ・委託業者の選定 ・入札 ・契約等] </pre>																													

取組事項	(仮称) 三浦バイオマスセンター事業の推進によるし尿等処理経費の削減																									
取組内容	三浦地域資源ユーズ株式会社と協働して、(仮称) 三浦バイオマスセンターの整備を進めます。 国の地域バイオマス利活用交付金を活用して同センターの整備を支援します。 また、必要に応じて同社が行う同センターの整備資金の借入を円滑に進めるために借入先金融機関と損失補償契約を結びます。																									
担当課	もてなし総務室								集中改革プラン区分				②													
最終到達目標	三浦地域資源ユーズ(株)による(仮称) 三浦バイオマスセンター整備																									
到達目標(平成21年度)	三浦地域資源ユーズ(株)による(仮称) 三浦バイオマスセンターの整備																									
数量効果公表時期	初年度処理状況報告後に公表																									
実施年度	H. 21					H. 22					H. 23															
	建設					実施					-															
取組期間	平成17年度					平成22年度					H21取組費用				533,237千円											
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	(仮称) 三浦バイオマスセンターの整備支援	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国への交付金申請							○																		
	国への交付金請求																								○	
	事業者への補助金交付決定							○																		
事業者への補助金交付																									○	
達成までのステップ(作業フロー) ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[設立準備委員会] --> B[発起人会] B --> C[創立総会] C --> D[三浦地域資源ユーズ株式会社設立] D --> E["(仮称)三浦バイオマスセンター基本設計・法定事務"] E --> F["(仮称)三浦バイオマスセンター実施設計"] E --> G[用地取得・法定事務] F --> H[VFMの評価] G --> H H --> I["(仮称)三浦バイオマスセンター建設"] I --> J["(仮称)三浦バイオマスセンター供用開始"] K[し尿・浄化槽汚泥処理委託] --> J </pre> <p>*VFMとは: 行政が実施してきた事業を民間に委ねる場合、どちらが実施した方が効率的かを明確にする必要があります。その上で民間が実施したほうが効率的であったり、サービス水準が高い場合に民間が実施することになります。このことを説明する概念(考え方)としてVFM(=Value For Money)があります。支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことです。</p>																										

取組事項	海業施設の譲渡（民営化）又は廃止の検討																									
取組内容	現在、指定管理者制度を導入している海業施設について、指定管理者を決定し指定管理者制度による施設運営を継続します。 また、引き続き指定管理者制度の継続、譲渡（民営化）又は廃止の運営方法について部内で検討します。																									
担当課	水産課				集中改革プラン区分				②																	
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）または廃止の管理運営方法の方針決定																									
到達目標（平成21年度）	指定管理者制度の継続と指定管理者納付金の増額 部内での検討着手																									
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	指定管理者決定・部内検討				部内検討				部内方針決定																	
取組期間	平成18年度～				平成25年度				H21取組費用 0千円																	
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	指定管理者選定委員会										○					○										
	指定管理者公募										○	○	○													
	指定管理者候補者の決定															○										
	議会の議決																			○						
	部内での検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[指定管理者の決定] --> B[部内での検討] B --> C[部門の方針決定] C --> D[市の方針決定] D --> E[譲渡（民営化）] D --> F[指定管理者制度継続] D --> G[施設廃止] H[議会の議決] --> A I[指定管理業務状況調査 ・利用者アンケート ・施設の現状把握及び問題点抽出 ・指定管理者及び関係機関と協議] --> B J[部門経営会議] --> C K[政策会議] --> D L[民営化方針決定 ・対象者等検討 ・公募等の実施 ・契約等協議 ・施設廃止条例議案提出] --> E M[施設廃止条例案提出] --> G </pre>																										

取組事項	児童館の地域への譲渡（民営化）又は廃止の検討																									
取組内容	現在、指定管理者制度を導入している児童館について、指定管理者を決定し指定管理者制度による施設運営を継続します。 また、引き続き、指定管理者制度の継続、譲渡（民営化）又は廃止の検討を進めます。 さらに、指定管理者及び当該地区と譲渡（民営化）又は廃止の合意が得られれば、指定期間内であっても、譲渡（民営化）又は廃止の方針を決定し、実施します。																									
担当課	青少年教育課							集中改革プラン区分				②														
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）または廃止の方針決定																									
到達目標（平成21年度）	指定管理者決定・指定管理者制度の継続、地域への譲渡（民営化・区民会館用）又は廃止の調査・検討																									
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																									
実施年度	H. 2 1					H. 2 2					H. 2 3															
	指定管理者決定・部内検討					部内検討					→															
取組期間	平成18年度～					平成25年度					H21取組費用				32千円											
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	指定管理者選定委員会											○					○									
	指定管理者公募												○	○	○											
	指定管理者候補者の決定																	○								
	議会の議決																			○						
	関係部署調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
児童館関係区との調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[指定管理者選定] --> B[基本方針策定] B --> C[関係区調整] C --> D[部門での方針決定] D --> E[市の方針決定] E --> F[譲渡の場合] E --> G[廃止の場合] F --> F1[区への提示] F1 --> F2[区の受入れ] F2 --> F3[児童館廃止] F3 --> F4[譲渡] G --> G1[区への提示] G1 --> G2[区の了解] G2 --> G3[児童館廃止] G3 --> G4[転用・解体] C --> H[資料収集 関係部署調整 児童館関係区との調整] D --> I[部門経営会議] E --> J[政策会議] K[議会議決] --> A </pre>																										

取組事項	市民ホールの運営方法の継続的検討																									
取組内容	現在、指定管理者制度を導入している市民ホールについて、指定管理者を決定し指定管理者制度による施設運営を継続します。 また、引き続き、運営方法の方針決定をするための調査等を実施し、指定管理者制度継続、譲渡（民営化）又は廃止を検討します。																									
担当課	生涯学習課							集中改革プラン区分				②														
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）または廃止の方針決定																									
到達目標（平成21年度）	指定管理者の決定、利用者・来館者の意向把握、他市状況等調査による検討																									
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																									
実施年度	H. 21					H. 22					H. 23															
	指定管理者決定・部内検討					部内検討					→															
取組期間	平成19年度～					平成25年度					H21取組費用				32千円											
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	指定管理者選定委員会										○					○										
	指定管理者公募										○	○	○													
	指定管理者候補者の決定															○										
	議会の議決																			○						
	利用者・来館者アンケートの実施														○	○	○	○	○	○						
	他市状況等調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[指定管理者選定] --> B[部内での検討] B --> C[部門での方針決定] C --> D[市の方針決定] D --> E[指定管理者制度継続の場合] D --> F[譲渡（民営化）] D --> G[廃止の場合] H[議会の議決] --> A I[・利用者、来館者アンケート実施 ・他市状況等調査 ・指定管理者との協議 ・コスト比較] --> B J[部門経営会議] --> C K[政策会議] --> D L[・指定管理者選定委員会開催 ・指定管理者公募 ・指定管理者指定の議決、告示] --- E M[・民営化方式、対象者等検討 ・公募、契約事務 ・施設廃止条例議案提出] --- F N[・施設廃止条例議案提出] --- G </pre>																										

取組事項	勤労市民センターの運営方法の継続的検討																									
取組内容	現在、指定管理者制度を導入している勤労市民センターについて、指定管理者を決定し指定管理者制度による施設運営を継続します。 また、指定管理者制度継続、譲渡（民営化）又は廃止の運営方法を部内で検討します。																									
担当課	商工観光課						集中改革プラン区分			②																
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）または廃止の管理運営方法の方針決定																									
到達目標（平成21年度）	部内で検討（指定管理者業務状況調査、他市状況等調査、利用者アンケート、指定管理者との協議）																									
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	指定管理者の決定・部内検討				部内検討				方針（案）作成																	
取組期間	平成19年度～平成25年度						H21取組費用			0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	指定管理者選定委員会										○					○										
	指定管理者公募											○	○	○												
	指定管理者候補者の決定															○										
	議会の議決																			○						
	部内での検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[指定管理者の決定] --> B[部内での検討] B --> C[方針案作成] C --> D[部門での方針決定] D --> E[市の方針決定] E --> F[指定管理者制度継続] E --> G[譲渡（民営化）] E --> H[廃止] I[議会の議決] --> A J[指定管理者業務状況調査 ・他市状況等調査 ・利用者アンケート ・指定管理者との協議] --> B K[部門経営会議] --> D L[政策会議] --> E M[施設廃止条例議案提出] --> H N[民営化方針決定 ・対象者等検討 ・公募等の実施 ・契約等協議 ・施設廃止条例議案提出] --> G </pre>																										

取組事項	油壺駐車場の運営方法の継続的検討																									
取組内容	現在、指定管理者制度を導入している油壺駐車場について、指定管理者を決定し指定管理者制度による施設運営を継続します。 また、指定管理者制度継続、譲渡（民営化）又は廃止の運営方法を部内で検討します。																									
担当課	商工観光課						集中改革プラン区分			②																
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）または廃止の管理運営方法の方針決定																									
到達目標（平成21年度）	部内で検討（指定管理者業務状況調査、利用者アンケート、県（土地所有者）との協議、バス事業者との調整、地元事業者（観光協会等）との協議、指定管理者との協議）																									
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	指定管理者決定・部内検討				部内検討				方針（案）作成																	
取組期間	平成19年度～						平成25年度			H21取組費用			0千円													
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	指定管理者選定委員会										○					○										
	指定管理者公募										○	○	○													
	指定管理者候補者の決定															○										
	議会の議決																			○						
	部内での検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[指定管理者選定] --> B[部内での検討] B --> C[方針案作成] C --> D[部門での方針決定] D --> E[市の方針決定] E --> F[指定管理者制度継続] E --> G[民営化] E --> H[廃止] I[議会の議決] --> A J[指定管理者業務状況調査 利用者アンケート 県（土地所有者）との協議 バス事業者との調整 地元事業者（観光協会等）との協議 指定管理者との協議] --> B K[部門経営会議] --> D L[政策会議] --> E M[民営化方針決定 対象者等検討 公募等の実施 契約等協議 施設廃止条例議案提出] --- G N[施設廃止条例議案提出] --- H </pre>																										

取組事項	地域福祉センターの運営方法の継続的検討																												
取組内容	現在、指定管理者を導入している地域福祉センターについて、指定管理者を決定し指定管理者制度による施設運営を継続します。 また、引き続き指定管理者制度の継続、譲渡（民営化）又は廃止の運営方法について部内で検討します。																												
担当課	福祉課							集中改革プラン区分				②																	
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）または廃止の管理運営方法の方針決定																												
到達目標（平成21年度）	平成22年以降の同センターの指定管理者の決定 部内での検討着手																												
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																												
実施年度	H. 21					H. 22					H. 23																		
	指定管理者決定・部内検討					部内検討					→																		
取組期間	平成19年度～					平成25年度					H21取組費用																		
H21スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月				
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	指定管理業務状況調査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	利用者アンケート								○	○	○	○	○	○															

達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。

```

graph TD
    A[部内での検討] --> B[部門での方針決定]
    B --> C[市の方針決定]
    C --> D[指定管理者制度継続の場合]
    C --> E[譲渡（民営化）の場合]
    C --> F[廃止の場合]
    
    A --- A1[・指定管理業務状況調査  
・利用実態調査・関係団体調整  
・他市状況調査  
・利用者アンケート  
・指定管理者との協議]
    B --- B1[部門経営会議]
    C --- C1[政策会議]
    E --- E1[・民営化方式決定  
・対象者等検討  
・公募等の実施  
・契約等協議  
・施設廃止条例議案提出]
    F --- F1[・施設廃止条例議案提出]
  
```

取組事項	高齢者ふれあいセンターの運営方法の継続的検討																													
取組内容	現在、指定管理者を導入している高齢者ふれあいセンターについて、指定管理者を決定し指定管理者制度による施設運営を継続します。 また、引き続き指定管理者制度の継続、譲渡（民営化）又は廃止の運営方法について部内で検討します。																													
担当課	高齢介護課						集中改革プラン区分			②																				
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）または廃止の管理運営方法の方針決定																													
到達目標（平成21年度）	平成22年以降の同センターの指定管理者の決定 部内での検討着手																													
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																													
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																					
	指定管理者決定・部内検討				部内検討				部内方針決定																					
取組期間	平成19年度～平成25年度						H21取組費用			0千円																				
H21スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月					
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	指定管理業務状況調査		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	利用者アンケート																	○	○	○										

達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。

```

graph TD
    A[部内での検討] --> B[部門での方針決定]
    B --> C[市の方針決定]
    C --> D[指定管理者制度継続の場合]
    C --> E[譲渡（民営化）の場合]
    C --> F[廃止の場合]
    D -.-> E
  
```

部内での検討

- 指定管理業務状況調査
- 他市状況調査
- 利用者アンケート
- 指定管理者との協議

部門での方針決定

- 部門経営会議

市の方針決定

- 政策会議

指定管理者制度継続の場合

譲渡（民営化）の場合

- 民営化方式決定
- 対象者等検討
- 公募等の実施
- 契約等協議
- 施設廃止条例議案提出

廃止の場合

- 施設廃止条例議案提出

取組事項	自転車等駐車場施設の管理運営方法の継続的検討																									
取組内容	現在、指定管理者制度を導入している自転車等駐車場施設について、平成20年度に決定した管理運営方針に基づき、指定管理者制度により平成22年度から平成25年度までの管理運営をするため、指定管理者選定委員会を開催し、指定管理者を決定します。 また、引き続き指定管理者制度の継続、譲渡（民営化）又は廃止の運営方法について部内で検討します。																									
担当課	土木課	集中改革プラン区分						②																		
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）または廃止の管理運営方法の方針決定																									
到達目標（平成21年度）	指定管理者の選定 部内での検討着手																									
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	指定管理者決定・部内検討				部内検討				部内方針決定																	
取組期間	平成19年度～				平成25年度				H21取組費用			32千円														
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	指定管理者選定委員会開催										○			○												
	指定管理者公募										○	○	○													
	指定管理者候補決定														○											
	議会の議決																			○						
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[指定管理者の決定] --> B[部内での管理運営方法の継続的検討] C[議会の議決] --> A B --> D[方針案作成] D --> E[部門での方針決定] F[部門経営会議] --> E E --> G[市の方針決定] H[政策会議] --> G G --> I[指定管理者制度継続] I --> J[譲渡（民営化）] I --> K[廃止] L[民営化方式決定] --- J M[対象者等検討] --- J N[公募等の実施] --- J O[契約等協議] --- J P[施設廃止条例議案提出] --- J Q[施設廃止条例議案提出] --- K </pre>																										

取組事項	地域集会施設の地域への譲渡（民営化）又は廃止の検討																										
取組内容	平成22年度の地域集会施設（松輪会館及び金原会館）の地元区への譲渡に向けて諸手続きを行います。																										
担当課	協働推進課						集中改革プラン区分			②																	
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）又は廃止（指定管理料年間707千円の削減）																										
到達目標（平成21年度）	譲渡手続きの完了																										
数量効果公表時期	平成23年4月に公表																										
実施年度	H. 21						H. 22			H. 23																	
	実施						譲渡			-																	
取組期間	平成19年度～						平成22年度			H21取組費用				0千円													
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
	実施に向けた準備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	条例廃止に向けた準備														○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	議会の議決																									○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組のある項目に網掛けしています。																											
<pre> graph TD A[部内での検討] --> B[方針案作成] B --> C[部門での方針決定] C --> D[市の方針決定] D --> E[譲渡（民営化）] D --> F[指定管理者制度継続] D --> G[施設廃止] F -.-> E F -.-> G E --> H[譲渡の場合] H --> I[区への提示] I --> J[区の受け入れ決定] J --> K[廃止] K --> L[譲渡] G --> M[廃止の場合] M --> N[区への提示] N --> O[区の了解] O --> P[廃止] P --> Q[転用・解体] R[条例改正] --> K R --> P </pre>																											

取組事項	農村婦人の家の地域への譲渡（民営化）又は廃止の検討																									
取組内容	平成22年度の農村婦人の家の地域への譲渡に向けて諸手続きを行います。																									
担当課	農産課						集中改革プラン区分			②																
最終到達目標	譲渡（民営化）又は廃止（指定管理料609千円の削減）																									
到達目標 （平成21年度）	譲渡手続きの完了																									
数量効果公表時期	平成23年4月に公表																									
実施年度	H. 21						H. 22			H. 23																
	実施						譲渡			-																
取組期間	平成19年度 ~						平成22年度			H21取組費用 0千円																
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	関係機関調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
	実施に向けた準備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	条例廃止																						○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[部内での検討] --> B[方針案作成] B --> C[部門での方針決定] C --> D[市の方針決定] D --> E[譲渡（民営化）] D --> F[指定管理者制度継続] D --> G[施設廃止] E --> H[譲渡の場合] H --> I[区への提示] I --> J[区の受入れ決定] J --> K[廃止] K --> L[譲渡] F --> M[指定管理者制度継続] G --> N[廃止の場合] N --> O[区への提示] O --> P[区への了解] P --> Q[廃止] Q --> R[転用・解体] M --> K M --> Q </pre>																										

取組事項	漁村センターの譲渡（民営化）又は廃止の検討																								
取組内容	現在、指定管理者制度を導入している漁村センターについて、指定管理者を決定し指定管理者制度による施設運営を継続します。 また、引き続き指定管理者制度の継続、譲渡（民営化）又は廃止の運営方法について部内で検討します。																								
担当課	水産課						集中改革プラン区分			②															
最終到達目標	指定管理者制度継続、譲渡（民営化）または廃止の管理運営方法の方針決定																								
到達目標（平成21年度）	指定管理者制度の継続と指定管理者納付金の増額 部内での検討着手																								
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																								
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																
	指定管理者決定・部内検討				部内検討				部内方針決定																
取組期間	平成19年度～平成25年度						H21取組費用			0千円															
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
	指定管理者選定委員会										○					○									
	指定管理者公募										○	○	○												
	指定管理者候補者の決定																○								
	議会の議決																			○					
	部内での検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																									
<pre> graph TD A[指定管理者の決定] --> B[部内での検討] B --> C[部門での方針決定] C --> D[市の方針決定] D --> E[譲渡（民営化）] D --> F[指定管理者制度継続] D --> G[施設廃止] H[議会の議決] --> A I[指定管理業務状況調査 ・利用者アンケート ・施設の現状把握及び問題点抽出 ・指定管理者及び関係機関と協議] --> B J[部門経営会議] --> C K[政策会議] --> D L[民営化方針決定 ・対象者等検討 ・公募等の実施 ・契約等協議 ・施設廃止条例議案提出] --> E M[施設廃止条例案提出] --> G </pre>																									

取組事項	旧城ヶ島分校海の資料館運営への民間活力の導入																														
取組内容	現在、直営としている旧城ヶ島分校海の資料館について、運営方法の方針決定をするための調査等を実施し、指定管理者制度導入又は譲渡（民営化）を検討します。																														
担当課	生涯学習課						集中改革プラン区分			②																					
最終到達目標	民間活力の導入																														
到達目標 (平成21年度)	来館者の意向把握、他市状況等調査による検討																														
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																														
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																						
	部内検討				→				→																						
取組期間	平成19年度～平成25年度						H21取組費用			0千円																					
H21 スケジュール	作業項目		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月						
			上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下		
	来館者アンケートの実施														○	○	○	○	○	○											
	他市状況調査等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																														
	<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[部内での検討] --> B[部門での方針決定] B --> C[市の方針決定] C --> D[指定管理者制度導入の場合] C --> E[譲渡（民営化）] C --> F[直営継続の場合] </pre> </div> <p>部内での検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 来館者アンケート実施 他市状況等調査 関係団体との協議 コスト比較 <p>部門での方針決定</p> <p>部門経営会議</p> <p>市の方針決定</p> <p>政策会議</p> <p>指定管理者制度導入の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者選定委員会開催 指定管理者公募 指定管理者指定の議決、告示 <p>譲渡（民営化）</p> <ul style="list-style-type: none"> 民営化方式、対象者等検討 公募、契約事務 施設廃止条例議案提出 <p>直営継続の場合</p> <p>※他の方法と比べ、明らかにコスト削減が望める場合</p>																														

取組事項	白秋記念館運営への民間活力の導入																									
取組内容	現在、直営としている白秋記念館について、運営方法の方針決定をするための調査等を実施し、指定管理者制度導入又は譲渡（民営化）を検討します。																									
担当課	生涯学習課						集中改革プラン区分			②																
最終到達目標	民間活力の導入																									
到達目標 (平成21年度)	来館者の意向把握、他市状況等調査による検討																									
数量効果公表時期	方針決定後、その後の改訂時に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	部内検討				→				→																	
取組期間	平成19年度～						平成25年度			H21取組費用			0千円													
H21 スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	来館者アンケートの実施													○	○	○	○	○	○	○						
	他市状況等調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。

```

graph TD
    A[部内での検討] --> B[部門での方針決定]
    B --> C[市の方針決定]
    C --> D[指定管理者制度導入の場合]
    C --> E[譲渡（民営化）]
    C --> F[直営継続の場合]
  
```

- 来館者アンケート実施
- 他市状況等調査
- 関係団体との協議
- コスト比較

部門経営会議

政策会議

- 指定管理者選定委員会開催
- 指定管理者公募
- 指定管理者指定の議決、告示

- 民営化方式、対象者等検討
- 公募、契約事務
- 施設廃止条例議案提出

※他の方法と比べ、明らかにコスト削減が望める場合

取組事項	市場施設及び水産施設等への民間活力の導入																									
取組内容	現在、直営としている市場施設・水産施設等において、関係業界と調整しながら、指定管理者制度導入又は譲渡（民営化）を検討し、方針を決定して、その方針に基づいて実施します。																									
担当課	市場管理事務所						集中改革プラン区分			②																
最終到達目標	指定管理者制度導入、譲渡（民営化）または直営の管理運営方法の方針決定																									
到達目標（平成21年度）	市の方針決定																									
数量効果公表時期	方針決定後、平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21				H. 22				H. 23																	
	市の方針決定				方針に基づく事業実施				→																	
取組期間	平成19年度～				平成22年度				H21取組費用			0千円														
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	諸制度の調査	○	○	○	○																					
	運営方針(案)の作成				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○										
	関係機関との協議・調整 (市場運営委員会を含む)									○	○					○	○									
	部内での検討										○	○														
	部門での方針決定																○									
	市の方針決定																	○								
平成22年度予算要求																	○	○	○	○						
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[施設の現状分析] --> B[部内での検討] B --> C[部門での方針決定] C --> D[市の方針決定] D --> E[譲渡（民営化）] D --> F[指定管理者制度導入] D --> G[直営] A --- A1[・現状調査 ・課題整理] B --- B1[・社会状況、諸制度の調査 ・関係機関との協議] C --- C1[部門経営会議] D --- D1[政策会議] E --- E1[・民営化方式決定 ・対象者等検討 ・契約等協議 ・施設廃止条例議案提出] F --- F1[・条例改正案提出 ・公募実施 ・指定管理者候補決定 ・指定管理者指定議案提出 ・協定書等協議] G --- G1[・一部廃止を検討] B1 -.- B1_1[市場化可能性調査 (政策経営課)] </pre>																										

取組事項	図書館業務への民間活力の導入																									
取組内容	現在、直営としている図書館（本館・南下浦分館・初声分館）の運営に民間活力の導入を検討し、方針決定を行います。																									
担当課	図書館					集中改革プラン区分					②															
最終到達目標	民間活力の導入																									
到達目標 (平成21年度)	運営方法の方針決定																									
数量効果公表時期	方針決定後、平成22年4月に公表																									
実施年度	H. 21					H. 22					H. 23															
	方針決定					準備					実施															
取組期間	平成20年度～					平成23年度					H21取組費用					0千円										
H21スケジュール	作業項目	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
	方針案の作成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○												
	部門での方針決定														○											
	市の方針決定														○											
	実施に向けた準備																○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成までのステップ（作業フロー） ※平成21年3月31日現在取組の終了した項目に網掛けしています。																										
<pre> graph TD A[市場化可能性調査 (政策経営課)] --> B[部内での検討] C[・市場化可能性調査結果の分析 ・他市状況調査 ・利用者アンケートの実施 ・利用者アンケートの集計 ・方針案作成] --> B B --> D[部門での方針決定] E[部門経営会議] --> D D --> F[市の方針決定] G[政策会議] --> F F --> H[指定管理者制度導入の場合] F --> I[民営化の場合] F --> J[直営の場合] H --> K[・条例形成議案提出 ・公募実施 ・指定管理者候補決定 ・指定管理者指定議案提出 ・協定書等協議] I --> L[・民営化方式決定 ・対象者等検討 ・公募等の実施 ・契約等協議 ・施設廃止条例議案提出] J --> M[※他の方法と比べ、明らかにコスト削減が望める場合] </pre>																										

第3編 これまでの成果と

進捗状況

I 「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版（平成20年度版）」における成果と進捗状況

1. 旧第2編に関する成果と進捗状況

推進システム	システムを構成する仕組み	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
I アウトソーシング促進システム	市場化可能性調査	政策経営課	平成18・19年度に実施した市場化可能性調査の結果を踏まえ、着実にアウトソーシングを進めるための進行管理を行います。 また、関係部署、団体等との協議等を踏まえ、より効果的な調査の手法等について検討し、確立します。	平成18・19年度に実施した調査結果を踏まえ、着実にアウトソーシングを進めるための手法等について本市が市場化出来ない業務を市場化している他市町村の状況を把握し、研究及び検討を行いました。 平成18年度に提案があったごみ処理業務について、アウトソーシングする旨を方針決定しました。	平成18・19年度調査結果に基づくアウトソーシング手続着手各年度分1件以上 効果的な調査手法の確立	平成18年度調査結果に基づくアウトソーシング手続着手1件 平成19年度調査結果に基づくアウトソーシング手続着手0件 効果的な調査手法の確立に至りませんでした。
I アウトソーシング促進システム	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（いわゆる市場化テスト法）への改正提案	政策経営課	「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に規定されている特定公共サービスの範囲拡大をはじめとした規制改革について研究し、内閣府に対して提案を行います。	内閣府から講師を招き構造改革特区制度についての庁内（市役所内）説明会を開催し、構造改革特区制度活用の一助としました。	規制改革に関する提案1件以上	規制改革に関する提案0件
I アウトソーシング促進システム	予算編成方針	財政課	平成20年度予算編成方針の基本方針において、アウトソーシングを予定する業務に関して予算査定の上、必要な予算措置を講じることを明記しました。今後もアウトソーシングを予定する業務に関して要件が整備された段階で予算措置を講じるよう取り組んでいきます。	「平成21年度予算編成方針の基本方針」に「アウトソーシングを予定する業務に関しては予算査定の上、必要な財源措置を講ずる」ことを明記し、実施しました。 ※予算編成方針に明記するシステムが確立したため、本改訂版の実行計画に掲載しないものとしました。	アウトソーシングの促進	平成21年4月1日からの民間委託に向け、学校校務員業務について、平成20年度予算に債務負担行為を設定しました。 平成21年4月1日からの学校給食の民間委託効果を最大限に発揮させるため、初声学校給食共同調理場機能を三崎学校給食共同調理場に統合するための措置を講じました。

推進システム	システムを構成する仕組み	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
Ⅱ人財育成・活用・管理システム	三浦市人財育成・活用基本プラン	人事課	三浦市人財育成・活用基本プランに掲げた個別プランのうち、個別に項目立てをしていない、意向申告制度（複線型人事管理のコース選択を含む。）、人財育成ローテーションの実施、職場研修への支援、人事考課制度の考課項目に対応した職場外研修の継続実施及び「三浦市職員心の健康づくり計画」の策定を行います。また、その進捗状況等を踏まえながら、適宜、同プランの見直し作業を行っていきます。	意向申告制度（複線型人事管理のコース選択を含む。）については、意向申告書により実施しました。 人事異動において、人財育成ローテーションを実施しました。 新採用職員配置職場の職場研修を支援しました。 職場外研修として、政策形成マインド研修等を89講座実施しました。 「三浦市職員心の健康づくり計画」は、保健福祉部門との事務レベルでの調整を進めました。	「三浦市職員心の健康づくり計画」の策定 三浦市人財育成・活用基本プランの見直し	「三浦市職員心の健康づくり計画」は策定には至りませんでした。 三浦市人財育成・活用基本プランは見直しましたが、改定は平成21年度となりました。
Ⅱ人財育成・活用・管理システム	新人事・任用制度<三浦市人財育成・活用基本プラン>	人事課	複線型人事管理の人事異動への反映方法等具体的事項及び異動に際して各部長作成職員配置計画を反映する仕組みを決定し、実施し、その結果を平成21年4月1日付け人事異動等に反映します。	複線型人事管理の人事異動への反映方法等具体的事項及び異動に際して各部長作成職員配置計画を反映する仕組みについては、検討しましたが、決定には至りませんでした。 なお主査級昇任資格試験結果及び希望降任を人事異動に反映しました。	平成21年4月1日の人事異動に反映	主査級昇任資格試験考課及び希望降任については、平成21年4月1日の人事異動へ反映しました。 複線型人事管理の人事異動への反映方法等具体的事項及び、異動に際して各部長作成職員配置計画を人事異動に反映することはできませんでした。
Ⅱ人財育成・活用・管理システム	職員数計画/三浦市職員定数条例<三浦市人財育成・活用基本プラン>	人事課	「平成22年度までの職員数計画」の達成状況を踏まえながら、平成21年度中に「三浦市職員定数条例」の改正案を市議会へ上程し、平成22年4月1日からの施行を目指します。 今年度は、職員数計画の進行管理のため、庁内部課とのコンセンサスにより組織改正を想定した適正配置人員数を算定します。	職員数計画の進行管理のため、各部長等とのヒアリングを2月に実施しました。 また、アウトソーシングによる技能労務職員の任用替え等により、新規採用職員数の調整を実施しました。 なお平成21年4月1日現在の職員数は、603人（一般会計（消防除く）・特別会計383人、水道事業会計20人、病院事業会計118人、消防82人）となっており、計画に対して合計48人の減員となっています。	適正配置人員数を算定	平成22年4月1日職員計画数達成 適正配置人員数については、算定には至りませんでした。

推進システム	システムを構成する仕組み	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
Ⅱ人財育成・活用・管理システム	人事考課制度<三浦市人財育成・活用基本プラン>	人事課	行政職に対する人事考課制度を管理職員については本格実施とし、給与処遇に反映します。非管理職員については、引き続き試行期間としますが、「人財戦略 実力派仕事人宣言」に基づき、できるだけ早期に本格実施に移行し、給与等経済処遇への反映を含む人事考課の制度化を目指すべく職員団体との協議を行っていきます。	管理職の勤勉手当に人事考課結果を反映しました。非管理職員については、給与等経済処遇への反映を含む人事考課の制度化を目指すべく、職員団体との協議を行いました。	平成21年3月中に人事考課シートを100%回収する。 平成19年度人事考課シートとのデータ入力作業及び分析作業を終了させ、マニュアルの修正作業を行い、平成21年度用マニュアルを準備する。 管理職員については、平成19年度の結果を勤勉手当に反映する。	平成21年3月中に人事考課シートを100%回収しました。 平成19年度人事考課シートとのデータ入力作業及び分析作業を終了させ、マニュアルの修正作業を行い、平成20年度用マニュアルを準備しました。 管理職の勤勉手当に、平成19年度の人事考課結果を反映しました。 非管理職については、職員団体と協議を続行しています。
Ⅱ人財育成・活用・管理システム	行政職における主任から主査への昇任資格試験制度<三浦市人財育成・活用基本プラン>	人事課	担当者クラスである主任から監督職である主査への昇任に際しては、昇任するにふさわしい能力を検定する資格試験としての試験を平成20年12月までに実施し、平成21年1月上旬に主査級昇任候補者を決定します。試験項目として、小論文及び面接を継続するか筆記試験を導入するかを検討のうえ決定し、実施します。	主査級昇任資格制度試験を11月までに実施し、12月中に候補者を決定しました。また試験項目は、教養試験、小論文及び面接とし、実施しました。 ※試験制度が確立し今後も継続することとしましたので、本改訂版の実行計画に掲載しないものとしました。	12月までに試験を実施し、1月上旬に主査級昇任候補者を決定	主査級昇任資格制度試験を11月までに実施し、12月中に候補者を決定しました。
Ⅱ人財育成・活用・管理システム	人事諸制度に対する職員意識調査<三浦市人財育成・活用基本プラン>	人事課	「人財戦略 実力派仕事人宣言」では、職員の成果・能力・努力が評価され、昇給、昇格、異動、処遇に反映されていることを達成すべき目標として掲げ、その達成のために職員の志気高揚に関する取組の一つとして、平成17年度に非管理職員による仕事ぶり給与のバランスに対する納得度調査を実施しました。 本年度は、同調査の要素を踏まえ、更に充実させた職員の人事諸制度に対する意識調査に改め、以後隔年に実施し、その結果を踏まえ、適宜、三浦市人財育成・活用基本プランの見直し作業を行っていきます。	職員の人事諸制度に対する意識調査を2月に実施し、3月に結果を分析しました。 ※調査の手法が確立し今後も継続することとしましたので、本改訂版の実行計画に掲載しないものとしました。	12月までに調査実施、3月までに結果分析公表	2月に調査を実施し、3月に結果を分析しました。

推進システム	システムを構成する仕組み	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
Ⅱ人財育成・活用・管理システム	業務量調査・事業別コスト測定手法の確立	政策経営課	「業務量調査に基づく経営改善指導業務委託」の結果に基づき業務改善を進めていくとともに、各課の所掌事業に係る業務量を正しく把握して事業別の人件費を計算できる仕組みを踏まえた新たな業務量の把握方法について検討し、実施に向けて取り組みます。	各課の所掌事業に係る業務量を正しく把握して事業別の人件費を計算できる仕組みを踏まえた新たな業務量の把握方法について検討すべく、事務分担に基づく業務量の把握を予算ベースで行いました。	新たな業務量の把握方法の確定・実施	事務分担表に基づく予算ベースでの業務量の把握を基に、業務マニュアルによる業務改善効果の把握を見据えた業務量調査を検討しましたが、制度構築に至りませんでした。
Ⅱ人財育成・活用・管理システム	行政職職員の仕事体験研修「地域密着型研修」＜三浦市人財育成・活用基本プラン＞	人事課	市内で事業を営む個人・法人事業主等と職員が常時コミュニケーションできる関係を築くため、平成15年度から市内の農業者、小売店主、飲食店主、旅館社長、工場長等の協力を得て仕事体験研修「地域密着型研修」を実施しています。平成22年度までに行政職全職員の80%が受講できるよう、平成20年度以降も引き続き実施します。	仕事体験研修「地域密着型研修」は、部門ごとの人財育成の一環として、各総務室により研修を実施しました。	本年度までの受講者数累計を行政職職員数の50%とする。（本年度受講者数89人）	本年度までの受講者数累計で、行政職職員数の50%が研修を受講しました。（本年度受講者数91人）
Ⅱ人財育成・活用・管理システム	市議会とのコミュニケーション＜三浦市人財育成・活用基本プラン＞	人事課	平成15年度に作成した本会議答弁マニュアルを用いて、新任の部長級職員を対象に議会対応研修を実施します。 また、課長級及び主査級職員を対象に、常任委員会及び特別委員会対応として、これを準用し、研修を実施します。 議会事務局の協力も得ながら、課長級以下職員の答弁技術向上と全職員の市議会に対する理解を深めるための方策として、模擬本会議研修、議会委員会対応研修及び新採用職員本会議傍聴研修を実施します。	研修対象者がいなかったため、模擬本会議研修、議会委員会対応研修は実施しませんでした。 新採用職員本会議傍聴研修は実施しました。	模擬本会議研修、議会委員会対応研修の実施、新採用職員本会議傍聴研修	研修対象者がいなかったため、模擬本会議研修、議会委員会対応研修は実施しませんでした。 新採用職員本会議傍聴研修は実施しました。

推進システム	システムを構成する仕組み	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
Ⅱ 人財育成・活用・管理システム	基礎・基本検定試験	人事課	自治体職員としてだれもが身に付けておかなければならない基礎的・基本的な知識を検定する試験制度を本年度9月までに設計し、年度中の後半に実施します。制度の枠組み案としては、地方自治制度から行政経営についての基本的知識を網羅したテキストを作成あるいは購入し、それに基づき研修会と自己学習の後、そのテキストの中から出題する試験を実施するものとします。	基礎的・基本的な知識を検定する試験制度の実施に向け、各部署へ問題作成を依頼しました。各部署が作成した問題を踏まえ、3月に基礎・基本検定問題を作成しました。	基礎・基本検定試験の実施	平成21年3月に基礎・基本検定問題を作成しました。
Ⅱ 管理・人財育成・活用システム	モラル・マナーチェック	人事課	自治体職員として社会人として、また実力派仕事人として持っていなければならないモラル、身に付けておかなければならないマナーを日常の勤務態度からチェックする制度を本年度中に設計し、平成21年度に実施します。	先行実施都市の状況を調査し、制度設計に向け、検討を行いました。	制度設計の完了	制度設計の完了には至りませんでした。
Ⅲ 行政評価システム	行政評価システム	政策経営課	施策の充実を図り事業を効率的に執行することを目的に、行政評価システムを継続実施し、より効率的な予算を編成し、市民納得度の向上を目指します。 決算ベースでの行政評価においては、市民納得度調査を継続し、新たに外部評価として、事業仕分けを実施したうえで、9月末までに品質説明書を作成し、公表します。	各部門での予算要求に資する平成19年度決算ベースでの162の実施計画事業について、行政評価を実施し、その結果を平成20年9月に「三浦市行政サービス品質説明書」として公表しました。 行政評価システムの施策評価の一環として、34施策について、市民2,000人を対象に「三浦市市民納得度調査」を実施しました。 各部門からの平成20年補正予算要求に対して予算査定の一環として、新規の19事業について、事前評価を実施しました。 平成20年度に新たに取り組む予定であった外部評価としての事業仕分けの実施は再検討することとして見送りました。	実施計画事業に対する行政評価の実施：100% 市民納得度調査の実施：1回 外部評価の導入 市民納得度の向上	実施計画事業に対する行政評価の実施：100% 市民納得度調査の実施：1回 外部評価の導入：再検討 市民納得度の向上（市民納得度調査において、「費用が妥当とされた率」は60.0%（前年度59.3%）「効果が妥当とされた率」65.0%（前年度64.2%））

推進システム	システムを構成する仕組み	担当課	平成20年度 取組予定	平成20年度 取組状況	平成20年度 達成目標	平成20年度 実績
IV 税 外 収 入 増 加 シ ス テ ム	公有資産の収益資産化方針	財産管理課	公有資産の収益資産化を継続し、公有資産の収益資産化に関する方針等を策定します。 また平成20年6月末までに、公共施設を利用した有料広告に関する基準を作成します。	公有資産の収益資産化方針の策定に向け、検討を行いました。また、飲料自動販売機設置意向調査を実施しました。 公共施設を利用した有料広告に関する基準について検討しましたが、作成には至りませんでした。	公有資産を活用した事業による収入増	自動販売機4台の増設による収入増（約400千円）
IV 税 外 収 入 増 加 シ ス テ ム	図書等の有償頒布方針	財政課	図書等の有償頒布については、平成19年度に、実態調査を実施しました。平成20年度は、有償頒布方針を作成し、平成21年度予算に、新規作成物を中心に反映していきます。	「平成21年度予算編成方針の基本方針」に、「図書等の有償頒布の着実な実施を図ること」と明記しましたが、有償頒布方針の策定が3月末になったため、平成21年度予算には反映できませんでした。	有償頒布方針の作成 平成21年度予算への反映	有償図書頒布方針については3月末に策定しました。 平成21年度予算への反映は出来ませんでした。
IV 税 外 収 入 増 加 シ ス テ ム	使用料・手数料の適正化方針	財政課	使用料・手数料については、例年の予算編成方針で、受益者負担の原則に照らしてサービス原価を勘案するなどして、適正な見直しを進めることとしています。 平成20年度は、3年毎の見直しの年にあたるので、経費と料金のバランス、利用実態などを把握・整理し、受益者負担の原則、市民間の公平性の確保の観点から、使用料・手数料の見直しを上半期に行い、平成21年度予算に反映していきます。	「平成21年度予算編成方針の基本方針」に、「使用料・手数料の適正化の着実な実施を図ること」と明記しました。 今回は料金の改定はもとより、特に減免基準の適正化に重点を置いた実態調査を実施しましたが、平成21年度予算には反映できませんでした。	平成21年度予算への反映	平成21年度予算編成時に現況を把握するため、実態調査を実施しましたが、平成21年度予算には反映できませんでした。
V 市 民 協 働 シ ス テ ム	市民対話集会「みうらトーク&トーク」	協働推進課	市民協働によるまちづくりの実現を目指すため、行政と市民が直接対話できる集会を開催します。市民からの求めに応じて開催する出前型と、市が主導で開催する待合型により実施し、市民の意見を行政運営に反映します。	市民協働によるまちづくりの実現を目指すため、行政と市民が直接対話できる集会を開催しました。	三浦市市民対話集会の開催：12回以上（出前型7回以上、待合型5回以上）	三浦市市民対話集会の開催：年5回開催（出前型2回、待合型3回）

推進システム	システムを構成する仕組み	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
V 市民協働システム	市への要望・提言への公平な回答と市民意見・要望への市政への反映	秘書課	<p>「市長への手紙」、「インターネット目安箱」、その他各部等に寄せられた市民、市民団体、経済団体等からの要望、陳情、提案、意見、苦情などは、公表基準を、平成20年6月までに策定し、原則として投稿者等の意向に沿って、市からの回答又はコメントを添えて三浦市公式ホームページで公表します。</p> <p>更に、インターネット目安箱に寄せられた意見や提案について、施策に反映した内容を、年2回ホームページ上で公表します。</p>	<p>「インターネット目安箱」における公表基準については、平成20年7月に「インターネット目安箱」に寄せられた意見等の取扱いに関する要領」を策定しました。</p> <p>この要領策定後は、平成21年2月28日までに寄せられた意見等は152(年間307)件でありましたが、そのうち公表を希望しないもの35(年間59)件、基準により公表しないもの2(年間3)件、平成21年4月に公表予定のもの1(年間1)件を除き、114(年間244)件をホームページに公表しました。</p> <p>また、その他各部等に寄せられた市民、市民団体、経済団体等からの要望、陳情、提案、意見、苦情などの公表基準は、「インターネット目安箱」とは取扱方法が異なるため、「陳情等の公表に関する事務処理要領」として平成21年3月に策定しました。</p> <p>なお、インターネット目安箱等に寄せられた意見や提案について、回答後、処理が完了した後に行う予定であった施策に反映した内容のホームページ公表については、大部分の意見等が回答期限内に処理が完了していることから、回答の公表と兼ねて毎月公表することとしており、回答期限内において処理が完了していない場合については、処理完了後に追加して公表しています。</p> <p>要領策定後、平成21年2月28日までに寄せられた質問等を除く市が対応すべき意見86(年間174)件中、処理が完了したものが83(年間169)件で、そのうち公表を希望する78(年間154)件をホームページに公表しました。</p>	6月までに陳情要望等の公表基準策定施策に反映した内容を9月末、3月末に公表	<p>平成20年7月に「インターネット目安箱」に寄せられた意見等の取扱いに関する要領」を策定</p> <p>平成21年3月に「陳情等の公表に関する事務処理要領」を策定</p> <p>施策に反映した内容を毎月公表</p>
V 市民協働システム	市報「三浦市民」の協働編集	協働推進課	市報「三浦市民」の一部に、公募により選考した「市民特派員」から地域情報等のレポートを提供していただき、掲載します。また「市民編集員」による協働編集を目指し、編集員の募集と研修活動を実施します。	公募による市民特派員、市民編集員を選考により決定し、市民特派員による地域情報等のレポートを市報「三浦市民」に掲載するとともに、市民編集員と協働による編集を行いました。	市民編集員の募集と研修の実施	市民特派員、市民編集員ともに募集を行い、市民特派員4人、市民編集員1人を選考により決定しました。なお研修を1回実施しました。

推進システム	システムを構成する仕組み	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
V 市民協働システム	団体事業助成金・協働事業支援金への移行	財政課	<p>平成20年度予算編成方針の中では、「団体事業助成金」及び「協働事業支援金」の趣旨、満たすべき要件等を盛り込んだ「補助金の見直し方針」を作成し、職員に周知していますが、平成21年度予算編成に向けて、平成20年度上半期に単独要綱を必要とするものの区分けを整理し、必要なものについては、平成20年度内に補助決定に際して必要な情報を把握することができ、事後の成果検証ができる要綱策定を進めます。</p> <p>併せて、補助の必要性を中心にヒアリングを行い、「団体運営補助金」から「団体事業助成金」及び「協働事業支援金」への移行を図ります。</p>	<p>「平成21年度予算編成方針の基本方針」に、「補助金の見直しの着実な実施を図ること」と明記しました。</p> <p>予算編成作業の中で補助要綱の策定状況を把握しました。補助事業188件のうち、単独要綱作成済みは67件でした。</p> <p>また単独要綱を必要とするものの区分けの整理はできませんでした。</p> <p>予算査定に伴うヒアリングは行いましたが、「団体運営補助金」から「団体事業助成金」及び「協働事業支援金」への移行は図れませんでした。</p>	<p>単独要綱を必要とするものの区分けの整理</p> <p>単独要綱を必要とするものの補助要綱の制定</p> <p>平成21年度予算編成方針における「補助金見直し方針」の周知</p> <p>100万円未満の団体運営補助金の廃止</p>	<p>平成21年度予算編成方針において、「補助金の見直し方針」を周知し、併せて「平成21年度当初予算における補助金見直しについて」の依頼をし「補助金見直し状況一覧表」を作成しましたが、補助要綱の制定には至らず整理は不十分でした。</p> <p>100万円未満の団体運営補助金は廃止できませんでした。</p>
V 市民協働システム	市民が納得する補助金の契約志向化	財政課	<p>利用者が過少な補助金、100万円以上の補助金、時勢にふさわしくない補助金等を対象として、予定した成果がもたらされたかどうかを基本的基準として補助事業結果を検証した上で、施策ごとに市民に公表し、「市民納得度調査」等を通じて把握した市民意見等を考慮して、廃止、減額、増額等を決定します。</p>	<p>平成21年度予算編成を通して、補助事業の見直しについて検討をしました。</p> <p>施策ごとの市民への公表及び市民意見等を考慮しての廃止、減額、増額等の決定はできませんでした。</p>	<p>補助金の廃止、減額、増額等の決定</p>	<p>予算編成の中で、予算編成時各課に依頼した調査を参考にした査定を行いました。補助金の廃止、減額、増額等の決定には至りませんでした。</p>

推進システム	システムを構成する仕組み	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
VI 情報化推進システム	三浦市情報化推進計画	統計情報課	庁内情報化進捗状況等の現状把握とその分析、情報システムの導入による経済的効果等の検証結果を踏まえて、今後のIT投資のあり方、IT利用促進方法、人材育成計画等を内容とする三浦市情報化推進計画を平成20年度上半期に策定します。特に、次期住民情報システム検討、情報セキュリティの徹底について重要課題として取り組みます。	平成18年度作成の計画素案及び庁内情報化進捗状況等の現状把握等を検証後、統計情報課内で検討を行い、平成20年11月18日庁議に諮りましたが継続審議となりました。年度内策定を目指し、平成21年3月に庁議にかけるべく準備を進めましたが計画内容の熟成がされていないこと、庁内協議が不十分な状況であることなどから庁議に諮ることを見送り計画策定に至りませんでした。	三浦市情報化推進計画策定及び遂行	三浦市情報化推進計画未策定
VI 情報化推進システム	三浦市情報セキュリティポリシー	統計情報課	平成15年度に策定した「三浦市情報セキュリティポリシー」に関する必須研修を毎年実施し、対象職員全員の受講を徹底するとともに、最新のセキュリティ関連情報を踏まえて「三浦市情報セキュリティポリシー」の改定を実施します。「三浦市情報セキュリティポリシー」が遵守されていることを確認するための内部監査の実施手法を検討し、実施手法確定後の平成21年度に内部監査を実施します。	平成20年5月14日、平成20年10月30日の2日間研修を実施しました。（参加者279人） セキュリティポリシーは平成21年3月改定し、平成21年度研修で職員周知する予定です。 内部監査については、検討を行い、実施手法を確定しました。	職員研修受講率アップ（平成19年度実績88.1%） 三浦市情報セキュリティポリシーの改定 内部監査実施手法の確定	職員研修受講率78.6%（前年比△9.5%） 平成21年3月三浦市情報セキュリティポリシー改定 内部監査実施手法確定
VI 情報化推進システム	市議会本会議のインターネット中継（オンデマンドを含む。）等の実施	議会庶務課	議会の公開については、モニターテレビによる本会議のライブ放映やインターネットによる動画の配信などが、多くの自治体で導入されています。 三浦市にとって有効な手段を検討し、コストパフォーマンスや実効性のある手法が確定した場合には、必要に応じて予算措置を行います。	年間を通じて参考資料を収集しながら他市の状況把握に努めました。 また、業者とのヒアリングを実施し、三浦市にとって有効な手法とそれに伴う経費の概略をつかみました。	三浦市にとって有効な手段を検討し、コストパフォーマンスや実効性のある手法が確定した場合には、必要に応じて予算措置を行う。	他市の状況把握 業者とのヒアリング 参考資料の収集
VII 品質向上システム	業務改善マニュアル	政策経営課	「業務量調査に基づく経営改善指導業務委託」の結果に基づき、各職場において標準化・マニュアル化が必要な業務を洗い出し、業務マニュアルを作成、運用するほか、業務の効率化に係る取組を各職場で実施します。	業務マニュアル作成マニュアル案を作成し、標準化・マニュアル化の対象とする業務の検討を行いました。	各部署での業務マニュアルの作成	業務マニュアル作成マニュアル案を作成し、標準化・マニュアル化の対象とする業務の検討を行いました。各部署での業務マニュアルの作成に至りませんでした。

推進システム	システムを構成する仕組み	担当課	平成20年度 取組予定	平成20年度 取組状況	平成20年度 達成目標	平成20年度 実績
VII 品質向上システム	部門経営マニュアル	政策経営課	5つの部門ごとに、自律的な業務の執行体制を確立するために、各部課等で既に実践している日常的な意思決定方法や業務管理、情報管理の方法等に関する好例を調査するとともに、「業務量調査に基づく経営改善指導業務委託」の結果を踏まえて「部門経営マニュアル」を作成します。	5つの部門ごとに、経営会議運営マニュアルを作成しました。 ※経営会議運営マニュアルをもって部門経営マニュアルとみなし、今後、継続して運用していくこととしましたので、本改訂版の実行計画に掲載しないものとしました。	部門経営マニュアルの作成	5つの部門ごとに、経営会議運営マニュアルを作成しました
VIII 特別会計等繰出金適正システム	特別会計等の見直し目標明確化のための財政推計	財政課	第4次三浦市総合計画（三浦ニュープラン21）における実施計画の改定に合わせて、財政推計を行います。一般会計から基準外の繰出しをしている2つの特別会計（国民健康保険事業特別会計、公共下水道事業特別会計）について、将来にわたる歳入・歳出の見直し数値目標を明確にできる推計を行います。また、特別会計等の見直し数値目標の設定にあたっては、基準外の繰出金を解消することを基本としますが、市民の負担状況を考慮した上で、その解消の時期や解消するまでの期間に一般会計が負担する割合などを決定をします。	第4次三浦市総合計画（三浦ニュープラン21）における実施計画の改定に合わせて、財政推計を行いました。 基準外の繰出金の解消の時期や解消するまでの期間に一般会計が負担する割合についての研究として、財政推計試算をする際、繰出金については、基準内と基準外に分けて推計しましたが、将来にわたる歳入・歳出の見直し数値目標の明確化と一般会計が負担する割合は決定できませんでした。	国民健康保険事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の将来にわたる歳入・歳出の見直し数値の設定 負担割合の決定に向けた各課との協議、決定 平成21年度予算への反映	国民健康保険事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の将来にわたる歳入・歳出の見直し数値は設定出来ませんでした。 負担割合の決定に向けた各課との協議、決定は出来ませんでした。 平成21年度予算へは反映できませんでした。

2. 旧第3編に関する成果と進捗状況

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度 取組予定	平成20年度 取組状況	平成20年度 達成目標	平成20年度 実績
財政	イベントの統廃合による経費の削減	協働推進課	市民の一体感を培うため、市民活動の促進、青少年の育成、豊かな共生社会をめざす支えあいの環境づくり、市民が連携・交流する地産地消を推進することを目的とした全市民参加型「みうら市民まつり」を実施します。また、統合イベントの確定と市民協働の視点で経費の削減を図ります。	市民の一体感を培うため、全市民参加型イベントとして参加企画団体を募集し、実行委員会による運営のもと実施しました。また、統合イベントの確定には至りませんでした。	他のイベントとの統合検討 市民企画のイベント数80件以上の確保	イベントの統合については、確定には至りませんでした。 参加企画団体数69団体
財政	土地開発公社の経営健全化及び保有地の処分促進（土地開発公社）	財産管理課	土地開発公社の土地の処分を促進するため、（仮称）三浦バイオマスセンター用地の再取得及び同用地の代替地の処分に取り組みます。 また、（仮称）赤坂歴史公園用地について、補助金等を活用した再取得に向けた諸手続きを進めるとともに、神奈川県に協力し、三浦縦貫道路代替地としての処分に取り組みます。 土地開発公社の金融機関借入資金の金利負担を軽減するため、土地開発公社に対し、2,000,000千円の無利子貸付を行います。	土地開発公社へ2,000,000千円の無利子貸付を実施しました。 （仮称）三浦バイオマスセンター用地を再取得しました。	再取得・処分による保有地の簿価約106,500千円の減少 貸付金額に相当する金利負担額約28,300千円（年利率1.75%）の軽減	再取得・処分による保有地の簿価11,269千円の減少 貸付金額に相当する金利負担額47,631千円の軽減
財政	市報「三浦市民」における広告料収入の増加	協働推進課	市報「三浦市民」において実施している広告掲載を充実して、広告料収入を増加させます。	営業活動を行い、広告主を確保し、市報「三浦市民」の広告掲載を充実させ、広告料収入の増加を図りました。	前年比5.2%の広告料収入の増加（H19実績1,202千円、目標額1,268千円）	広告料収入1,421,500円（目標額に対して153,500円の増）
財政	三浦市公式ホームページにおける広告料収入の増加	統計情報課	リニューアルした三浦市公式ホームページの広告掲載スペースをアピールし、広告料収入を増加させます。	広告募集中のパナーを新たに作成して、ホームページで随時広告募集を行いました。 商工観光課・営業開発課と連携して業者リサーチを行いました。	広告料収入110万円（平成19年度実績100万円の10%アップ）	平成20年度分ホームページ広告料、50件、100万円の収入

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
財政	公用封筒への広告掲載による経費の削減又は収入の増加	契約課	広告掲載窓口封筒2万5千枚及びその他の公用封筒7万500枚の無償提供を受け、利用します。	窓口用封筒については、平成20年7月～平成21年6月までの使用分として3万枚の無償提供を受けました。 その他の公用封筒については、次のとおりです。 (1) 5月7日に開催された広告審査会において「三浦市広告入り封筒の寄附に関する要領」が承認されました。 (2) これに基づき5月19日～6月13日の期間で広告掲載封筒提供の募集を行いました但し応募者はいませんでした。 (3) 平成21年度使用分として10月22日～11月21日の期間で再度募集を行い、応募者が1者あり、角型2号封筒3千枚の無償提供を受ける確認書を12月9日に締結しました。	広告掲載封筒95,500枚の無償提供を受け、668千円の経費削減	広告掲載封筒30,000枚の無償提供を受け、199千円の経費削減
財政	転入者優遇策による転入者の増加	営業開発課	シティーセールスプロモーションの一環として、世帯主の年齢が満50歳未満で、家族数が2人以上の世帯で一定の要件を満たす者が、新築戸建住宅又は中古戸建住宅の取得又は貸借をして転入する際、転入時に10万円を支給し、三浦市への転入を促進します。 また、制度を利用された転入者を取材し、「みうらスタイル」において、ロハスなライフスタイルの情報発信を行うなど、三浦市のイメージアップ戦略として効果的に活用します。	チラシ等を作成し、PRを行いました。(35世帯の増加：H21.3.26現在) ※取組を終了することとしたので、本改訂版の実行計画に掲載しないものとした。	本プロジェクト事業を利用した転入世帯数：45(世帯4,324千円の増収)	本プロジェクト事業を利用した転入世帯数：35世帯(H21.3.26現在)
財政	徴収体制の強化による収納率の維持及び向上	税制課	休日及び夜間の窓口開庁の実施、併せて口座振替の移行促進等を図り、引き続き滞納防止に取り組めます。	休日の窓口開庁は16日間実施し、あわせて納付相談も開催しました。 夜間の窓口の開庁は定例化し、原則週1回(基本は水曜日)とし、夜間徴収強化期間も併せて73日間実施しました。 また、休日に訪問徴収を3回実施しました。(訪問件数225件) 口座振替移行は567件でした。(H20.12月末現在) 差押の強化を図り、不動産及び動産への差押を72件実施し、インターネット公売も1月及び2月に実施しました。	収納率の維持及び向上 過去3年間(平成16～18年度)の現年度分収納率の平均である市税96.3%・国民健康保険税90.3%以上の確保	平成21年2月末において、国民健康保険税については制度改正による影響もあり、前年度同期に対して、現年度分の収納率は、市税1.2%減、国民健康保険税2.9%減となっています。

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
財政	「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の適用による経費の削減	契約課	物品の借り入れ及び役務の提供については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の規定に基づき、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものについて、順次長期継続契約に移行して、事務の省力化と経費の削減を図ります。	従前は債務負担行為であった案件12件及び新規案件2件の計14件の長期継続契約を締結しました。 平成21年度予算編成において、13件の長期継続契約案件を決定し、同予算に反映しました。 ※条例及びガイドラインの整備が完了し、制度として確立され、目的が達成されたため、本改訂版の実行計画に掲載していません。	事務の省力化と経費の削減	長期継続契約の締結14件（移行12件・新規2件）
財政	「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の適用による経費の削減	病院庶務課	物品の借り入れ及び役務の提供については、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の規定に基づき、商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものについて、順次長期継続契約に移行して、事務の省力化と経費の削減を図ります。	平成18年度から2年の長期継続契約を行っている契約案件7件について、平成20年度も長期継続契約を締結することを決定し、平成20年度予算に反映しましたが、民間的経営手法を持つ新事務長の発想を最大限生かす目的から、契約内容の見直しが先決であると判断し、平成20年度長期継続契約に踏み切ったのは3件に留めました。 契約内容を1件ずつ見直しながら、長期継続契約がふさわしい契約内容であることを見極め、事務の省力化を図るものと契約件数の削減に努めながら、取り組んでいます。 ※本取組は、平成20年度に策定した「三浦市立病院改革プラン」中に位置づけられたため、本改訂版の実行計画に掲載しないものとしました。	事務の省力化及び経費の節減	3件の実績により、2,665千円の契約金額の削減
財政	広告料収入の新規開拓開拓	病院庶務課	病院バスその他の媒体を利用して広告募集を行い、広告料収入による新規財源を得られるように検討し、実施します。	封筒、領収書及び薬袋の広告募集を行った結果、2者から封筒（大判）、領収書（入院及び外来用）、薬袋（小判）に応募があり、広告掲載に至りました。 ※本取組は、平成20年度に策定した「三浦市立病院改革プラン」中に位置づけられたため、本改訂版の実行計画に掲載しないものとしました。	広告料収入による収益増と経費削減	入院・外来領収書、薬袋（小）、大封筒の4種類に広告掲載があり、412千円の収入増

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
財政	市民参加イベントにおける営業による患者数の増加	病院庶務課	院外で開催される基本健康診査結果報告会、市民参加イベント企画及び各種団体へのアプローチによりヘルスチェックを行い健康診査等の受診を促し、当院受診機会を増加させ、患者数の増加を図ります。	基本健康診査結果報告会を15回実施しました。 三浦市民まつり及び三浦市が主催する健診事業へアプローチを行い、健康診査等の受診を促し実数として534人が受診しました。 ※本取組は、平成20年度に策定した「三浦市立病院改革プラン」中に位置づけられたため、本改訂版の実行計画に掲載しないものとしました。	受診促進を行い1,440人の来院患者確保による8,158千円の収益増	受診促進による来院患者確保実数534人
財政	健康宅配便（出張健康講座）の開催による患者数の増加	病院庶務課	市内団体・グループと連携し、市内各地で健康宅配便を開催し、健康診査等の受診を促し、当院受診機会を増加させ、患者数の増加を図ります。	健康宅配便を4回開催し、参加延べ人数は50人でした。 ※本取組は、平成20年度に策定した「三浦市立病院改革プラン」中に位置づけられたため、本改訂版の実行計画に掲載しないものとしました。	受診促進を行い192人の来院患者確保による1,088千円の収益増	受診促進による来院患者確保実数50人
財政	水道料金福祉減免の廃止又は減免率の引き下げ	営業課	福祉減免を受けている使用者とその他の使用者との負担の公平性を保つ観点から減免率の引き下げを実施します。	対象者への周知も完了し、水道料金等徴収事務委託業者との調整も完了した。基本料金使用者負担分3,922千円の増収を図ります。	福祉減免の公平性見直し及び減免縮小による年間約4,000千円の料金収入増	約3,950千円の料金収入増（見込み）
財政	広告料収入の新規開拓	営業課	平成20年4月検針分から広告入りの「水道使用量のお知らせ」を使用して配布する。	平成20年4月検針分より広告掲載配布。更に21年度にむけて広告主・契約が完了し、162千円の広告料収入になりました。	年間約157千円の広告料収入増	広告料収入増162千円
財政	工事設計図書の有償頒布	給水課	CADデータの有償頒布に向け、関係部署と協議し有償頒布を実施します。 設計図書の有償頒布については、実施します。	CADデータの有償頒布については、平成20年10月22日に要領を制定し、実施しました。	設計図書有償頒布による年間105千円の収益増	CADデータ有償頒布による年間収益150千円（見込み） 設計図書については全庁的な調整が必要との判断により、実施には至りませんでした。

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
財政	公共施設（壁面、公用車等ネーミングライツ）を利用した広告料収入の増加又は経費の削減	財産管理課	「三浦市市有財産等への広告の掲載等に関する要綱」に基づき、公共施設の壁面、公用車等に広告の掲載及びネーミングライツ導入を検討し、広告料収入の増加又は経費の削減を図ります。	広告対象の車両を調査し、公用車広告掲載要領を制定するための準備をしました。公共施設を利用した有料広告に関する基準について検討しましたが、制定には至りませんでした。ネーミングライツについては検討を行いませんでした。	公共施設を利用した広告料収入の増加又は経費の削減	公共施設を利用した広告の掲載には至りませんでした。
財政	国民健康保険事業特別会計繰入金の適正化	保険年金課	国民健康保険事業特別会計の事業安定化のため、繰入金の適正化に努めます。 なお、昨年度同様保険税の見直しを検討するとともに、特定健康診査等実施計画に基づき、保険給付費の抑制に努めるための事業を展開します。	平成21年度に向けた国民健康保険税の税率等を改定するための資料を作成しました。	保険税の見直しの検討及び保険給付費の抑制についての具体策の検討を踏まえた繰入金の適正化	現下の景気悪化の中で、国民健康保険税の税率等の改定は、市民に対する生活への多大なる影響を及ぼすため、改定を行わないこととしました。
財政	公共下水道接続率の向上	下水道課	公共下水道接続率の向上を図るため、普及啓発活動及び未接続世帯への戸別訪問を行います。	普及啓発活動及び未接続世帯への戸別訪問を行いました。	公共下水道接続率（前年度比2ポイントの増）の向上による1,300千円の下水道使用料収入の確保	公共下水道接続率が向上した。平成19年度81.1%が平成20年度82.2%となり前年度比1.1%の増となりました。
財政	時差出勤制度導入による経費抑制	下水道課	時間外に行う未接続世帯への戸別訪問において、時差出勤制度にて行います。	時間外に行う未接続世帯への戸別訪問において、時差出勤制度にて行いました。	時間外勤務手当74千円の抑制	時間外勤務手当20千円の抑制をしました。
財政	東部浄化センター維持管理費のコスト削減	東部浄化センター	メリット・デメリットの整理やコスト比較、契約方式の検討を行い、コスト削減を図るための市の方針決定を行います。	メリット・デメリットの整理やコスト比較、契約方式の検討を行い、実施検討報告書を作成しました。	メリット・デメリットの整理やコスト比較、契約方式の検討を行い、コスト削減を図るための市の方針決定	包括的民間委託実施に向け実施検討報告書を作成し、メリット・デメリット整理、コスト比較は完了しましたが、市の方針決定には至りませんでした。

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
人財	(業務等改善計画の作成とその実行(市立病院))	病院庶務課	平成19年度に作成した業務改善計画に基づき、引き続き効率的な組織・体制の整備に取り組み、100%の計画達成を目指します。	5月1日に三浦市立病院リバイバルチームを設置しました。 平成19年7月から発足した院内経営戦略会議を、平成20年6月から毎月1回開催を毎週開催に変更し、病院全職員で病院経営の改善具体策の提案と検討を行い、リバイバルチームの取り組む改善提案・改善実行計画と合わせ、各セクションからの改革提案を検討・実施しました。入院基本料7対1、糖尿病教育入院、亜急性期病床の算定実施、脳神経外科の標榜と外来・脳ドックの実施、生活習慣病管理料採用による長期投与の見直し、開業医との連携による検体検査受託、医師事務作業補助体制加算、人件費の削減、委託契約の見直しによる委託料の削減、SPD導入による効率的在庫管理の実施、特定健診・保健指導に対応しました。 検体検査の自院内検査対応を図り、開業医からの検体検査受託と合わせ、市民の健康情報の蓄積を可能としました。以上のような取組みを行いながら特例債の借入を果たし、不良債務の解消に努め、損益収支の均衡を目指していますが、収支均衡を図るのは間近となっています。 ※本取組は、平成20年度に策定した「三浦市立病院改革プラン」中に位置づけられたため、本改訂版の実行計画に掲載しないものとしました。	医業収支比率100%に向けた計画の100%実施	収入：95,430千円の収入増、支出：92,798千円の支出削減
人財	時差出勤制度導入による事務の効率化	給水課	昨年度の検討結果を踏まえ、今年度から時差出勤制度を導入し、時間外勤務手当の削減を図ります。	平成20年12月3日から時差出勤制度を導入し、時間外勤務手当の削減に努めています。	年間最大241千円の時間外手当の削減	時差出勤による時間外手当の削減額71千円(見込み)
情報	旅行商品の開発による誘客の増加	営業開発課	旅行会社等への営業を実施し、協働して旅行商品を開発し、来遊客の増加を図ります。	資料作成及び営業は随時実施しました。平成20年度は20件の協働開発を行いました。協働開発した旅行商品への参加者数は1,475人でした。(H21.3.26現在) ※本取組は、平成21年度からは「誘客営業事業」として実施します。	年間1,035人の誘客(本事業は当該年度のイベント実施状況等により企画数に変動が生じるため、達成目標も毎年度、変動する。)	年間1,475人の誘客(H21.3.26現在)

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
サービス・事業	学校再編と適正配置	学校教育課	三浦市立の小学校及び中学校の規模及び配置その他の教育環境について検討し、基本的な方針を決定します。	教育環境検討委員会から提出された提言をうけて、教育委員会で学校の適正配置、適正規模についての基本方針を決定しました。	方針の決定に基づいた取組の実施	教育委員会で基本方針の決定 政策会議で市の方針として決定
サービス・事業	市営住宅の建替等と公有財産（土地）の有効活用	財産管理課	市内4箇所にある市営住宅について、建替、借上、家賃補助等の手法を検討し、活用計画を策定します。また、跡地が発生した場合の跡地利用についても併せて検討し、方針を決定します。	市内4箇所にある市営住宅について、建替、借上、家賃補助等の手法を検討し、活用計画策定の準備を行いました。	市営住宅整備に関する手法の検討及び市の方針決定	市営住宅整備に関する手法を検討しましたが、方針決定には至りませんでした。
サービス・事業	学校校務員業務への民間活力の導入	総務課	現在、直営としている学校校務員業務について、平成21年4月からの民間活力の導入（委託化又は民営化）に向けた準備を進めます。	業務内容の協議、業務仕様書の作成、職員団体への提案、職員（任用換え）研修等を実施しました。また、平成20年度補正予算で債務負担行為を設定しました。これらを経て、平成21年2月に、業務委託契約（契約期間は平成21年4月から平成22年3月まで）を締結しました。 これにより、平成21年度決算見込では62,884千円の削減効果が見込まれます。	平成21年度委託化・民営化に向けた準備・調整	業務内容の協議や議会提案等を経て、平成21年2月に委託契約を締結し平成21年4月から委託化することとなりました。
サービス・事業	学校給食共同調理場業務への民間活力の導入	学校給食共同調理場	現在直営としている調理場業務について、平成21年4月からの民間活力の導入に向けた準備事務の執行と委託業務契約の締結など事業の一部を実施します。	労務交渉、業務仕様書等作成について関係機関等との協議を重ね、平成20年12月22日に学校給食調理業務の受託業者を決定し、3年間（平成21年4月から平成23年3月まで）の複数年契約を締結しました。 これにより、平成21年度決算見込では21,521千円の削減効果が見込まれます。	業務委託契約の締結	業務委託契約を締結し、平成21年4月から委託化することとなりました。
サービス・事業	老人福祉保健センターの運営方法の継続的検討	高齢介護課	平成19年度に指定管理者制度を導入した老人福祉保健センターについて、指定管理者制度継続、譲渡（民営化）又は廃止の管理運営方法の方針決定をするための検討を行います。	他市の類似施設について運営状況の調査を行いました。指定管理業務状況調査を毎月提出される業務報告書による業務状況の確認、開催事業の見学等により行った。11月には利用者アンケートを行い、その内容を分析した上で、今後の事業展開に活かすべく指定管理者と情報を共有しました。 また、運営方法の方針を決定しました。	他市事例調査等の方針決定に向けた検討	平成22年7月以降においても、同センターの指定管理者継続の方針が決定しました。

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
サービス・事業	火葬場管理棟への民間活力の導入	市民課	現在、指定管理者制度を導入している火葬場において、老朽化の著しい管理棟を、快適な利用と安全確保を目的に、民間活力により建替えるための準備を行います。	コスト比較などを検討した結果、民間活力による建替えよりも市が建替えを実施する方がサービスの向上や市民負担の抑制の両面において優位であることが明確になったため、平成21年度の市による建替えに向け、準備を行いました。また、火葬場の運営にあたっては、引き続き指定管理者制度を継続していくことも決定しました。	民間活力による管理棟の建替え及び運営	平成21年度に市による管理棟の建替え及び平成22年度から平成25年度までも指定管理者制度を継続する旨の方針決定
サービス・事業	体育館、総合体育館及び水泳プール運営への民間活力の導入	スポーツ課	現在、直営としている体育館、総合体育館及び水泳プールについて、コスト削減と利用者の拡大を図るため、指定管理者制度導入または譲渡（民営化）の管理運営方法について検討し、方針決定します。なお、管理運営方法については、現在整備中である三浦スポーツ公園の一体管理を視野に入れて検討します。	三浦スポーツ公園所管課である土木課と協議を重ね、コスト比較等を総合的に判断し、体育館、総合体育館、水泳プール及びスポーツ公園を一体的に管理し、指定管理者制度を導入することを決定しました。	運営方法の方針決定	平成22年度より、体育館、総合体育館及び水泳プールと三浦スポーツ公園の管理を一体として指定管理者制度を導入していくことを、政策会議において方針決定
サービス・事業	道路補修業務への民間活力の導入	土木課	道路補修業務への民間活力の導入については、市道補修の体制について、効率的、迅速的、経済的な観点から総合的なあり方を検討し、方針決定及び計画策定を行います。	民間活力の導入について、法律上の検討や民間事業者の見解の確認、人件費の比較などを行い、平成19年度までの検討結果等も踏まえて、道路補修業務における最適体制を検討しました。その結果、今後の道路補修業務については、直営体制を継続し、民間発注と直営を効率的に組み合わせる旨の方針案を作成し、政策会議において決定しました。 ※取組が完了したので、本改訂版の実行計画に掲載しないものとなりました。	方針決定、計画策定	今後の道路補修業務について、直営体制を継続し、民間発注と直営を効率的に組み合わせる旨の方針決定
サービス・事業	ごみ処理業務への民間活力の導入	清掃事業所	ごみ処理業務について、民間活力の導入に係る市の方針決定後、導入（委託化）に向けた準備を行います。	市の方針決定に向け関係部署で協議を実施しています。	委託基準を作成し市の方針決定、委託業者の選定等、平成21年度中の委託実施に向けた準備	ごみ処理業務の民営化について市の方針決定を行いました。

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
サービス・事業	(仮称)三浦バイオマスセンター事業の推進による尿等処理経費の削減	もてなし総務室	「三浦市地域再生計画」及び「三浦市バイオマスタウン構想」の実現を経営目標とし、行政、農漁業団体、民間企業、経済団体、金融機関及び市外の関連企業の出資により設立された三浦地域資源ユーズ株式会社と協働して、(仮称)三浦バイオマスセンター計画の具体化を進めます。	市においては(仮称)三浦バイオマスセンター用地を取得しました。また、三浦地域資源ユーズ㈱の整備資金借入を円滑に進めるために借入先金融機関と損失補償契約を結びました。三浦地域資源ユーズ㈱は整備に着手しました。	(仮称)三浦バイオマスセンターの整備	三浦地域資源ユーズ㈱は(仮称)三浦バイオマスセンターに必要な設備の製作を始めました。
サービス・事業	海業施設の譲渡(民営化)又は廃止の検討	水産課	現在、指定管理者制度を導入している海業施設について、譲渡(民営化)又は廃止を検討し、今後の運営方針を決定します。	(指定管理者等)関係団体と協議し、部内検討、部門での方針決定を行い、政策会議に付議し指定管理継続となりました。	運営方法の方針決定	(平成22年度以降も)指定管理者制度を継続することを決定
サービス・事業	児童館の地域への譲渡(民営化)又は廃止の検討	青少年教育課	現在指定管理者を導入している児童館について、地域への譲渡(民営化)又は廃止を検討し、方針を決定します。	平成22年度から4年間引き続き指定管理者制度を継続の方針の決定をしました。	運営方法の方針決定	指定管理者制度継続の方針決定
サービス・事業	市民ホールの運営方法の継続的検討	生涯学習課	現在、指定管理者制度を導入している市民ホールについて、指定管理者制度継続、譲渡(民営化)又は廃止を検討し、今後の運営方針を決定します。	部門経営会議及び政策会議を経て、指定管理者制度継続の方針決定を行いました。	運営方法の方針決定	指定管理者制度継続の方針決定
サービス・事業	勤労市民センターの運営方法の継続的検討	商工観光課	現在、指定管理者制度を導入している勤労市民センターについて、指定管理者制度継続、譲渡(民営化)又は廃止の運営方法を検討し、方針を決定します。	部門経営会議を経て政策会議で方針決定しました。	運営方法の方針決定	指定管理者制度継続の方針決定
サービス・事業	油壺駐車場の運営方法の継続的検討	商工観光課	現在、指定管理者制度を導入している油壺駐車場について、指定管理者制度継続、民営化又は廃止の運営方法を検討し、方針を決定します。	部門経営会議を経て政策会議で方針決定	運営方法の方針決定	指定管理者制度継続の方針決定
サービス・事業	地域福祉センターの運営方法の継続的検討	福祉課	現在、指定管理者制度を導入している地域福祉センターについて、指定管理者継続、譲渡(民営化)又は廃止を検討し、今後の運営方法の方針を決定します。	指定管理者業務状況調査、指定管理者との協議、利用実態調査・関係団体調整を実施した。また、運営方法の方針を決定しました。	運営方法の方針決定	指定管理者制度継続の方針決定しました。

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
サービス・事業	高齢者ふれあいセンターの運営方法の継続的検討	高齢介護課	市内在住の60歳以上の人や福祉団体等に対し、高齢者の心身の健康保持を図るための事業や生きがいづくり事業を展開して介護が必要な状態にならないように予防するために、指定管理者制度により民間の活力を取り入れて、ふれあいセンターを運営します。 また、指定管理者制度を導入している同センターについて、指定管理者継続、譲渡（民営化）又は廃止を検討し、今後の運営方法の方針を決定します。	他市の類似施設について運営状況の調査を行いました。指定管理業務状況調査を毎月提出される業務報告書による業務状況の確認、開催事業の見学等により行った。11月には利用者アンケートを行い、その内容を分析した上で、今後の事業展開に活かすべく指定管理者と情報を共有しました。 また、運営方法の方針を決定しました。	延べ利用者数 6,513人 運営方法の方針決定	22年度以降において同センターの指定管理者継続の方針が決定しました。
サービス・事業	自転車等駐車場施設の管理運営方法の継続的検討	土木課	現在、指定管理者制度を導入している自転車等駐車場施設について、指定管理者制度継続、譲渡（民営化）又は廃止を検討し、今後の運営方法の方針を決定します。	今後の管理運営方法について、利用状況の分析や土地所有形態による制限の整理、指定管理者の見解の確認、コスト比較などを行い、指定管理者制度を継続するか、譲渡（民営化）又は廃止するかについて検討しました。その結果、利用状況から見た必要性、土地所有形態による現時点での民営化の困難性、指定管理者制度による財政への貢献状況などの理由から、平成22年度から平成25年度までも指定管理者制度を継続する旨の方針案を作成し、政策会議において方針決定しました。	運営方法の方針決定	平成22年度から平成25年度までも指定管理者制度を継続する旨の方針決定
サービス・事業	地域集会施設への譲渡（民営化）又は廃止の検討	協働推進課	現在指定管理者制度を導入している金原会館及び松輪会館の指定管理者制度継続、地域への譲渡（民営化）又は廃止の運営方法を検討し、方針を決定します。	地域集会施設の今後のあり方について地元説明会を開催し、地元区の意向を踏まえた上で、平成22年度から地元区へ譲渡する方針を決定しました。	運営方法の決定	平成22年度から地元区への譲渡を決定 譲渡により年間707千円（指定管理料の実績）の削減
サービス・事業	農村婦人の家の地域への譲渡（民営化）又は廃止の検討	農産課	現在、指定管理者制度を導入している農村婦人の家について、現在の状況を踏まえ、指定管理者制度継続、地域への譲渡【民営化】又は廃止を検討し、今後の運営方法の方針を決定します。	指定管理者への譲渡について提示	運営方法の方針決定	区への譲渡の方針決定
サービス・事業	漁村センターの譲渡（民営化）又は廃止の検討	水産課	現在、指定管理者制度を導入している漁村センター施設について、指定管理者制度継続、譲渡（民営化）又は廃止を検討し、今後の運営方針を決定します。	（指定管理者等）関係団体と協議し、部内検討、部門での方針決定を行い、政策会議に付議し指定管理継続となりました。	運営方法の方針決定	（平成22年度以降も）指定管理者制度を継続することを決定

戦略区分	取組事項	担当課	平成20年度取組予定	平成20年度取組状況	平成20年度達成目標	平成20年度実績
サービス・事業	旧城ヶ島分校海の資料館運営への民間活力の導入	生涯学習課	現在、直営としている旧城ヶ島分校海の資料館について、指定管理者制度導入又は譲渡（民営化）を検討し、今後の運営方法の方針を決定します。 指定管理者制度導入となった場合も、その後、早期の民営化に向けた検討を続けます。	部門経営会議及び政策会議を経て、直営継続の方針決定を行いました。	運営方法の方針決定	直営継続の方針決定
サービス・事業	白秋記念館運営への民間活力の導入	生涯学習課	現在、直営としている白秋記念館について、指定管理者制度導入又は譲渡（民営化）を検討し、今後の運営方法の方針を決定します。 指定管理者制度導入となった場合も、その後、早期の民営化に向けた検討を続けます。	部門経営会議及び政策会議を経て、直営継続の方針決定を行いました。	運営方法の方針決定	直営継続の方針決定
サービス・事業	市場施設及び水産施設等への民間活力の導入	市場管理事務所	現在、直営としている市場施設・水産施設等において、関係業界と調整しながら、指定管理者制度導入又は譲渡（民営化）の運営方針を決定するための検討をします。	施設等の課題整理を行いました。 水産流通を取巻く社会状況の把握に努めました。 指定管理者制度を始めとした諸制度の利活用についての調査に着手しました。	課題整理、社会状況・諸制度の調査	施設等の課題整理を完了 水産流通を取巻く社会状況を把握 指定管理者制度を始めとした諸制度の利活用についての調査に着手
サービス・事業	市長車運転業務への民間活力の導入	秘書課	現在、直営としている市長車運転業務について、直営体制と民間活力導入とのコスト比較を更に詳細に進め、平成20年9月までに方針を決定します。	3社からの提案をもとにコスト比較を行い、直営と比べて年額35万円程度しか安くならない結果となりました。 また、この業務は、運転中に予定変更が日常的に行われるため、直接運転員に指示することが想定されており、業務委託にはなじまず、派遣契約の場合、運転業務は最長3年間の派遣期間とされており、派遣期間終了後も引き続き派遣契約により運転業務を続けようとするときには、当該派遣労働者に対して雇用契約を申し込む必要があることが労働者派遣法に定められていることから、派遣契約になじまないことがわかりました。 以上の検討結果から、平成20年11月27日に行われた政策会議において、直営体制維持の方針を決定しました。	平成20年9月までに詳細検討し方針決定 委託化の場合、平成21年4月より導入	平成20年11月に直営体制維持の方針を決定しました。
サービス・事業	図書館業務への民間活力の導入	図書館	市民の生涯学習活動の拠点として、また地域の情報拠点としての機能を持つ三浦市総合（中央）図書館構想を検討します。 また、運営には民間活力の導入を検討し、方針案を作成します。	市場化可能性調査結果の分析や他市状況調査を行いましたが、方針案の作成には至りませんでした。	方針案作成	方針案の作成には至りませんでした。

Ⅱ 「行政革命戦略 5 つの宣言(旧版)」における成果と進捗状況

1. 完了又はほぼ完了した取組方針

戦略	取組方針	取組状況	改訂第1版(平成18年版)での位置付け(更に推進するために)
財政	平成15年度末までに、平成22年度末までの財政推計を見直します。	平成16年度に財政推計の見直しを行い、議会へ報告しました。平成17年度には第2次実施計画の策定に伴い、平成20年度までの財政推計を作成しました。	第1編財政戦略の目標1及び2を達成するための項目として平成21年度スタートの中期基本計画に併せて引き続き取り組みます。
財政	平成17年度末までに、中長期財政計画及び収支が均衡した後期実施計画を策定します。	平成17年度に財政推計における収支が均衡した第2次実施計画を策定しました。	—
財政	平成16年度予算編成から総額管理・部門編成型の予算編成システムを導入します。(「第三次行財政改革」における「歳出の削減」に相当する取組として)	平成16年度予算から総額管理・部門編成型の予算編成システムを導入しました。また、平成18年度予算編成から「義務的経費」・「その他経常的経費」・「実施計画事業費」の経費区分を明確にした上で、「その他経常的経費」を対象として分権編成方式を実施しました。	—
財政	予算要求事業の優先順位付けの基準を、平成16年度予算編成方針において明示します。	平成16年度及び平成17年度予算編成方針に事業選択の基準を明示しました。また、平成18年度予算編成と併行して策定した第2次実施計画の立案時に基準を明示し、その基準によって事業選択をしました。今後は平成18年度に行政評価システムの構築を予定しています。	引き続き、第2編推進システム 行政評価システムに位置付けます。
財政	内容・目的が重複した事務事業の統合や、必要性や緊要性に乏しい事務事業の廃止により、678件の小事業の数を少なくします。また、事務事業の統合を進めるための基準を作成します。(「第三次行財政改革」における「施策・事業の見直し」に相当する取組として)	平成16年度及び平成17年度予算編成の方針に事業選択の基準を明示しました。また、平成18年度予算編成と併行して策定した第2次実施計画の立案時に基準を明示し、その基準によって事業選択をしました。これらの結果、小事業数を約50事業減らすことができました。	引き続き、第2編推進システム 行政評価システムに位置付けます。
財政	定期昇給の停止、給料表改定の見直し、職責に応じた管理職手当や期末勤勉手当の見直しなど、人件費の抑制策を講じます。(「第三次行財政改革」における「歳出の削減」に相当する取組として)	給料表改正条例議案を平成18年第2回定例会に提出し可決されました。平成18年10月1日施行を予定しています。併せて、管理職手当の見直し等についても本改訂版に方針を明示しました。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システムに位置付けます。
財政	平成15年度から庁内横断的なチーム編成などにより徴収体制を強化します。	平成15年度から管理職による休日訪問徴収等を実施し、徴収体制を強化しています。	引き続き、第3編実行計画で位置付けます。
財政	未利用の市有地(行政財産、公社所有土地を含む)の処分・賃貸など、効果的な利活用による歳入の増加策については、できることから順次実施します。同時に、みうら政策研究所とともに研究し、その研究結果についても段階的に実施します。(「第三次行財政改革」における「歳入の確保」に相当する取組として)	みうら政策研究所における研究と併行して、平成15年度に「未利用地等の処分方針」を庁議決定し、以降売却、貸付け等の実績を上げています。	引き続き、第2編推進システム 税外収入増加システムに位置付けます。
財政	市有財産の適正な利活用に関する調査研究を、みうら政策研究所とともに進めます。	平成15年度にみうら政策研究所において研究を行いました。	引き続き、第2編推進システム 税外収入増加システムにおいて市有財産の適正な利活用を位置付けます。
財政	補助金については、補助金の性質や金額規模に応じた取捨選択、補助効果の評価に基づく優先順位付け等の基準に従って、見直すことを基本とします。	平成16年度予算編成から基準を示しました。但し、見直しはあまり進んでいません。	引き続き、第2編推進システム 市民協働システムに位置付け、見直しの徹底に取り組みます。
財政	使用料・手数料について、受益者負担の原則を厳格に適用し平成16年度予算編成に向けて職員人件費を含めたサービス原価に基づく適正価格へと見直します。(「第三次行財政改革」における「歳入の確保」に相当する取組として)	平成16年度予算編成から基準を示しました。但し、見直しはあまり進んでいません。	引き続き、第2編推進システム 市民協働システムに位置付け、見直しの徹底に取り組みます。
人財	職員給料表の見直し、職制の見直し、時差勤務制度の導入など人事管理の制度見直しを進めます。(「第三次行財政改革」における「人事管理の適正化」に相当する取組として)	給料表改正条例議案を平成18年第2回定例会に提出し可決されました。平成18年10月1日施行を予定しています。併せて、管理職手当の見直し等についても本改訂版に方針を明示しました。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システムで位置付けます。

戦略	取組方針	取組状況	改訂第1版(平成18年版)での位置付け(更に推進するために)
人財	人事考課制度は、減点のための評価システムではなく、職員の進路設計の実現と能力の向上を支援するしくみとして手法開発します。	平成15年度に手法を開発し、平成16年度から人事考課を試行し、その後平成17年度試行では改良を行いました。	引き続き、第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムに位置付け、業績考課を加味した手法の検討を進めます。
人財	平成16年度中に、管理職や4甲職員の経済処遇や配置に対する非管理職による納得度調査を実施します。(以降、毎年実施し、推移を計測します)	平成17年度に第1回の調査を実施しました。	引き続き、第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムに位置付け、業績考課を加味した手法の検討を進めます。
人財	平成15年度中に、学会誌・専門誌・新聞・雑誌などにおいて業務に係わる意見発表をした職員、講演会等で講師等を行った職員を把握するための庁内調査を実施します。	平成16年度に庁内調査を実施しました。	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
人財	平成15年度末までに人事考課システムを開発し、平成16年度には管理職を、平成17年度には非管理職を対象として試行的に導入します。	平成16年度からの試行では管理職(1~2等級)、監督職(3等級)を対象に人事考課をしています。	引き続き、第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムに位置付けます。
情報	各部主催による市民懇談会等の市民との対話の会を設定するうえでのガイドラインを策定します。	平成18年度から実施する市民対話集会(みうらトーク&トーク)の要綱を策定し、すでに実施しています。	引き続き、第2編推進システム 市民協働システムに位置付けます。
情報	農業、漁家、小売店主(店長)、飲食店主(店長)、旅館社長(支配人)、工場長等の協力を得て、職員を対象とした仕事体験研修を行い、平成17年度末までにすべての職員が研修を受講するようにします。	毎年度研修を実施しています。	引き続き、第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムに位置付けます。
情報	情報課と各部においてシティセールスのための体制をつくり、民間事業者とともに「(仮称)三浦営業キャラバン隊」を結成するなどして、旅行会社、企業における福利厚生部門、クレジットカード会社など金融会社のオプション商品部門等を対象とした営業活動を行います。	平成16年度より、随時、経済振興部営業開発課にて実施しています。	引き続き、第2編推進システム 品質向上システムに位置付けます。
情報	その他、専門家の助言のもとで、シティセールスのための方策を検討し、順次導入します。	平成16年度にみうら政策研究所に依頼し、同年度より、随時、経済振興部営業開発課にて実施しています。	引き続き、第2編推進システム 品質向上システムに位置付けます。
情報	市内不動産業者と連携して、未利用の市有地(行政財産、公社所有土地を含む)を含む市内の未利用不動産や空き家情報を蓄積し、首都圏に情報発信することにより、土地・家屋の分譲と賃貸住宅の供給を促進します。特に市外からの転入(入居)については一定の優遇策を講じます。	平成18年度より市外からの転入者に対して優遇策を講じる「住まい営業プロジェクト事業」を開始し、首都圏向けの情報発信を始めました。	引き続き、第3編実行計画に位置付けます。
情報	広報「三浦市民」や各種申請書記入用紙をPDFファイルでダウンロードできるようにし、市民向け情報のファクス送信サービスを導入します。また、行政資料コピーサービスの手続を統一します。	平成15年度に行政資料コピーサービスの手続を統一しました。平成16年度から三浦市公式ホームページにて申請書等をダウンロードできるようにしました。	引き続き、第2編推進システム 情報化システム及び税外収入増加システムに位置付けます。
情報	守秘すべき情報の漏洩を防ぐため、情報ネットワークシステム、文書保管場所、執務室内における情報危機管理のためのセキュリティポリシーを策定し、徹底します。	平成15年度に策定し、毎年度必須研修を行っています。	引き続き、第2編推進システム 情報化システムに位置付けます。
情報	現在(平成15年度現在)の情報課を、この情報戦略の主体的な遂行者としてふさわしい組織に再編・拡充します。	情報政策を担う部署として、平成16年度には企画情報課、平成18年度には統計情報課に再編する機構改革を行いました。	—
情報	職員も市民も庁議を傍聴できるよう、庁議の庁内放送を行います。	庁議実施案内の放送を行い、職員に対する傍聴は実施し、発言者名入りの議事録を全職員に公開しています。	庁議そのものの放送と市民による傍聴は秘匿事項等があるため実施しないことにします。
情報	原則として、職員1人につき1台のパソコンを配布します。	平成18年度配布分で達成の見込みです。	—

戦略	取組方針	取組状況	改訂第1版(平成18年版)での位置付け (更に推進するために)
情報	本会議答弁マニュアル、委員会答弁マニュアルを作成します。	平成16年度に本会議答弁マニュアルを作成し、新任部長を対象とする議会対応研修も実施しています。委員会答弁マニュアルの作成はその必要性に鑑みて見送ることとしました。	第2編推進システム 人財育成・活用・管理システムにおいて、議会に対する職員の理解を深め、議会とのコミュニケーションを円滑にするための方策を講じることを位置付けています。
情報	本会議、委員会において、市議会議員の疑義を招くような、あいまいな答弁をなくします。	部長級への議会対応研修を実施するとともに、議会(本会議)答弁マニュアルを作成し実践しています。	第2編推進システム 人財育成・活用・管理システムにおいて、議会に対する職員の理解を深め、議会とのコミュニケーションを円滑にするための方策を講じることを位置付けています。
組織	各部署において、担当する施策ごとに年度達成目標及びスケジュールを設定し、毎月進捗状況を管理するとともに、年度末時点でこれを測定し、その結果を公表します。そのために、組織の業績を評価する仕組みを開発します。	平成16年度から部門別業績目標の公表を行い、翌年度からその結果を公表しています。平成18年度からは実施計画事業、本改訂版、その他の課題等の進行管理と一体的に管理する仕組みとしました。	引き続き、第2編推進システム 行政評価システムに位置付け、さらに進めて組織評価の仕組みの検討を行います。
組織	政策目的別施策体系に即した組織機構改革を進めます。 (「第三次行政改革」における「組織・機構の見直し」に相当する取組)	平成16年4月に政策目的別体系に即した機構改革を実施しました。	—
組織	複数の部課の職員が参画して、検討・実行するプロジェクトチーム制に関する規程を制定します。	平成15年度に規程を策定し、毎年度必要なプロジェクトチームを設置し、運営しています。	引き続き、複数の部等にまたがる課題に取り組むためのワーキンググループ体制のルール化を検討しています。
サ・事	行政の守備範囲を見直し、直営、企業への委託、市民活動団体への委託、民営化などのサービス・事業や庁内管理事務に関する供給手法・実施手法の見直し方針を平成15年度中に策定します。(「第三次行政改革」における「事務事業の委託・民営化」に相当する取組として)	平成15年度に「サービス・事業及び庁内管理事務に関する供給・実施手法(委託、民営化)の見直し方針について」を庁議決定しました。	引き続き、第2編推進システム アウトソーシング推進システムに位置付けます。

※ 「完了」とは仕組みの整備が整ったことを意味しています。また、方針内容を一部見直したことにより「完了」とみなしたものも含まれます。

2. 現在進行中の取組方針

戦略	取組方針	取組状況	改訂第1版(平成18年版)での位置付け
財政	平成17年度末までに、客観的に把握された業務負荷量、業務内容に即して、正規職員必要人員数、非常勤職員・臨時的任用職員必要人員数の設定を行います。そのための業務量調査を実施します。また、業務の外部化（アウトソーシング）、ワークシェアリングの具体的な導入計画を策定します。	平成17年度より業務量調査を実施しています。必要人員数は未作成です。 業務の外部化（アウトソーシング）等に関する具体的な導入計画は本改訂版に従って対象業務ごとに今後策定する予定です。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システム及び第3編実行計画（民間活力の導入外）に位置付けます。
財政	人件費を含む費用構造（性別及び活動単位別）を事業ごとに把握する手法を平成15年度末までに開発し、平成16年度からその測定・分析に取組、業務改善に活用します。（「第三次行財政改革」における「歳出の削減」に相当する取組として）	平成17年度より業務量調査を実施しています。分析は平成18年度に実施予定です。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システム及び第3編実行計画（民間活力の導入外）に位置付けます。
財政	特別会計・企業会計繰出金の見直しを進めます。（「第三次行財政改革」における「歳出の削減」に相当する取組として）	平成16年度予算編成から検討していますが、削減効果は出ていません。	引き続き、第3編実行計画の平成19年度以降の取組課題として位置付けます。
財政	民の力、または官民協働で供給可能な公共サービスを特定化し、その供給主体の育成と、PFI方式による事業推進や外部委託、民営化に向けた段階的な取組を進めます。（「第三次行財政改革」における「歳出の削減」に相当する取組）	公の施設については、25施設について平成18年4月より指定管理者制度を導入しています。	引き続き、第2編推進システム アウトソーシング促進システム及び第3編実行計画（民間活力の導入外）に位置付けます。
財政	市政を支える出資者（自治の主権者・納税者）が、財源の使い方とそれによる効果の両方が妥当であると実感している度合いのいいことを「納得度」とします。こうした市民納得度調査の手法を、先行自治体における実績を参考として、平成16年度末までに開発します。	平成18年度に市民納得度調査の手法を開発し、実施を予定しています。	引き続き、第2編推進システム 行政評価システムに位置付けます。
財政	特に、市民活動に対する助成（補助）については、現在よりも緊縮した一定の財源枠のもとで、改めて助成を希望する市民活動企画を公募し、市民参加でこれらを審査する手法を開発し、できるかぎり早く導入します。（「第三次行財政改革」における「歳出の削減」に相当する取組）	平成16年度予算編成方針で補助金を区分化して見直しを行う方針を出しましたが、手法の開発と導入は未実施です。	引き続き、第2編推進システム 市民協働システムに位置付けます。
財政	各部作成のサービス・事業に関する品質説明書を、各部長の責任において毎年度、第2回市議会定例会前に公表し、市民を対象とした納得度調査を実施します。（平成16年度以降）	平成18年度に市民納得度調査の手法を開発し、実施を予定しています。	引き続き、第2編推進システム 行政評価システムに位置付けます。
人財	平成15年度にみうら政策研究所に依頼している人財活用に関する研究成果を踏まえ、平成17年度中に、採用・育成・評価・異動・処遇・等級設定等における基本的考え方と手法を網羅した総合的な人財プランを策定します。	平成18年度にプラン（人財育成・活用・管理計画）の策定を予定しています。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システムに位置付けます。
人財	フリーエージェント制、自己申告制度（現在の「意向申告書」の有効活用策を含む）、庁内ベンチャー制度、庁内公募制、飛び級制度、希望降任制度など、新しい人事手法の有効性、問題点、導入上の課題等について研究します。	希望降任制については昇任試験制等と併せて平成18年度末までに庁議決定することを目指して検討が進んでいます。他の事項については本改訂版において平成19年度以降の検討課題として整理しています。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システムに位置付けます。
人財	平成17年度末までに等級別の昇進試験を手法開発します。	平成18年度に手法を開発し、平成19年度より行政職3級から4級への昇任試験を実施する予定です。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システムに位置付けます。
人財	各部門の業務量調査（業務手順、人員、コストに関する調査）や業務せい肉調査（無駄、余分な業務の職員意識）の結果に基づき、事務事業の統廃合を進めたうえで、業務量に即した職員数計画を策定します。	本改訂版で職員数計画を公表しました。平成17年度から実施している業務量調査及び市場化可能性調査に基づいて計画達成のための検討を進めます。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システム及び品質向上システムに位置付けます。
人財	平成15年度中に、学会・研修会・講演会・シンポジウム等で講師を行うことができる職員を把握し、人財データベースを作成します。	平成16年度に調査は実施しましたが、データベース作成は行っていません。	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
人財	平成16年度以降には、人財データベースを公開し、外部での活用の場を獲得するための人財営業を行います。	平成16年度に調査は、実施しましたがデータベース作成は行っていません。	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
人財	平成16年度以降は、昇格・降格、異動に際しては、対象職員と所属長（課長）との面談を行い、異動事由等の説明を行うとともに、対象職員の納得の状況を把握し、その後の人事に際しての参考情報として活用します。	一部実施はしているが、ルール化されていません。	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。

戦略	取組方針	取組状況	改訂第1版(平成18年版)での位置付け
情報	行政計画案、条例案、要綱案などを策定する際に、パブリックコメント・庁内版パブリックコメント等の市民、職員意見の聴取機会を設けます。パブリックコメントについては、条例又は要綱による制度化を図ります。	パブリックコメント制度は平成18年度に制度設計を行い、平成19年度に導入予定です。重要な行政計画の策定に際しては、必要に応じて庁内版パブリックコメントを実施しています。	引き続き、第2編推進システム 市民協働システムに位置付けます。
情報	1等級、2等級職員による模擬本会議を開催し、わかりやすい答弁技術を訓練します。	1等級対象の議会研修は実施しています。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システムに位置付けます。
情報	市議会本会議、委員会における審議を庁舎内テレビモニターで放映するよう、市議会に働きかけます。また、放映した映像・音声はビデオテープで保管し、市民からの希望があれば貸し出します。	平成17年度に第2次実施計画事業として位置付け、平成18年度から検討を開始しています。	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
情報	電子決裁、回覧の電子化、会議資料の電子化等を進めるための情報化推進計画を策定し、順次導入します。	計画の検討を続けており、平成18年度に三浦市情報化推進計画を策定する予定です。	引き続き、第2編推進システム 情報化推進システムに位置付けます。
情報	市長への手紙、インターネット目安箱、その他各部に寄せられた市民、市民団体、経済団体等からの要望、陳情、提案・意見・苦情などを、市からの回答・コメントを添えて、すべて公表します。また、市民等からの提案・意見・苦情等、及び市からの回答を蓄積し、常時閲覧できるようにします。	平成16年度に設置したお客様センターで意見等の回答を行うとともに、「よくある質問」をホームページ上で公開しました。また、平成18年度から実施している「みうらトーク&トーク」で市民との対話を行っています。質問等と市からの回答の公表は未実施です。	引き続き、第2編推進システム 市民協働システムに位置付けます。
情報	平成16年度から、三浦市ホームページを市民の視点に立った、利用しやすいものに改訂し、すべての部・課のホームページを開設すると共に、各部課の内容修正は各課職員が実施します。	平成16年度に改訂を行い、内容修正は、各課等で行うこととしましたが、すべての部課等のホームページは作成できていません。	引き続き、第2編推進システム 情報化推進システムに位置付けます。
情報	市民が、どの部署のどの職員に問い合わせ、相談をすれば最も効率的かを知ることができる職員職能データベースを作成し、自由に検索できるかたちで公表します。また、市民など外部からのお問い合わせ、提案・意見・苦情などを集中的に受け付け、適切な部署へご案内する「(仮称)お客様センター」を設置します。	平成16年度にお客様センターを設置しました。ここで意見等の回答を行うとともに、「よくある質問」をホームページ上で公開しました。職員職能データベースは未作成です。	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
組織	季節変動の要素が大きい事務、臨時的に大量発生する事務について、臨機応変の要員体制を組むことのできる人事配置上のしつみを検討、導入します。	平成17年度から業務量調査を実施し、平成18年度に分析を行う予定です。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システムに位置付けます。
組織	部門単位で、業務管理セクション(課相当)を新設し、定型的な庶務・管理事務を集約します。	平成16年度の機構改革時に併せて庁議設置運営規程において部門経営会議の庶務担当を設置しました。	引き続き、第2編推進システム 人財育成・活用・管理システムの人財育成・活用・管理計画及び業務量調査において位置付け検討します。
サ・事	市内外で行政サービスに準じる公益的な住民サービス・事業の提供によって収益事業を営んでいる団体に対して、当該サービス・事業に関する市場情報を提供し、事業参入を促進します。	平成18年度に市場化可能性調査を実施します。	引き続き、第2編推進システム アウトソーシング推進システムに位置付けます。
サ・事	既存の補助金を見直し、行政サービスに準じる公益的な住民サービス・事業の提供によって収益を得ようとするNPO、営利法人、任意団体に対して優先的に交付します。また、これら団体を対象とした専門家による相談窓口を開設します。	平成16年度予算編成方針で補助金を区分化して見直しを行う方針を出しましたが、補助要綱等の策定が進んでいません。	引き続き、第2編推進システム 市民協働システムに位置付けます。
サ・事	行政サービスに準じる公益的な住民サービス・事業の提供によって収益を得ようとするNPO、営利法人、任意団体と市との間で、サービス・事業の品質に関する契約もしくはそれに準じた協定、補助金交付要綱等に関するルールづくりを進めます。	平成16年度予算編成方針で補助金を区分化して見直しを行う方針を出しましたが、補助要綱等の策定が進んでいません。	第1編サービス・事業戦略 目標2を達成する事項として認識し、第2編推進システム 市民協働システム及び第3編実行計画(民間活力の導入外)を進める中でルールを確立していきます。
サ・事	市からの委託、補助の有無にかかわらず、民間団体が供給している行政サービスに準じる公益的な住民サービス・事業の提供によって収益を得ようとするNPO、営利法人、任意団体を対象とした品質満足度を調査します。	指定管理者に対して、協定において利用者アンケートを義務付けることを標準としています。	第3編実行計画(民間活力の導入外)を実践する中で反映していきます。

3. 未実施の取組方針

戦略	取組方針	取組状況	改訂第1版(平成18年版)での位置付け
財政	海業公社、土地開発公社の保有資産の利活用を含む経営再建方法に関する研究を、みうら政策研究所とともに進めます。発案された具体的方策は、順次実施します。	未実施	引き続き、第3編実行計画に位置付けます。
人財	基礎・基本検定試験を手法開発します。(導入は平成18年度以降)	未実施	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
人財	検定に連続して不合格した職員を降任できる制度を設計します。(導入は平成18年度以降)	未実施(希望後任制度は、平成18年度に庁議決定する予定です。)	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
人財	モラル・マナー検査を手法開発します。(導入は平成18年度以降)	未実施	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
人財	検査に連続して不合格となった職員を降任できる制度を設計します。(導入は平成18年度以降)	未実施(希望後任制度は、平成18年度に庁議決定する予定です。)	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
人財	シティセールスや特殊技能を必要とする業務(区画整理事業の執行等)のための人財を、任期付一般職員採用や採用年齢制限の撤廃などによる民間人材の登用や神奈川県や横須賀市など近隣自治体との交流人事によって、効率的に確保します。	未実施	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。 なお、原則として、本改訂版に示した職員数計画の範囲で取り組むこととします。
人財	横須賀市など近隣自治体とともに広域的職員採用制度、広域的研修制度の研究に着手します。	未実施	本改訂版に示した職員数計画を達成することを優先する必要性が大きいことから、広域的採用制度については取組方針から除外します。 なお、広域的研修制度については、第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
人財	新採用職員については、条件付採用期間(採用後6ヶ月間)における観察の結果、継続雇用が不適である者を採用しないことを可能にする制度を研究します。	未実施(運用方法を研究していきます。)	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
人財	各部課長に対して、学会誌・専門誌・新聞・雑誌などにおける発表ができる職員を推薦してもらい、当該職員に対しては、各職場はもちろん、政策経営室・行政管理部企画課・みうら政策研究所が発表論文の作成を支援します。	未実施	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
人財	平成16年度には、市内で公益活動を行う職員NPO又は職員出資による営利法人の設立及び各種支援を行うため、服務上の取り扱いに係る法的な問題に関する研究を踏まえた制度設計に着手します。	未実施	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
情報	研修を受けた職員は仕事体験研修でお世話になった事業所を毎月1回以上訪問し、市政に関する意見交換をします。また、その意見交換の内容を記録し、個人情報を除いてすべて公表します。	未実施(研修は、実施しています。)	引き続き、第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムに位置付けます。
情報	内部と外部の双方に情報監査組織を設置し、情報の透明性について検証を行います。	未実施	引き続き、第2編推進システム 情報化推進システムに位置付けます。
情報	議案説明を、会派別勉強会ではなく、全員協議会において開催することを市議会に要請します。	未実施	第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムにおける平成19年度以降の課題として位置付けます。
情報	閉会中に、市議会議員と職員とが施策に関する意見交換の場を頻繁にもてるよう、市議会に要請します。	未実施	引き続き、第2編推進システム 人材育成・活用・管理システムに位置付けます。
情報	情報システムの導入にあたっては、国、県、他自治体における導入状況の如何にかかわらず、導入にかかる運用コスト、将来の更新コスト、「なければ大きな支障が出る」事情の有無などを主体的に検証します。	未実施	引き続き、第2編推進システム 情報化推進システムに位置付けます。
組織	各部作成のサービス・事業に関する品質説明書を、各部長の責任において毎年度、第2回市議会定例会前に公表します。(平成16年度以降)	未実施	引き続き、第2編推進システム 行政評価システムに位置付けます。
サ・事	(公益的な住民サービス・事業の提供によって収益を得ようとするNPO、営利法人、任意団体を対象とした品質満足度)調査の結果を踏まえて、しるべき行政指導や協議を行い、品質の維持・向上を促します。	指定管理者に対して、協定において利用者アンケートを義務付けることを標準としています。アンケートは未実施です。それ以外には現時点では対象となるサービス・事業がありません。	第3編実行計画(民間活力の導入外)を実践する中で反映していきます。

4. 取組方針を廃止したもの

戦略	取組方針	取組状況	廃止の理由
財政	平成16年度予算編成に合わせて、西南部下水道事業の実施の可能性を明らかにし、中長期財政計画に反映します。	平成16年度に当面凍結の方針を庁議決定しましたが、第2次実施計画において、改めて実施の可能性を検討することとなりました。	今後の実施可能性の検討及び事業推進は第2次実施計画に委ねました。
財政	平成16年度末までに、水産物流通加工業務団地（二町谷地区）に関して、土地開発公社の土地売却問題としてではなく、本来の目的である三崎漁港を核とした地域産業活性化の観点からの実現可能な利活用計画を策定し、中長期財政計画に反映します。	平成16年度に水産物流通加工業務団地についての方策を含む地域再生計画を立案し内閣府より認定を受けました。	地域再生計画に委ね、経済振興部で引き続き取り組んでいます。
財政	平成16年度予算編成に合わせて、県立三崎高校跡地の取得計画を策定し、中長期財政計画に反映します。	平成17年度に策定した第2次実施計画に位置付け、財政推計に反映しました。「まちの駅づくり構想」を策定しましたが、政策変更により廃案となりました。	「（仮称）市民交流拠点整備基本計画」を平成18年7月に策定しました。今後の事業推進については第2次実施計画に委ねました。
財政	平成16年度末までに、県立三崎高校跡地の具体的土地利用計画及び公共施設整備計画を策定し、中長期財政計画に反映します。	「まちの駅づくり構想」において市役所機能の移転を含む公共施設整備を盛り込みましたが、政策変更により廃案となりました。	「（仮称）市民交流拠点整備基本計画」を平成18年7月に策定しました。今後の事業推進については第2次実施計画に委ねました。
財政	公共施設の再編再配置計画を庁内横断的なチームで研究します。	県立三崎高校跡地への市役所機能の移転を含む「まちの駅づくり構想」を策定しましたが、その後の政策変更により、市役所機能の移転は現在検討していません。	「（仮称）市民交流拠点整備基本計画」を平成18年7月に策定しました。今後の事業推進については第2次実施計画に委ねました。
財政	市民参加によるミニ公募債、省庁や外郭団体等による事業・研究資金助成など新しい資金調達手法については、できるところから順次実施します。同時に、みうら政策研究所とともに研究し、その研究結果についても段階的に実施します。（「第三次行財政改革」における「歳入の確保」に相当する取組として）	専門家との協議、情報収集等を行い、検討を進めました。みうら政策研究所との共同研究は実施していません。	専門家との相談、情報収集等を行ったが、本市の規模での実行手段が見当たらないとの判断をしました。今後の改訂で他の取組方法を検討します。
人財	平成15年度中に、職員のボランティア活動実態調査を実施します。	平成16年度に庁内調査を実施しました。	ボランティア活動に参加した職員が多い状態は望ましいことであるが、人事管理上これを公の計画にすることの矛盾及び同活動の奨励以上に業務改善が急務とすることの判断から、今後の調査・検討は廃止しました。
人財	有能な職員（新採用、中途採用）を獲得し、育成するため、就職を控えた高校生、大学生のインターンシップ受け入れに着手し、インターンシップ制度として定着させます。	経営管理部門が窓口となり、大学及び県内高等学校からのインターンシップを受け入れています。	派遣元での制度化が進んでおり、市としてはそれらに柔軟に対応していくことで十分であると判断しました。
人財	外部人財については、その担当業務に関する業績（費用対効果）を厳しく評価するしくみを開発します。	未実施	外部人財についても、原則として本改訂版に示した職員数計画の範囲で登用することになるため、その数は些少であると見込まれます。そのため、評価のしくみを開発する必要性は乏しいものと判断しました。
人財	時間外勤務時間が他に対して多い組織あるいは業務、時間外勤務時間が多い職員個人の担当業務、高い専門的知識・技能を必要としない業務を特定し、ワークシェアリングを推進します。その際、それらのうち60歳以上の民間企業リタイア層や身体、知的、精神の障害者の方たちに適した業務については、その雇用について優先的な配慮をします。	未実施	現業業務のアウトソーシングを実施していくため、当該職場の正規職員を他職場へ再配置することが必須となるため、ワークシェアリング推進の目標を廃止しました。但し、障害者の雇用への優先的な配慮については将来の課題とします。
人財	ワークシェアリングの導入に際しては、臨時的任用職員・非常勤職員を採用した場合の費用と、正規職員による時間外勤務手当額とを比較検討し、事実上の人件費が過剰にならないような臨時的任用職員・非常勤職員の賃金設定とします。	未実施	現業業務のアウトソーシングを実施していくため、当該職場の正規職員を他職場へ再配置することが必須となるため、非常勤職員等の採用を最大限に抑制し、ワークシェアリング推進の目標を廃止することとしました。
情報	人事考課への反映など現行法制度が許容する範囲内で職員へのボランティア奨励措置を講じるとともに、ボランティア休暇制度など、法の制約がある服務上の措置についても研究を進め、構造改革特区の提案をはじめとする新しい制度づくりに取り組みます。	未実施	ボランティア活動に参加した職員が多い状態は望ましいことであるが、人事管理上これを公の計画にすることの矛盾及び同活動の奨励以上に業務改善が急務とすることの判断から廃止しました。
情報	シティセールスのための「（仮称）三浦カタログ」を「物産編」、「景観」、「スローライフ体験編」などに分類して、専門家の助言のもとに手作りで作成します。	平成17年度に策定した第2次実施計画事業として位置付け、平成18年度に三浦カタログを作成する予定です。	今後の事業推進は第2次実施計画に委ねました。
情報	市内からの転出者を対象に、ふるさと三浦の情報を伝える手段を講じます。	平成17年度に策定した第2次実施計画に位置付け、平成18年度に三浦カタログを作成する予定です。また、三浦市東京支店事業を実践しています。	今後の事業推進は第2次実施計画に委ねました。

(参考) 改訂第1版(平成20年度版)の「はじめに」

平成18年7月に策定した「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版」も本年度で3年目を迎え、このたび「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成20年度版)」(以下「本改訂版」という。)を策定しました。

最初に「行政革命戦略 5つの宣言」(以下「旧版」という。)を発行した平成15年9月から数えて足かけ5年目となります。

この間、人事考課制度、主査級への昇任資格試験制度、行政評価システム等の新しい経営システムを導入したほか、より一層庁内分権を進めるための機構改革やホームページのリニューアル等も完了しました。また、長年の懸案となっていた学校給食業務と学校校務員業務の平成21年度からの委託化に道筋をつけることができました。これは大きな前進です。

まだまだ検討過程にある取組事項も多く残っています。

今後は、政策経営部及び行政管理部からなる経営管理部門に加えて、各政策部門等に新たに設けた各総務室等も行政革命の推進役となって職場と業務の改善に取り組み、行革の成果を目に見えるものとしていくことが急務であると考えています。

また、本年度は、昨年度に引き続き新しい基本計画及び実施計画の改定作業にも取り組んでいます。平成21年度を初年度とするこれら基本計画及び実施計画と歩調を合わせて、「行政革命戦略 5つの宣言」についても計画のあり方そのものを再検討することが必要です。

本改訂版に掲載した取組事項の着実な推進はもちろんのこと、行政革命の次のステップを構想することによって「株式会社 三浦市」の経営再建を果たしたいと思えます。

今後とも私たちは、シンプル、スピード、サービスという企業経営の鉄則「3つのS」を旨として、職員一丸となって行政革命に取り組んで参ります。

平成20年4月

三浦市長 吉田 英男

(参考) 改訂第1版(平成19年度版)の「はじめに」

平成18年7月、三浦市は「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成18年度版)」(以下「平成18年度版」という。)を策定しました。

これは平成15年9月に発表した「行政革命戦略 5つの宣言」(以下「旧版」という。)の理念を受け継ぎ、計画内容の具体性や実行面での反省を踏まえて策定したものです。

そして、このたび(平成19年6月)、「改訂第1版」の計画期間に当たる平成18年度中の取組状況と成果を踏まえて、「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成19年度版)」(以下「本改訂版」という。)を策定しました。

平成18年度は、本市としてはじめてアウトソーシングに向けた本格的な取組として「市場化可能性調査」を実施しました。実際に民間からの提案を受けた上で、その対応を検討するという手法を採用したことにより、これまで進みにくかったアウトソーシングの具体的検討がようやく前進し始めました。平成19年度はこれらの実行に向けて取組を加速するとともに、アウトソーシング対象業務の範囲を拡げて「市場化可能性調査」を実施する予定です。

そのほか、平成18年度には本市独自の発想に立脚した複線型人事管理を含む「三浦市人財育成・活用基本プラン」の策定や実施計画の進行管理(事務事業評価)、市民納得度調査・施策評価の試行を行ってきました。これにより、平成19年度から管理職における人事考課の本格稼働、主査級への昇任資格試験制度の導入、「行政評価システム」の本格稼働等の道筋がつかまりました。平成17年度に着手した職員数の適正化、業務品質の標準化、職場環境改善等に向けた経営改善の取組についても、平成19年度をひとつの節目として改善方策をまとめる予定です。その他の様々な取組についても、さらに加速させたり、遅れを取り戻したりと、しっかり進行管理して参ります。

そのため、本計画を着実に実行し、進行管理するための新たな庁内体制として「行革推進事務管理者」を各部署等に配置することにしました。これにより、全庁を挙げた行政革命推進体制を確立します。

本改訂版は「株式会社 三浦市」の経営再建の道筋を示したものです。今後とも私たちは、シンプル、スピード、サービスという企業経営の鉄則「3つのS」を旨として、職員一丸となって行政革命に取り組んで参ります。

平成19年6月

三浦市長 吉田 英男

(参考) 改訂第1版(平成18年度版)の「はじめに」

平成15年9月、三浦市は「行政革命戦略 5つの宣言」を発表しました。その「はじめに」の書き出しは次のようなものです。

いま、三浦市役所に必要なのは「行政革命」を起こすことです。「行政革命」は、明治維新により現代的な官僚制が成立して約130年、現在の地方自治の仕組みが確立されて約60年という長い歴史をかけて堆積した行政の文化そのものを変えることを意味します。その鍵となる言葉は「管理の論理」から「経営の論理」へ

そしていま、その発表から2年10ヶ月が経過しました。行政革命の初期に相当するこの2年10ヶ月を、「財政」、「人財」、「情報」、「組織」、「サービス・事業」という5つのテーマごとに総括すると次のようになります。

- 財政戦略 部門別予算編成により事業と事業費にメリハリをつける経験を積み、抜本的な事業見直しも検討されはじめたが、事業の進行管理は不十分である。
- 人財戦略 年功序列を基本とする人事システムの構造的見直しはほとんど進んでいない。
- 情報戦略 情報の積極的な公表・PRの機運が浸透しつつあるが、業務効率化・市民サービス向上に資するITの利活用は今日的ニーズに追いついていない。
- 組織戦略 庁内分権に基づく部門経営の仕組みは確立しつつあるが、部門経営者を位置付け、育て、活躍させるための人事システムが不備のため実態が追いついていない。
- サービス・事業戦略 アウトソーシングへの潜在的抵抗感が根強く、取組がほとんど進んでいない。

行政革命の初期段階では、「さすがに、そんなことはできないだろう」と諦めてきたことを実現することで、職員の志気を高めることを目標としていました。財政戦略や組織戦略については、新しい仕組み・ルールを次々と導入してきたこともあり、徐々にではありますが意識改革が進んでいるのではないかと思います。しかし、人事システムの見直しとアウトソーシングという、いわば「長い歴史をかけて堆積した行政の文化そのもの」の核心部分については見直しが進んでいません。初期段階の目標が十分に達成できているとは言い難いのが現状です。

2年10ヶ月を振り返って反省すべきことがもう一つあります。「5つの宣言」では具体的な取組内容を「取組方針」として掲げていましたが、それぞれの到達目標や数量として把握できる効果、取組に係るコスト、推進手法等を詳しく示してはませんでした。これが、多くの取組を停滞させた一つの要因であったと反省しています。

このような現状を真摯^{しんし}に受け止めた上で行政革命をさらに推進していくために、このたび「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成18年度版)」を策定しました。これは「株式会社 三浦市」の経営再建の道筋を示したものです。私たちは、シンプル、スピード、サービスという企業経営の鉄則「3つのS」を旨として、職員一丸となって行政革命に取り組んで参ります。

平成18年7月

三浦市長 吉田 英男

「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第2版(平成21年度版)」ができるまで

年月日	経 過
平成15年 4月 1日	政策経営室発足
平成15年 6月 1日	庁議設置運営規程改正(経営戦略会議の新設)
平成15年 6月 6日	第2回経営戦略会議(「(仮称)三浦市経営改革戦略」について経過報告)
平成15年 8月14日	「行政経営革命戦略～5つの革命宣言」(政策経営室案)を庁内パブリックコメントにかける(8月25日締切) 経営戦略会議構成員に対して、コメントを求める
平成15年 8月25日	「行政経営革命戦略～5つの革命宣言」(政策経営室案)について市長協議
平成15年 8月25～29日	市長協議結果、パブリックコメント結果を踏まえて政策経営室案を最終修正
平成15年 8月25～29日	政策経営室、行政管理部の全職員、及び平成15年度MOG全メンバーに対して、表題「行政経営革命のための戦略 5つの革命宣言」についてのコメントを求める
平成15年 9月 1日	第4回経営戦略会議にて「行政革命戦略～5つの宣言」を承認
平成15年 9月 2日	第1回政策会議にて「行政革命戦略～5つの宣言」を承認
平成18年 4月 1日	政策経営部政策経営課 行革推進担当 発足
平成18年 4月～6月	個別取組事項について各担当部課との協議及び市長・助役協議(随時)
平成18年 6月29日	職員団体に改訂版のポイントに関する情報提供
平成18年 6月30～7月5日	庁内各部課への照会
平成18年 7月 6日	第4回経営戦略会議にて「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成18年度版)」を承認
平成18年 7月 6日	第1回政策会議にて「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成18年度版)」を承認
平成19年 4月～5月	個別取組事項について各担当部課との協議及び市長・助役協議(随時)
平成19年 5月21日～29日	庁内各部課への照会
平成19年 5月30日	職員団体に改訂版に関する情報提供
平成19年 5月30日	第1回経営戦略会議にて「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成19年度版)」を承認
平成19年 5月30日	第1回政策会議にて「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成19年度版)」を承認
平成20年 2月～3月	個別取組事項について各担当部課との協議

平成20年 4月1日～3日	庁内各部課への照会
平成20年 4月10日	職員団体に改訂版に関する情報提供
平成20年 4月10日	第1回政策会議にて「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第1版(平成20年度版)」を承認
平成21年 2月～3月	個別取組事項について各担当部課との協議
平成21年 3月	庁内各部課への照会
平成21年 3月30日	第20回政策会議にて「行政革命戦略 5つの宣言 改訂第2版(平成21年度版)」を承認
平成21年 3月31日	職員団体に改訂版に関する情報提供

行政革命戦略 5つの宣言

改訂第2版(平成21年度版)

平成21年3月31日

編集 : 政策経営部 政策経営課

発行 : 三浦市